林 業 関 係 事 業 補 助 金 等 交 付 要 綱 集

令 和 ４ 年 度

林　　野　　庁

目　　次

林　業　関　係　事　業　補　助　金　等　交　付　要　綱

制　　定　昭和47年８月11日　47林野政第640号　　最終改正　令和４年３月28日　３林政政第548号

頁	項　　目
1	1 本文
	2 別表１
10	(1) 森林病害虫等防除事業等
15	(2) 治山事業
19	(3) 林地崩壊対策事業
19	(4) 治山施設等災害関連事業
20	(5) 森林環境保全整備事業
32	(6) 林道施設災害関連事業
33	(7) 林業用施設災害復旧事業監督
34	(8) 災害関連山村環境施設復旧事業
34	(9) 災害関連緊急治山事業
34	(10) 災害関連緊急地すべり防止事業
35	(11) 災害対策等緊急事業
35	(12) 北海道特定特別総合開発事業
35	(13) 特用林産施設体制整備復興事業
36	(14) 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業
39	3 別表１の(注)
40	4 別表２(第５関係)
46	5 別表３
47	6 別表４
48	7 別記様式第１号(交付申請書)
49	8 別記様式第２号(変更承認申請書)
49	9 別記様式第３号(遅延届出書)

頁	項　　目
50	10 別記様式第４号(遂行状況報告書)
51	11 別記様式第５号(実績報告書)
51	12 別記様式第６号(消費税仕入控除税額報告書)
53	13 別記様式第７号(財産管理台帳)
54	14 別記様式第８号(補助金調書)
55	15 別紙(消費税仕入控除税額集計表)
56	16 別紙様式(契約に係る指名停止等に関する申立書)
	別記様式
57	1 森林病害虫等防除事業等
78	2 治山事業
86	3 林地崩壊対策事業
91	4 治山施設等災害関連事業
94	5 森林環境保全整備事業
107	6 林道施設災害関連事業
110	7 林業用施設災害復旧事業監督事務
112	8 災害関連山村環境施設復旧事業
115	9 災害関連緊急治山事業
118	10 災害関連緊急地すべり防止事業
123	11 災害対策等緊急事業
124	12 北海道特定特別総合開発事業
125	13 特用林産施設体制整備復興事業
135	14 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱

制　　定　平成30年３月30日　29林政政第893号　　最終改正　令和４年３月28日　３林政政第547号

頁	項　　目
143	本文
153	別表１
175	別表２
178	別表３
183	別記様式第１号－１（交付申請書）
190	別記様式第１号－２（交付申請書）
196	別記様式第１号－３（交付申請書）
220	別記様式第２号(指名停止等に関する申立書)
220	別記様式第３号－１(変更等承認申請書)
221	別記様式第３号－２(変更等承認申請書)
221	別記様式第４号－１(遅延届出書)
222	別記様式第４号－２(遅延届出書)

頁	項　　目
222	別記様式第５号－１(遂行状況報告書)
223	別記様式第５号－２(遂行状況報告書)
223	別記様式第６号－１(概算払請求書)
224	別記様式第６号－２(概算払請求書)
224	別記様式第７号－１(実績報告書)
225	別記様式第７号－２(実績報告書)
226	別記様式第８号－１(消費税仕入控除税額報告書)
227	別記様式第８号－２(消費税仕入控除税額報告書)
228	別記様式第９号(財産管理台帳)
229	別記様式第10号(補助金等調書)
230	別記様式第11号(誓約書)

森林整備地域活動支援交付金等交付要綱(基金事業)

制　　定　平成24年４月６日　23林政経第373号　　最終改正　平成26年４月１日　26林整森第287号

頁	項　　目
231	本文
233	別表(第３関係)
234	別記様式第１号(交付申請書)
234	別記様式第２号(変更等承認申請書)

頁	項　　目
235	別記様式第３号(支払請求書)
235	別記様式第４号(実績報告書)
236	別記様式第５号(交付金等調書)
237	別記様式(Ⅰ、Ⅱ)

美しい森林づくり基盤整備交付金交付等要綱

制　　定　平成20年８月４日　20林整整第450号
最終改正　令和４年４月１日　３林整整第1153号

頁	項　　目
240	本文
245	別紙様式第１号－１(交付申請書)
246	別紙様式第１号－２(交付申請書)
246	別紙様式第２号(変更承認申請書)
247	別紙様式第３号(遅延届出書)
248	別紙様式第４号(遂行状況報告書)
248	別紙様式第５号－１(実績報告書)
249	別紙様式第５号－２(実績報告書)
249	別紙様式第６号(消費税等相当額報告書)
251	別紙様式第７号(財産管理台帳)
252	別紙様式第８号(交付金調書)
253	別紙様式第９号(指名停止等に関する申立書)
254	別紙(消費税等相当額集計表)
255	別紙様式(Ⅰ～Ⅳ)

地方創生道整備推進交付金交付要綱

制　　定　平成28年４月20日
　28農振第150号、国道環安第８号
最終改正　令和２年３月31日
　元農振第2594号、国道環第90号

頁	項　　目
260	本文
263	別表１
263	別表２

地方創生道整備推進交付金交付要領

制　　定　平成28年４月20日
　28農振第167号、28林整整第30号、国道総第26号
最終改正　令和２年12月25日
　２農振第2498号、２林整整第827号、国道総第299号

頁	目
264	本文
266	別紙１(交付申請書)
266	別紙２(変更交付申請書)
267	別紙３(申請取下書)
267	別紙４(遂行状況報告書)
268	別紙５(実績報告書)
268	別紙６(年度終了実績報告書)
269	様式(Ⅰ～Ⅵ)
278	別紙７(総括表)

１ 林業関係事業補助金等交付要綱

昭和 47 年 8 月 11 日　47 林野政第 640 号
最終改正　令和４年３月 28 日　３林政政第 548 号
農林事務次官依命通知

第１　農林水産大臣は、林業を振興し、国土の保全を図るために都道府県が行う別表１の林業関係事業（以下「補助事業等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和３１年農林省令第１８号。以下「規則」という。)及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成１２年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成１２年６月２３日農林水産省告示第９００号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第２　補助事業等を実施するために必要な経費のうち、補助金等の交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する国の補助率は、別表１に定めるところによる。
２　別表１の事業及び事業細目の欄に掲げる事業に要する経費は、相互に流用してはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて林道施設災害関連事業及び災害関連山村環境施設復旧事業の監督事務に要する経費を当該事業の他の事業細目に掲げる経費に流用する場合は、この限りではない。

第３　規則第２条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金等の交付を受けようとする都道府県は、交付申請書を農林水産大臣（事務委任に係るもので沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
２　都道府県は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

第４　規則第２条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。

第５　次に掲げる経費についての交付決定に係る額の算定は、別表２に定めるところにより行うものとする。
(1) 森林法施行令第１５条第１号に規定する経費

(2) 森林法施行令第１５条第２号に規定する経費
(3) 森林法施行令第１５条第３号に規定する経費
(4) 森林病害虫等防除法施行令第３条第１号に規定する経費
(5) 森林病害虫等防除法施行令第３条第２号に規定する事務費

第６　農林水産大臣は、第３第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県に対しその旨を通知するものとする。
２　第３第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は１月とする。

第７　都道府県は、第３第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第６第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して１５日以内にその旨を記載した取下書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第８　都道府県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第２号による補助事業等変更（中止又は廃止）承認申請書を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。
(1)　補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第９に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
(2)　補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第９に規定する軽微な変更を除く。
(3)　補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
２　補助事業者は前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて農林水産大臣の承認を受けることができる。
３　農林水産大臣は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第９　規則第３条第１号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表１の事業区分に応じ定められた重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第 10　都道府県は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第３号による遅延届出書を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

第 11　都道府県は、補助事業等の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第４号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月 31 日までに農林水産大臣に提出しなければならない。
なお、林野庁長官が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、都道府県が補助事業等について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和 42 年５月１日付け蔵計第 946 号）に係る報告を林野庁に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

３　第１項による報告のほか、農林水産大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

第 12　規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第５号のとおりとし、都道府県は、補助事業等が完了したとき（第８第１項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、１月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日（都道府県に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の６月１０日）までに、実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　第３第２項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第３第２項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第３第２項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県は、第１項の実績報告書を提出した後において、第３第２項ただし書きに該当した各事業主体が消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第６号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

第 13　農林水産大臣は、第１２第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、都道府県に通知するものとする。

２　農林水産大臣は、都道府県に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日（都道府県において当該補助金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は９０日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 14　都道府県は、第 13 第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、農林水産大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 12 第１項に準じて提出するものとする。

２　農林水産大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 13 第１項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3　第13第２項及び第３項の規定は前項の場合に準用する。

第15　農林水産大臣は、第８第１項第３号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第６第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)　都道府県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2)　都道府県が、補助金等を補助事業以外の用途に使用した場合

(3)　都道府県が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4)　間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し、法令に違反した場合。

(5)　間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。

(6)　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　農林水産大臣は、第１項(1)から(5)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第１３第３項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

第16　都道府県は、補助対象経費（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第17　取得財産等のうち適正化法施行令第１３条第４号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具とする。

２　取得財産等のうち適正化施行令第１３条第５号の農林水産大臣が定める財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のソフトウェアとする。

３　適正化法第２２条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

４　都道府県は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

５　前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第18　都道府県は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農林水産大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

第 19　都道府県は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2　都道府県は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

3　都道府県は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第７号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4　前３項及び第 20 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 20　都道府県は、当該補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第８号による補助金調書を作成しておかなければならない。

第 21　都道府県は、別表１（１）の事業について第３第１項の規定による交付の申請、第７の規定による申請の取下げ、第８第１項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 10 第１項の規定による遅延届出、第 10 第２項の規定による繰越承認申請、第 11 の規定による状況報告及び概算払請求、第 12 第１項による実績報告、第 12 第３項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告並びに第 17 第３項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2　都道府県は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3　農林水産大臣は、第１項の規定により交付申請等が行われた都道府県に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4　都道府県が第１項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

第 22　都道府県は、間接補助事業者に補助金等を交付するときは、本要綱第３から第 20 までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げるを付さなければならない。

(1)　適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2)　間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県による間接補助金の交付の決定をもって都道府県の承認を受けたものとすること。

ア　担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ　本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3)　前号による都道府県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがあること。

2　都道府県は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1)　間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2)　間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3　都道府県は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金等を交付するときは、間接補助事業者に対し、第１項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第８号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

4　都道府県は、間接補助事業者に対する間接補助金等の交付に先立ち、間接補助事業者に対する間接補助金等の交付に際し付す条件の内容について農林水産大臣に届け出なければならない。

5　都道府県は、間接補助事業者が間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

6　都道府県は、第１項第２号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第１項第２号ただし書の場合にあっては、第６による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に農林水産大臣の承認を受けたものとする。

7　都道府県は、第１項第３号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

8　第１項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

9　都道府県は、間接補助事業等に関して、間接補助事業者から補助金等の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金等の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附則

1　この通知は、平成 26 年４月１日から施行する。

2　林業関係事業補助金等交付要綱の一部改正について（平成 26 年４月１日付け 25 林政政第 658 号農林事務次官依命通知）による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお、従前の例による。

3　別表１の事業の欄の（５）森林環境保全整備事業の項の規定にかかわらず、特定市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）附則第５条第１項に規定する特定市町村をいう。）の区域（同法附則第６条第１項、第７条第１項又は第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）において、令和３年度から令和８年度までの間（特別特定市町村（同法附則第５条第１項に規定する特別特定市町村をいう。）の区域（同法附則第６条第２項、第７条第２項又は第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）にあって、令和３年度から令和９年度までの間）にその工事に着手した事業に係る国の補助率については、当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ次の表に定めるところによる。

事業種目		国庫補助率						
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
特定森林再生事業、森林資源循環利用林道整備事業、山村強靱化林道整備事業及び林業専用道整備事業	１　森林災害等復旧林道又は森林造成林道の開設であって、北海道及び離島振興対策実施地域で振興山村以外の地域で行うもの	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の 55/100	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の 55/100	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の 54/100（特別特定市町村の区域にあっては、55/100）	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の 53/100（特別特定市町村の区域にあっては、54/100）	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の 52/100（特別特定市町村の区域にあっては、53/100）	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の 51/100（特別特定市町村の区域にあっては、52/100）	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の 50/100（特別特定市町村の区域にあっては、 51/100）
		森林組合等が行うものについては事業費の 60/100	森林組合等が行うものについては事業費の 60/100	森林組合等が行うものについては事業費の 59/100（特別特定市町村の区域にあっては、60/100）	森林組合等が行うものについては事業費の 58/100（特別特定市町村の区域にあっては、59/100）	森林組合等が行うものについては事業費の 57/100（特別特定市町村の区域にあっては、58/100）	森林組合等が行うものについては事業費の 56/100（特別特定市町村の区域にあっては、57/100）	森林組合等が行うものについては事業費の 55/100（特別特定市町村の区域にあっては、56/100）
	２　森林災害等復旧林道又は森林造成林道	森林組合等が行うものについては事業費の	森林組合等が行うものについては事業費の	森林組合等が行うものについては事業費の	森林組合等が行うものについては事業費の	森林組合等が行うものについては事業費の	森林組合等が行うものについては事業費の	森林組合等が行うものについては事業費の

	の開設であって北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域で行うもの	55/100	55/100	54/100（特別特定市町村の区域にあっては、55/100）	53/100（特別特定市町村の区域にあっては、54/100）	52/100（特別特定市町村の区域にあっては、53/100）	51/100（特別特定市町村の区域にあっては、52/100）	50/100（特別特定市町村の区域にあっては、51/100）
	3　森林災害等復旧林道、森林造成林道及び峰越連絡林道以外の林道の開設であって、北海道及び離島振興対策実施地域で振興山村以外の地域で行うもの	森林組合等が行うものについては事業費の55/100	森林組合等が行うものについては事業費の55/100	森林組合等が行うものについては事業費の54/100（特別特定市町村の区域にあっては、55/100）	森林組合等が行うものについては事業費の53/100（特別特定市町村の区域にあっては、54/100）	森林組合等が行うものについては事業費の52/100（特別特定市町村の区域にあっては、53/100）	森林組合等が行うものについては事業費の51/100（特別特定市町村の区域にあっては、52/100）	森林組合等が行うものについては事業費の50/100（特別特定市町村の区域にあっては、51/100）
	4　森林災害等復旧林道、森林造成林道及び峰越連絡林道以外の林道の開設であって、北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域で行うもの	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の50/100	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の50/100	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の49/100（特別特定市町村の区域にあっては、50/100）	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の48/100（特別特定市町村の区域にあっては、49/100）	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の47/100（特別特定市町村の区域にあっては、48/100）	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の46/100（特別特定市町村の区域にあっては、47/100）	都道府県又は市町村が行うものについては事業費の45/100（特別特定市町村の区域にあっては、46/100）
		森林組合等が行うものについては事業費の50/100	森林組合等が行うものについては事業費の50/100	森林組合等が行うものについては事業費の49/100（特別特定市町村の区域にあっては、	森林組合等が行うものについては事業費の48/100（特別特定市町村の区域にあっては、	森林組合等が行うものについては事業費の47/100（特別特定市町村の区域にあっては、	森林組合等が行うものについては事業費の46/100（特別特定市町村の区域にあっては、	森林組合等が行うものについては事業費の45/100（特別特定市町村の区域にあっては、

				50/100)	49/100)	48/100)	47/100)	46/100)

附則

1　この通知は、令和３年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の林業関係事業補助金等交付要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和４年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の林業関係事業補助金等交付要綱（昭和 47 年８月 11 日付け 47 林野政第 640 号農林事務次官依命通知）に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

2 別表１（第１、第２、第９関係）

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(1)森林病害虫等防除事業等	1　保安林整備管理事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	保安林整備管理事業	別表２に定めるところにより算定した額の1/2		保安林損失補償事業費とそれ以外の事業費との経費間の増減	
	2　森林病害虫等防除事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費	森林病害虫等防除事業	松くい虫（森林病害虫等防除法（昭和２５年法律第５３号。以下「防除法」という。）第２条第１項第１号の松くい虫をいう。以下同じ。）の防除法第５条第１項の規定による同法第３条第１項第１号、第２号及び第６号に掲げる措置並びに防除法第７条の規定による同法第３条第１項第６号に掲げる措置（以下「松くい虫伐倒駆除」、「松くい虫伐採跡地駆除」、「松くい虫伐採木等駆除」及び「松くい虫枯損幼齢木駆除」という。）、同法第５条第２項の規定による特別伐倒駆除（以下「松くい虫特別伐倒駆除」という。）並びに同法第５条第３項の規定による補完伐倒駆除（以下「松くい虫補完伐倒駆除」という。）については、別表２に定めるところにより算定した額の1/2		1　森林病害虫等防除事業に要する経費のうち (1)　防除法に基づく松くい虫の防除及び法定森林病害虫等のうち松くい虫を除いたものの予防並びに駆除に要する経費の30％を超える増減 (2)　奨励防除に要する経費の30％を超える増減 (3)　防除に附帯する事業に要する経費の30％を超える増減 (4)　(1)、(2)及び(3)に掲げる経費の30％を超える相互間の増減 2　防除に関する事務に要する経費のうち法定森林病害虫等の駆除に関する事務（奨励防除に係るものを除く。）に要する経費と奨励防除に関する事務に要する経費との間の増減 3　１に掲げる経費から２に掲げる経費への増	森林病害虫等別及び防除方法等別（松くい虫伐倒駆除、松くい虫伐採跡地駆除、松くい虫伐採木等駆除、松くい虫枯損幼齢木駆除、松くい虫特別伐倒駆除、松くい虫補完伐倒駆除、松くい虫薬剤防除（特別防除）、松くい虫薬剤防除(地上散布)松くい虫薬剤防除（無人ヘリコプター散布）松くい虫薬剤防除（樹幹注入）、松くい虫薬剤防除（被害拡大未然防止対策緊急防除）、その他松くい虫伐倒駆除、その他松くい虫薬剤防除、からまつ先枯病伐倒駆除、からまつ先枯病薬剤駆除、のねずみ薬剤駆除、食葉性害虫（松毛虫、まいまいが）薬剤駆除、たまばえ類（まつばのたまばえ、すぎたまばえ)薬剤防除、すぎはだに薬剤駆除及びカシノナガキクイムシの予防並びに駆除の区分をいう。）事業量の30％を超える減少
			松くい虫の防除法第５条第１項の規定による同法第３条第１項第４号に掲げる措置(以下「松くい虫薬剤防除」という。）については、別表２に定めるところにより算定した額の1/2			
			松の樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類（以下「その他松くい虫」という。）及びからまつ先枯病の伐倒駆除については、別表２に定めるところにより算定した額の1/2 のねずみの薬剤駆除については、別表２に定めるところにより算定した額の1/3（北海道にあっては3/8)	事業費の2/2 事業費の1/2		

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			その他松くい虫の薬剤防除並びに食葉性害虫（松毛虫、まいまいが)、たまばえ類（まつばのたまばえ、すぎたまばえ)、すぎはだに及びからまつ先枯病の薬剤駆除については、別表２に定めるところにより算定した額の1/2	事業費の3/4		
			奨励防除については、事業費の1/2以内	事業費の3/4		
			ナラ類等せん孔性害虫防除(都道府県が実施主体のもの）については、事業費の1/2以内			
			ナラ類等せん孔性害虫防除（都道府県以外が実施主体のもの）については、事業費の1/2以内	事業費の3/4		
			防除に関する事務のうち、森林病害虫等の駆除に関する事務（奨励防除に係るものを除く。）については、別表２に定めるところにより算定した額の1/2			
			奨励防除に関する事務ついては、事業費の1/2以内			
			防除に附帯する事業（被害防止対策等で都道府県が実施主体のもの）については、事業費の1/2以内			
			防除に附帯する事業（被害防止対策等で都道府県以外が実施主体のもの）については、事業費の1/2以内	事業費の3/4		

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	3　森林資源地方公共団体管理事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	地域森林計画編成事業	別表２に定めるところにより算定した額の1/2		事業に要する経費の30％を超える増減	
	4　林業普及指導事業 都道府県が林業普及指導事業を行うのに要する次の経費 (1)　普及指導員の設置 (2)　巡回指導 (3)　巡回指導施設の設置 (4)　地域運営 (5)　林業普及指導員の研修 (6)　林業技術現地適応化 (7)　林業普及情報活動システム (8)　林業大学校等への支援 (9)　林業後継者の育成・確保 (10) 民国連携会議の実施 (11) 新たな林業技術等の普及	林業普及指導事業	定額		経費欄に掲げるそれぞれの経費の30％（30％に相当する額が10万円以下であるときは10万円）を超える増減	林業普及指導員の設置数の３％を超える減少 ただし、林業普及指導員の12カ月未満の設置の取扱については、次のいずれかに該当するときは当該年度に１名設置されたものとみなす １　当該年度において１人の林業普及指導員の在職期間が延べ６カ月以上に達する場合 ２　当該年度において２人以上の林業普及指導員の在職期間が延べ６カ月以上に達する場合

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	5　早生樹等優良種苗生産推進対策 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する(1)、(2)、(3)及び(4)の経費並びに都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、(2)、(3)及び(4)の経費について「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費 (1) 指定採取源の拡大 (2) 早生樹母樹林の保全・整備 (3) 採種園等の造成・改良等 (4) 山取り採穂の推進	早生樹等優良種苗生産推進対策	1　指定採取源の拡大について 定額 2　早生樹母樹林の保全・整備について 定額 3　採種園等の造成・改良等について 事業費の1/2以内 4　山取り採穂の推進について 定額	 早生樹母樹林の保全・整備について 定額 採種園等の造成・改良等について 事業費の1/2 山取り採穂の推進について 定額	事業実施主体ごとの経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
	6　緑の青年就業準備給付金事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する(1)及び(2)の経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う林業労働力確保支援センターに対し、(1)及び(2)の経費について「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費 (1) 給付金事業 (2) 推進事業	緑の青年就業準備給付金事業	定額	定額	1　給付金事業に要する経費の30%を超える増減 2　推進事業費の増額	1　給付対象者数の30%を超える増減 2　事業実施主体、研修機関等の変更

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	7　シカによる森林被害緊急対策事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する(1)、(2)及び(3)の経費又は都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、(1)及び(2)の経費について「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費 (1)シカ広域捕獲支援事業 (2)シカ捕獲効率向上対策事業 (3)シカ被害対策技術実証事業	１シカ広域捕獲支援事業	定額		事業実施主体ごとの経費の30%を超える増減	
		２シカ捕獲効率向上対策事業	定額	定額	事業実施主体ごとの経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
		３シカ被害対策技術実証事業	定額		事業実施主体ごとの経費の30%を超える増減	
	8　森林資源デジタル管理推進対策 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費	森林資源デジタル管理推進事業	1　レーザ計測情報整備について 定額 2　境界案作成支援ソフト整備について 定額 3　路網設計支援ソフト整備について 定額 4　所有者情報等の精度向上について 事業費の1/2以内	1　レーザ計測情報整備について 定額 2　境界案作成支援ソフト整備について 定額 3　路網設計支援ソフト整備について 定額 4　所有者情報等の精度向上について 事業費の1/2以内	事業実施主体ごとの経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
	9　ＩＣＴ技術活用促進事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費	ＩＣＴ技術活用促進事業	事業費の1/2以内	事業費の1/2以内		事業実施主体の変更

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(2) 治山事業	都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	治山激甚災害対策特別緊急事業 火山治山激甚災害対策特別緊急事業	工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の5.5/10 ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(2)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の7/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の9/10		1　各事業細目ごとの施行箇所別の本工事費等の30％（30％に相当する額が150万円以下であるときは150万円）を超える増額 2　各事業細目ごとの機械器具費の30％を超える増額 3　山地治山総合対策事業及び水源地域等保安整備事業にあっては、国の補助率欄に掲げる各事業ごと又は異なる補助率の事業ごとの本工事費等の30%を超える増減	各事業細目について、その施行箇所の変更
		地すべり激甚災害対策特別緊急事業	1　渓流事業について 工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の5.5/10 ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(2)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の7/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の8/10 2　山腹事業について 工事費の1/2 ただし、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の6/10			
		山地治山総合対策事業	1　復旧治山事業について 工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の1/2 ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(2)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の2/3、火山地域において実施する事業にあっては工事費の5.5/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の9/10			

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			2　山地災害重点地域総合対策事業について 　工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の1/2 　ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(2)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の2/3、火山地域において実施する事業にあっては工事費の5.5/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の9/10 3　流木防止総合対策事業について 　工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の1/2 　ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(2)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の2/3、火山地域において実施する事業にあっては工事費の5.5/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の9/10 4　緊急総合治山事業について 　工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の1/2 　ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(2)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の2/3、火山地域において実施する事業にあっては工事費の5.5/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の9/10			

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			5　緊急予防治山事業について 　工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。)の1/2 　ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(2)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の2/3、火山地域において実施する事業にあっては工事費の5.5/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の9/10 6　緊急機能強化・老朽化対策事業 　工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。)の1/2 　ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(2)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の2/3、火山地域において実施する事業にあっては工事費の5.5/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の9/10 7　地すべり防止事業について (1)　渓流事業 　工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。) の1/2 　ただし、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の2/3、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の8/10 (2)　山腹事業 　工事費の1/2 　ただし、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の6/10			

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			8　緊急総合地すべり防止事業について (1)　渓流事業 工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。)の1/2 ただし、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の2/3、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の8/10 (2)　山腹事業 工事費の1/2 ただし、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の6/10 9　防災林造成事業について (1)　防災林造成事業 工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。)の1/2 ただし、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の6/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の8/10 (2)　保安林整備事業（緊急改良及び買入） (i)　保安林緊急改良にあっては工事費の1/2 (ii)　保安林買入にあっては工事費の1/3			
		流域保全総合治山等事業	1　流域保全総合治山事業について 工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の1/2 ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(2)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の2/3、火山地域にあっては実施する事業については工事費の5.5/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の9/10 2　保安林整備事業について (1)　保安林改良にあっては工事費の1/2 (2)　保育にあっては工事費の1/3			

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(3) 林地崩壊対策事業	都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う市町村に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費及び都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費	林地崩壊防止事業	工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）及び指導監督費の1/2以内	事業費の1/2	1　施行箇所ごとの本工事費等の30％（30％に相当する額が150万円以下であるときは150万円）を超える増額 2　市町村ごとの機械器具費の30％を超える増額 3　市町村に係る事業費と都道府県に係る指導監督費との間の増減	各施行箇所の変更
		災害関連山地災害危険地区対策事業	1　補助基本額（工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）から受益者負担金相当額を控除した額をいう。以下同じ。）の1/2以内 2　指導監督費の1/2以内	補助基本額の1/2		
(4) 治山施設等災害関連事業	都道府県が治山施設等災害関連事業を行うのに要する経費及び市町村が実施する場合において都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費	治山施設災害関連事業 地すべり防止施設災害関連事業 特殊地下壕対策災害関連事業	工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）及び指導監督費の1/2		各施行箇所ごとの工事費の30％（30％に相当する額が150万円以下であるときは150万円）を超える増額	各施行箇所の変更

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(5) 森林環境保全整備事業	1　都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業のうち森林資源循環利用林道整備事業における林道整備（林業生産基盤整備道等開設、林業生産基盤整備道等改良・舗装、林業専用道開設及び林業専用道等改良・舗装)、山村強靭化林道整備事業における林道整備（山村強靭化林道開設、山村強靭化林道改良・舗装)、林業専用道整備事業における林道整備（林業専用道開設、林業専用道等改良・舗装）及び特定森林再生事業における林道整備(森林災害等復旧林道開設)を行うのに要する経費並びに都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業のうち森林資源循環利用林道整備事業（林業生産基盤整備道等開設、林業生産基盤整備道等改良・舗装、林業専用道開設及び林業専用道等改良・舗装)、山村強靭化林道整備事業における林道整備（山村強靭化林道開設、山村強靭化林道改良・舗装)、林業専用道整備事業における林道整備（林業専用道開設、林業専用道等改良・舗装）及び特定森林再生事業における林道整備（森林災害等復旧林道開設）を行う者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を超える補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費及び都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費 2　1以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する経費並びに都道府県が事業を行う者に対し､「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合	森林環境保全直接支援事業	1　事業費(事務雑費、工事雑費及び都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。以下この事業において同じ。）の3/10 ただし、沖縄県については、事業費の2/3 2　指導監督費について 指導監督費の3/10以内 ただし、沖縄県については指導監督費の2/3以内	1　事業費の4/10 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備については事業費の5/10、沖縄県については事業費の2/3	指導監督費の増額	
		特定森林再生事業	1　林道整備（森林災害等復旧林道開設）について 事業費の50/100 ただし､都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項、第41条第１項若しくは第２項、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の市町村及び振興山村の地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村をいう。以下同じ。）並びに森林組合等（生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。）が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100、沖縄県については事業費の80/100 2　保全松林緊急保護整備について 事業費の5/10	1　林道整備(森林災害等復旧林道開設)について 事業費の50/100 ただし、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の55/100､森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100、沖縄県については事業費の80/100 2　保全松林緊急保護整備について 事業費の7/10	1　林道整備(森林災害等復旧林道開設) 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減 2　1以外の事業 指導監督費の増額	林道整備(森林災害等復旧林道開設) (1)　施行路線又は施行主体の変更 (2)　施行路線の位置又は車道幅員の変更 (3)　施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	における当該補助に要する経費及び都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費		3　不発弾等事前探査について 事業費の10/10 4　1、2及び3以外の事業について 事業費の3/10 ただし、沖縄県については事業費の2/3 5　指導監督費について (1)　林道整備（森林災害等復旧林道開設）に係るもの 指導監督費の50/100以内 ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については指導監督費の55/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については指導監督費の60/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 (2)　(1)以外の事業に係るもの 指導監督費の3/10以内 ただし、沖縄県については指導監督費の2/3以内	3　不発弾等事前探査について 事業費の10/10 4　1、2及び3以外の事業について事業費の4/10 ただし、市町村及び森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備については事業費の5/10、沖縄県については事業費の2/3		

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
		森林資源循環利用林道整備事業	1　林道整備（林業生産基盤整備道開設）について (1)　森林造成林道（間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、森林法（昭和26年法律第249号）第39条第３項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。）に係るもの 事業費（事務雑費、工事雑費及び都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。以下この事業細目において同じ。）の50/100 ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100、沖縄県については事業費の80/100 (2)　峰越連絡林道（林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程（昭和48年４月１日付け48林野道第107号林野庁長官通知。以下「林道規程」という。）に規定する自動車道に該当する既設の林道（以下「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ。）に係るもの ア　幹線林道 (ｱ)　都道府県又は市町村が行うもの 事業費の50/100 ただし、北海道及び離島については事	1　林道整備(林業生産基盤整備道開設)について (1)　森林造成林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100、沖縄県については事業費の80/100 (2)　峰越連絡林道に係るもの ア　幹線林道 (ｱ)　市町村が行うもの 事業費の50/100 ただし、北海道及び離島については事業費の55/100、沖縄県については事業費の80/100 (ｲ)　(ｱ)以外の者が行うもの 事業費の2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の75/100、沖縄県については80/100 イ　その他の林道 事業費の50/100	1　林道整備（林業生産基盤整備道開設及び林業専用道開設） 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減 2　林道整備（林業生産基盤整備道改良・舗装及び林業専用道等改良・舗装） 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減	1　林道整備（林業生産基盤整備道開設及び林業専用道開設） (1)　施行路線又は施行主体の変更 (2)　施行路線の位置又は車道幅員の変更 (3)　施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少 2　林道整備（林業生産基盤整備道改良・舗装及び林業専用道等改良・舗装） (1)　施行路線又は施行主体の変更 (2)　施行路線の位置又は車道幅員の変更 (3)　施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			業費の55/100、沖縄県については事業費の80/100 (ｲ)　(ｱ)以外の者が行うもの 事業費の2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の75/100、沖縄県については80/100 ｲ　その他の林道 事業費の50/100 ただし、沖縄県については事業費の80/100 (3)　(1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く過疎地域の市町村及び振興山村の地域、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100 2　林道整備(林業生産基盤整備道改良・舗装)について (1)　幹線林道 事業費の50/100 (2)　その他の林道 事業費の30/100 ただし､舗装を実施する場合については、事業費の１/３	ただし、沖縄県については事業費の80/100 (3)　(1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く過疎地域の市町村及び振興山村の地域、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100 2　林道整備（林業生産基盤整備道改良・舗装）について (1)　幹線林道 事業費の50/100 (2)　その他の林道 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の１/３		

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			3　林道整備（林業専用道開設）について 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100	3　林道整備（林業専用道開設）について 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100		
			4　林道整備（林業専用道等改良・舗装）について 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については事業費の１/３	4　林道整備(林業専用道等改良・舗装)について 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3		
			5　林道整備（路網計画策定）について 事業費の50/100	5　林道整備（路網計画策定）について 事業費の50/100		
			6　林道整備（施設集約化（撤去））について 事業費の30/100	6　林道整備（施設集約化（撤去））について 事業費の30/100		
			7　１～６以外の林道整備について 事業費の45/100以内	7　１～６以外の林道整備について 事業費の45/100		
			8　指導監督費について (1)　林道整備（林業生産基盤整備道の開設）について			

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			ア　森林造成林道に係るもの 指導監督費の50/100以内 ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については指導監督費の55/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については指導監督費の60/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 イ　峰越連絡林道に係るもの (ｱ)　幹線林道に係るもの a　都道府県又は市町村が行うもの 指導監督費の50/100以内 ただし、北海道及び離島については指導監督費の55/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 b　a以外の者が行うもの 指導監督費の2/3以内 ただし、北海道及び離島については指導監督費の75/100以内、沖縄県については指導監督費80/100以内 (ｲ)　その他の林道に係るもの 指導監督費の50/100以内 ただし、沖縄県については指導監督費の80/100以内 ウ　ア及びイ以外の林道に係るもの 指導監督費の45/100以内 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く過疎地域の市町村及び振興山村の地域、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の			

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については指導監督費の50/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島については、指導監督費の55/100以内、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の65/100以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の70/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 (2)　林道整備（林業生産基盤整備道改良・舗装）について ア　幹線林道 指導監督費の50/100以内 イ　その他の林道 指導監督費の30/100以内 ただし、舗装を実施する場合については、指導監督費の１／３以内 (3)　林道整備（林業専用道開設）について 指導監督費の45/100以内 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については指導監督費の50/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島については指導監督費の55/100以内、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の65/100以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の70/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 (4)　林道整備（林業専用道等改良・舗装）について 指導監督費の30/100以内			

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			ただし、舗装を実施する場合については、指導監督費の1/3以内 (5)　林道整備（施設集約化（撤去））について 指導監督費の30/100以内 (6)　(1)～(5)以外の林道整備に係るもの指導監督費の45/100以内			
		山村強靭化林道整備事業	1　林道整備（山村強靭化林道開設）について (1)　森林造成林道に係るもの 事業費（事務雑費、工事雑費及び都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。以下この事業細目において同じ。）の50/100 ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100、沖縄県については事業費の80/100 (2)　峰越連絡林道に係るもの ア　幹線林道 (ｱ)　都道府県又は市町村が行うもの 事業費の50/100 ただし、北海道及び離島については事業費の55/100、沖縄県については事業費の80/100 (ｲ)　(ｱ)以外のもの 事業費の2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の75/100、沖縄県については80/100 イ　その他の林道 事業費の50/100	1　林道整備（山村強靭化林道開設）について (1)　森林造成林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100、沖縄県については事業費の80/100 (2)　峰越連絡林道に係るもの ア　幹線林道 (ｱ)　市町村が行うもの 事業費の50/100 ただし、北海道及び離島については事業費の55/100、沖縄県については事業費の80/100 (ｲ)　(ｱ)以外のもの 事業費の2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の75/100、沖縄県については80/100 イ　その他の林道	1　林道整備（山村強靭化林道開設） 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減 2　林道整備（山村強靭化林道改良・舗装） 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減	1　林道整備（山村強靭化林道開設） (1)　施行路線又は施行主体の変更 (2)　施行路線の位置又は車道幅員の変更 (3)　施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少 2　林道整備（山村強靭化林道改良・舗装） (1)　施行路線又は施行主体の変更 (2)　施行路線の位置又は車道幅員の変更 (3)　施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			ただし、沖縄県については事業費の80/100 (3)　(1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く過疎地域の市町村及び振興山村の地域、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100 2　林道整備（山村強靱化林道改良・舗装）について (1)　幹線林道 事業費の50/100 (2)　その他の林道 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の１／３ 3　林道整備（路網計画策定）について 事業費の50/100 4　林道整備（施設集約化（撤去））について 事業費の30/100	ただし、沖縄県については事業費の80/100 (3)　(1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く過疎地域の市町村及び振興山村の地域、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100 2　林道整備（山村強靱化林道改良・舗装）について (1)　幹線林道 事業費の50/100 (2)　その他の林道 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の１／３ 3　林道整備（路網計画策定）について 事業費の50/100 4　林道整備（施設集約化（撤去））について 事業費の30/100		

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			5　１～４以外の林道整備について 事業費の45/100以内 6　指導監督費について (1)　林道整備（山村強靭化林道開設）について ア　森林造成林道に係るもの 指導監督費の50/100以内 ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については指導監督費の55/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については指導監督費の60/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 イ　峰越連絡林道に係るもの (ｱ)　幹線林道に係るもの a　都道府県又は市町村が行うもの 指導監督費の50/100以内 ただし、北海道及び離島については指導監督費の55/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 b　a以外の者が行うもの 指導監督費の2/3以内 ただし、北海道及び離島については指導監督費の75/100以内、沖縄県については指導監督費80/100以内 (ｲ)　その他の林道に係るもの 指導監督費の50/100以内 ただし、沖縄県については指導監督費の80/100以内	4　１～４以外の林道整備について 事業費の45/100		

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			ウ　ア及びイ以外の林道に係るもの 指導監督費の45/100以内 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く過疎地域の市町村及び振興山村の地域、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については指導監督費の50/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島については、指導監督費の55/100以内、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の65/100以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の70/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 (2)　林道整備（山村強靱化林道改良・舗装）について ア　幹線林道 指導監督費の50/100以内 イ　その他の林道 指導監督費の30/100以内 ただし、舗装を実施する場合については、指導監督費の１／３以内 (3)　林道整備（施設集約化（撤去））について 指導監督費の30/100以内 (4)　(1)～(3)以外の林道整備に係るもの 指導監督費の45/100以内			
		林業専用道整備事業	1　林道整備（林業専用道開設）について 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域､都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事	1　林道整備（林業専用道開設）について 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群	林道整備（林業専用道開設） 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減	林道整備（林業専用道開設） (1)　施行路線又は施行主体の変更 (2)　施行路線の位置又は車道幅員の変更 (3)　施行路線ごとの施

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道（「過疎地域自立促進特別措置法」第14条第1項の規定に基づき指定された基幹的な林道をいう。以下同じ。）については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100 2　林道整備（林業専用道等改良・舗装）について 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については事業費の1/3 3　林道整備(ふくしま森林再生路網計画策定)について 事業費の50/100 4　林道整備（施設集約化（撤去））について 事業費の30/100 5　１～４以外の林道整備について 事業費の45/100以内 6　指導監督費について (1)　林道整備（林業専用道開設）について 指導監督費の45/100以内 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島並びに森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については指導監督費の50/100以内、森	島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域以外の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100 2　林道整備(林業専用道等改良・舗装)について 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3 3　林道整備（ふくしま森林再生路網計画策定について 事業費の50/100 4　林道整備（施設集約化（撤去））について 事業費の30/100 5　１～４以外の林道整備について 事業費の45/100	林道整備（林業専用道等改良・舗装） 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減	林道整備（林業専用道等改良・舗装） (1)　施行路線又は施行主体の変更 (2)　施行路線の位置又は車道幅員の変更 (3)　施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			林組合等が行う北海道離島及び奄美群島については指導監督費の55/100以内、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の65/100以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の70/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 (2)　林道整備（林業専用道等改良・舗装）について 指導監督費の30/100以内 ただし、舗装を実施する場合については、指導監督費の1/3以内 (3)　林道整備（施設集約化（撤去））について 指導監督費の30/100以内 (4)　(1)～(3)以外の林道整備に係るもの 指導監督費の45/100以内			
		林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	1　事業費（事務雑費、工事雑費及び都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。）の50/100 2　指導監督費45/100以内	1　事業費の50/100	事業費の30%を超える増減	
(6) 林道施設災害関連事業	都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業又は事務を行うのに要する経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費	林道施設災害関連事業	1　奥地幹線林道 (1)　都道府県又は市町村が行うもの 事業費（事務雑費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の5.5/10以内 ただし、沖縄県については事業費の6/10以内 (2)　(1)以外の者が行うもの 事業費の6/10以内 2　その他の林道 事業費の5/10以内	1　奥地幹線林道 (1)　市町村が行うもの 事業費の5.5/10以内 ただし、沖縄県については事業費の6/10 (2)　(1)以外の者が行うもの 事業費の6/10以内 2　その他の林道 事業費の5/10以内	1　年災別事業費のそれぞれの間の増減 2　施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減	1　施行箇所又は施行主体の変更 2　施行箇所ごとの施行延長の変更

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			3　１及び２の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第５条の規定による政令で定める地域において施行する事業に係るもののうち、同法施行令第16条第２号イに規定する部分の額については7/10、同号ロに規定する部分の額については8/10、同号ハに規定する部分の額については9/10	3　１及び２の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第５条の規定による政令で定める地域において施行する事業に係るもののうち、同法施行令第16条第２号イに規定する部分の額については7/10、同号ロに規定する部分の額については8/10、同号ハに規定する部分の額については9/10		
		指導監督	1　奥地幹線林道 (1)　都道府県又は市町村が行うもの 指導監督費(事業費の3.5%以内)の5.5/10以内 ただし､沖縄県については指導監督費(事業費の3.5%以内）の6/10以内 (2)　(1)以外の者が行うもの 指導監督費（事業費の3.5%以内）の6/10以内 2　その他の林道 指導監督費(事業費の3.5%以内)の5/10以内			
(7)林業用施設災害復旧事業監督	都道府県が行う「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号）第３条第１項の規定による補助の対象となる林地荒廃防止施設及び林道に関する災害復旧事業の指導監督に要する経費	指導監督	1　林地荒廃防止施設及び奥地幹線林道に係るもの 指導監督費（事業費の4.5%以内）の6.5/10以内 2　その他の林道に係るもの 指導監督費（事業費の4.5%以内）の5/10以内			

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
（８）災害関連山村環境施設復旧事業	都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業又は事務を行うのに要する経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費	災害関連山村環境施設復旧事業 指導監督	事業費（事務雑費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の1/2以内 ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第３条第１項第７号に定める事業にあっては、同条第２項及び第３項により算定された率とする。 指導監督費（事業費の3.5%以内）の1/2以内	事業費の1/2 ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第３条第１項第７号に定める事業にあっては、同条第２項及び第３項により算定された率とする。	１　年災別事業費のそれぞれの間の増減 ２　施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減	１　施行箇所又は施行主体の変更 ２　施行箇所ごとの数量の変更
(9) 災害関連緊急治山事業	都道府県が災害関連緊急治山事業を行うのに要する経費	災害関連緊急治山事業	工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）にあっては工事費の2/3 ただし、水源地域対策特別整備事業として実施する事業にあっては別表３の(9)の事業に対応する国の補助率欄に掲げる補助率、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の8.5/10、沖縄県において実施する事業あっては工事費の10/10		１　各施行箇所別の本工事費等の30%（30%に相当する額が150万円以下であるときは150万円）を超える増額 ２　機械器具費の30%を超える増額	施行箇所の変更
(10) 災害関連緊急地すべり防止事業	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号及び地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）の規定に基づき、都道府県知事が林野の保全に係る「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	災害関連緊急地すべり防止事業	１　渓流事業について 工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。）の2/3 ただし、奄美群島及び沖縄県において実施する事業にあっては工事費の8/10 ２　山腹事業について 工事費の1/2 ただし、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の6/10		１　各事業細目ごとの施行箇所別の本工事費等の30%（30%に相当する額が150万円以下であるときは150万円）を超える増額 ２　機械器具費の30%を超える増額	各事業細目について、その施行箇所の変更

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(11)災害対策等緊急事業	事業の欄の(2)及び(5)の経費	事業の欄の(2)及び(5)の事業細目に準ずる	事業の欄の(2)及び(5)の国の補助率に準ずる	事業の欄の(5)の補助率に準ずる	事業の欄の(2)及び(5)の重要な変更欄の経費の配分の変更に準ずる	事業の欄の(2)及び(5)の重要な変更欄の事業内容の変更に準ずる
(12)北海道特定別総合開発事業	事業の欄の(2)、(5)及び(6)の経費	事業の欄の(2)、(5)及び(6)の事業細目に準ずる	事業の欄の(2)、(5)及び(6)の国の補助率に準ずる	事業の欄の(2)、(5)及び(6)の都道府県の補助率に準ずる	事業の欄の(2)、(5)及び(6)の重要な変更欄の経費の配分の変更に準ずる	事業の欄の(2)、(5)及び(6)の重要な変更欄の事業内容の変更に準ずる
(13)特用林産施設体制整備復興事業	1　県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費 2　附帯事務費 ア　県が「事業細目」欄に掲げる事業の指導監督等を行うのに要する経費 イ　県が「事業細目」欄に掲げる事業の指導監督等を行う市町村に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行うのに要する経費	特用林産施設体制整備復興事業	1　きのこの生産力増強対策について 生産資材の導入 ア　原木栽培 事業費の1/3以内 ただし、対象地域のうち、秋田県、山形県、埼玉県及び長野県を除く地域であって、国、県による出荷制限・出荷自粛が指示されている市町村、その隣接等地域及び特定被災地方公共団体の市町村は、事業費の1/2以内 イ　菌床栽培 事業費の1/3以内 ただし、福島県は事業費の1/2以内、山形県及び埼玉県は事業費の1/4以内とする。 なお、国、県による出荷制限・出荷自粛が指示されている地域が県面積の概ね５割未満の地域において導入する場合については、東日本大震災の影響により生産を休止していた実施主体が生産を再開する場合又は原木栽培から菌床栽培に切	1　きのこの生産力増強対策について 生産資材の導入 ア　原木栽培 事業費の1/3 ただし、対象地域のうち、秋田県、山形県、埼玉県及び長野県を除く地域であって、国、県による出荷制限・出荷自粛が指示されている市町村、その隣接等地域及び特定被災地方公共団体の市町村は、事業費の1/2 イ　菌床栽培 事業費の1/3 ただし、福島県は事業費の1/2、山形県及び埼玉県は事業費の1/4とする。 なお、国、県による出荷制限・出荷自粛が指示されている地域が県面積の概ね５割未満の地域において導入する場合については、東日本大震災の影響により生産を	経費欄の１に掲げる経費から２に掲げる経費への流用	事業実施主体の変更

事業	経　　費	事業細目	事業細目	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
			り替える場合に限る。 2　放射性物質防除対策について 事業費の1/2以内 3　附帯事務費の1/2以内、1/3以内又は1/4以内（１及び２の補助率に準ずる）	休止していた実施主体が生産を再開する場合又は原木栽培から菌床栽培に切り替える場合に限る。 2　放射性物質防除対策について 事業費の1/2 3　附帯事務費の1/2、1/3又は1/4（１及び２の補助率に準ずる）		
(14) 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	1　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく汚染状況重点調査地域又は除染特別地域（帰還困難区域を除く。）に指定され、又は指定されていた市町村のいずれかを含む県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する次の経費 ・　森林内における放射性物質の実態把握 2　放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染状況重点調査地域に指定され、又は指定されていた市町村を含む県（以下「県」という。）が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費及び県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う市町村に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する次の経費 ・　避難指示解除区域等における実証	放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	定額	定額	経費の欄に掲げる経費の30%を超える増減	森林内における放射性物質の実態把握、避難指示解除区域等における実証、ほだ木等原木林再生のための実証、副産物の利用の円滑化のための実証、実証に係る事前調査等及び土砂移動抑制等放射性物質への対処方策の実証に必要と認められる事業の追加又は廃止

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	3　放射性物質の影響により、きのこ原木等の生産が停滞するなどの影響を受けた都県（以下「都県」という。）が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費及び都県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う市町村、森林組合等に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下回らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する次の経費 ・　ほだ木等原木林再生のための実証 4　放射性物質汚染対処特別措置法に基づき汚染状況重点調査地域に指定され、若しくは指定されていた市町村又は当該市町村に隣接する市町村を含む都県（以下「都県」という。）が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費及び都県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う市町村又は民間事業者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下回らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する次の経費 ・　副産物の利用の円滑化のための実証 5　放射性物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域又は除染特別地域（帰還困難区域を除く。）に指定され、又は指定されていた市町村を含む県（以下「県」という。）が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費及び県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う市町村又は森林整備法人に対し「都道府県の					

事業	経　　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	補助率」欄に掲げる率を下回らない補助を行う場合における当該補助に要する次の経費 ・　実証に係る事前調査等 ・　土砂移動抑制等放射性物質への対処方策の実証					

3　別表１の（注）

1　（２）治山事業の「国の補助率」欄に掲げる「火山地域」とは、「火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域」とする。

2　（２）治山事業の地すべり防止事業に係る「国の補助率」欄に掲げる「渓流」とは、「渓流において施行するもの及びこれと一体となって直接渓流に土砂を排出することを防止するため施行するもの」とし、「山腹」とは「渓流以外のもの」とする。

3　（５）森林環境保全整備事業（林道整備を除く。）の「国の補助率」欄及び「都道府県の補助率」欄に掲げる「事業費」の額は、標準経費（都道府県の行う事業及び沖縄県以外の者が行う不発弾等事前探査については、実行経費）とする。

ただし、森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業のうち保全松林緊急保護整備を除くものについて（それぞれ沖縄県について行う事業を除く。）は、林野庁長官が別に定める査定係数を標準経費（都道府県の行う事業を除く。）に乗じて得た額とする。

4　別表２（第５関係）

経　　費	対　象　事　業	算　定　方　法
１　森林法施行令第１５条第１号に規定する経費	地域森林計画編成事業	都道府県森林ＧＩＳデータ整備推進事業費 ア　森林空間データ整備 次に掲げる額の合計額を基準とし、前年度の交付実績、当該都道府県の区域の広さ等を勘案して調整した額 （ア）　地形図デジタル化面積(ha)×84.8円 （イ）　デジタルオルソ画像作製面積(ha)×58.0円 （ウ）　衛星画像データ複製面積(㎢)×10,185円 イ　森林資源情報の精度向上 779,060円を基準とし、前年度の交付実績、当該都道府県の区域の広さ等を勘案して調整した額 ウ　モニタリング調査 調査実施点数に86,391円を乗じた額を基準とし、前年度の交付実績、当該都道府県の区域の広さ等を換算して調整した額

経　　費	対　象　事　業	算　定　方　法
２　森林法施行令第１５条第２号に規定する経費	保安林整備管理事業	(1)　指定・解除費 ア　指定 次に掲げる額の合計額を基準とし、前年度の交付実績、当該都道府県の区域の広さ、保安林配備状況等を勘案して調整した額 (ｱ)　指定に係る調査箇所数×32,306円 (ｲ)　指定通知件数×110円 イ　解除 次に掲げる額の合計額を基準とし、前年度の交付実績、当該都道府県の区域の広さ、保安林の面積等を勘案して調整した額 (ｱ)　解除に係る調査箇所数×4,730円 (ｲ)　解除通知件数×110円 (ｳ)　施行状況・完了確認に係る調査箇所数×14,943円 (2)　指定施業要件変更費 次に掲げる額の合計額を基準とし、前年度の交付実績、当該都道府県の区域の広さ、保安林の配備状況等を勘案して調整した額 ア　指定施業要件変更 (ｱ)　現地調査箇所数×24,528円 (ｲ)　変更通知件数×110円 イ　保安林の複層林等導入対策 (ｱ)　現地調査面積×1,163円 (ｲ)　変更通知件数×110円 ウ　普及事務回数×5,128円
３　森林法施行令第１５条第３号に規定する経費	保安林整備管理事業	保安林損失補償事業費（森林法第２５条第１項第８号から第１１号までに掲げる目的を達成するために指定された保安林に係るものを除く。） 次に掲げる額の合計額を基準とし、前年の交付実績、新規指定状況等を勘案し調整した額 ア　禁伐 補償対象面積×19,335円 イ　択伐 補償対象面積×8,453円

経　　費	対 象 事 業	算 定 方 法
4　森林病害虫等防除法施行令第３条第１項第１号に規定する経費	森林病害虫等防除事業	(1)　松くい虫駆除費 次に掲げる額の合計額を基準とし、前年度の交付実績、被害発生見込量等を勘案して調整した額 ア　伐倒駆除（薬剤散布型） (ｱ)　薬剤散布型１種 駆除材積(㎥)×9,773 円 (ｲ)　薬剤散布型２種 a　林内処理 駆除材積(㎥)×19,545 円 b　搬出処理 駆除材積(㎥)×29,255 円 イ　伐倒駆除（くん蒸型） (ｱ)　くん蒸型１種 駆除材積(㎥)×14,679 円 (ｲ)　くん蒸型２種 a　林内処理 駆除材積(㎥)×29,358 円 b　搬出処理 駆除材積(㎥)×39,066 円 ウ　伐倒駆除（逸出抑制型２種） 林内処理 駆除面積(㎥)×28,337 円 エ　特別伐倒駆除 (ｱ)　破砕１種 a　駆除材積(㎥)×1,512 円 b　駆除材積(㎥)×5,555 円 （焼却（炭化）施設処理タイプ） (ｲ)　破砕２種 a　一般搬出 (a)　駆除材積(㎥)×11,232 円 (b)　駆除材積(㎥)×15,275 円 （焼却（炭化）施設処理タイプ） b　林内散布 駆除材積(㎥)×29,864 円 (ｳ)　破砕２種（ヘリ搬出） 駆除材積(㎥)×50,112 円 (ｴ)　全木焼却 a　駆除材積(㎥)×32,024 円 b　駆除材積(㎥)×32,611 円

経　　費	対 象 事 業	算 定 方 法
		（焼却（炭化）施設処理タイプ） オ　補完伐倒駆除 (ｱ)　１種 駆除材積(㎥)×9,773 円 (ｲ)　２種 駆除材積(㎥)×19,545 円 カ　伐採跡地駆除 駆除面積(a)×2,052 円 キ　伐採木等駆除 駆除材積(㎥)×1,620 円 ク　枯損幼齢木駆除 駆除面積(ha)×258,962 円 ケ　薬剤防除 (ｱ)　特別防除　防除面積(ha)×47,880 円 (ｲ)　地上散布 a　一般散布　防除面積(ha)×89,400 円 b　無人ヘリコプター　防除面積（ha）×82,696 円 c　スプリンクラー散布 (a)　防除面積(ha)×424,592 円 (設置費含む) (b)　防除面積(ha)×74,928 円 (設置費を含まない) (ｳ)　樹幹注入 防除面積(ha)×2,597,690 円 (ｴ)　被害拡大未然防止対策緊急防除 駆除材積(㎥)×11,144 円 (2)　その他松くい虫駆除費 次に掲げる額の合計額を基準とし、前年度の交付実績、被害発生見込量等を勘案して調整した額 ア　伐倒駆除（薬剤散布型） (ｱ)　薬剤散布型１種 駆除材積(㎥)×9,773 円 (ｲ)　薬剤散布型２種 駆除材積(㎥)×21,487 円 イ　伐倒駆除（くん蒸型） (ｱ)　くん蒸型１種 駆除材積(㎥)×14,679 円 (ｲ)　くん蒸型２種

経　　費	対 象 事 業	算 定 方 法
		駆除材積(㎥)×31,299 円 ウ　薬剤防除 防除面積(ha)×89,400 円 (3)　食葉性害虫薬剤駆除費 駆除面積(ha)に 7,990 円を乗じて得た額を基準とし、前年度の交付実績、被害発生見込量等を勘案して調整した額 (4)　たまばえ類薬剤駆除費 駆除面積(ha)に 15,980 円を乗じて得た額を基準とし、前年度の交付実績、被害発生見込量等を勘案して調整した額 (5)　すぎはだに薬剤駆除費 駆除面積(ha)に 27,414 円を乗じて得た額を基準とし、前年度の交付実績、被害発生見込量等を勘案して調整した額 (6)　のねずみ薬剤駆除費 駆除面積(ha)に 4,824 円を乗じて得た額を基準とし、前年度の交付実績、被害発生見込量等を勘案して調整した額 (7)　からまつ先枯病駆除費 次に掲げる合計額を基準とし、前年度の交付実績、被害発生見込量等を勘案して調整した額 ア　伐倒駆除 駆除面積(ha)×461,824 円 イ　薬剤駆除 駆除面積(ha)×19,536 円 (8) ナラ類等せん孔性害虫防除費 次に掲げる合計額を基準とし、前年度の交付実績、被害発生見込量等を勘案して調整した額 ア　薬剤駆除 駆除材積(㎥) ×20,999 円 イ　全木焼却 a　駆除材積(㎥) ×32,024 円 b　駆除材積(㎥) ×32,611 円 (焼却(炭化)施設処理タイプ) ウ　破砕 駆除材積 (㎥) ×29,864 円 エ　ビニール被覆

経　　費	対　象　事　業	算　定　方　法
		駆除材積（㎥）×10,738円 オ　誘因捕殺 駆除材積（㎥）×29,301円 カ　予防手法 a　防除面積(ha)×335,643円 （粘着剤等の塗布） b　防除面積(ha)×486,520円 （ビニール被覆） c　防除面積(ha)×1,083,610円 （殺菌剤の樹幹注入）
5　森林病害虫等防除法施行令第３条第１項第２号に規定する経費	森林病害虫等防除事業に関する事務費	４の項の算定方法の欄の(1)から(8)までにより算定した額の合計額に、1.920/100を乗じて得た額を基準とし、前年度の交付実績、当該年度の駆除量等を勘案して調整した額

5　別表３　水源地域対策特別整備事業の国の補助率

事　業	事業細目	国　の　補　助　率							
		昭和５９年までの指定ダムに係る分		昭和６０年までの指定ダムに係る分		昭和６１年～平成４年までの指定ダムに係る分		平成５年以降の指定ダムに係る分	
		２条指定ダム	９条指定ダム	２条指定ダム	９条指定ダム	２条指定ダム	９条指定ダム	２条指定ダム	９条指定ダム
(２)治山事業	山地治山総合対策事業のうち、復旧治山事業、山地災害重点地域総合対策事業、流木防止総合対策事業、緊急総合治山事業、緊急予防治山事業、緊急機能強化・老朽化対策事業 流域保全総合治山等事業のうち、流域保全総合治山事業	２／３	３／４	６／１０	２／３	５.５／１０	６／１０	１／２	＊(６／１０) ５.５／１０
	治山激甚災害対策特別緊急事業 火山治山激甚災害対策特別緊急事業	２／３	３／４	６／１０	２／３	５.５／１０	６／１０	５.５／１０	６／１０
	地すべり激甚災害対策特別緊急事業（渓流）	２／３		６／１０		５.５／１０		５.５／１０	
(9)災害関連緊急治山事業	災害関連緊急治山事業	２／３	３／４	２／３	２／３	２／３	２／３	２／３	２／３

（注）＊は、森林法施行令第６第２号ロに規定する事業に適用する。

6　別表４

1　特用林産施設体制整備復興事業

事業種目	工種又は施設等区分①	工種又は施設等区分②	工種又は施設等区分③	工種又は施設等区分④	呼称単位	
					A	B
	生産資材の導入	生産資材の導入	きのこ原木 菌床用培地 おが粉 菌床用基材 菌床用栄養材 種菌 栽培ビン その他	※*具体名*		㎥ 個 ㎥ kg kg 個 本 －
	放射性物質防除施設	放射性物質防除施設装	高圧洗浄機 簡易パイプハウス 放射性物質測定機器（破壊型） 放射性物質測定機器（非破壊型） その他	※*具体名*		台 式 台 台 －
	出荷管理・検査体制整備	出荷管理・検査体制整備	賃金 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料			－ － － － － －

7 【事業計画の承認申請に当たり提出した申請書と記載及び添付書類が重複しない場合(一部重複する場合を含む)】

別記様式第１号（第３関係）

令和　年度○○事業補助金交付申請書「第○次」

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿
（事務委任に係るものは内閣府沖縄総合事務局長）

○○県（都道府）知事　氏　　名

令和　年度において、下記のとおり　　を実施したいので林業関係事業補助金等交付要綱第３の規定に基づき補助金　　円（前回までの申請額　　円）の交付を申請する。

記

1　事業の目的
2　事業の内容及び経費の配分
3　事業完了予定年月日
4　収支予算
5　県（都道府）の補助金交付に関する規定又は要綱（第二次申請以降の申請において、当該申請より先に行った交付申請時に添付し、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。）

（注）1　「事業内容及び経費の配分」及び「収支予算」の記載は、当該事業ごとに定められた別記様式Ⅰ及びⅡによること。
2　「県（都道府）の補助金交付に関する規定又は要綱」は、間接補助事業のみについて添付すること。 なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
3　第３第２項により、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「令和　年度○○○○事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

【事業計画の承認申請に当たり提出した申請書と記載及び添付書類が重複する場合】

別記様式第１号（第３関係）

令和　年度○○事業補助金交付申請書「第○次」

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿
（事務委任に係るものは内閣府沖縄総合事務局長）

○○県（都道府）知事　氏　　名

令和　　年度において、○年○月○日付け○○第○○号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、林業関係事業補助金等交付要綱第３の規定に基づき、　　円の交付を申請する。

記

（注）1　この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
2　計画承認の事業内容から変更があるときは、本文中の「○年○月○日付け○○第○○号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「○年○月○日付け○○第○○号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。

8　別記様式第２号（第８関係）

令和　年度○○補助事業等変更（中止又は廃止）承認申請書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿
（事務委任に係るものは内閣府沖縄総合事務局長）

○○県（都道府）知事　氏　　名

令和　年　月　日付け　林　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった○○事業について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び経費の配分を変更（中止又は廃止）したいので林業関係事業補助金等交付要綱第８の規定に基づき申請する。

（注）１　上記「関係書類」は、補助金交付が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう、当該事業ごとに定められた別記様式Ⅰ及びⅡにより二段書き（上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書）したものであること。
２　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

9　別記様式第３号（第１０第１項関係）

令和　年度　○○○○○○○○補助金
（○○○○○○○○事業）遅延届出書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿
（事務委任に係るものは内閣府沖縄総合事務局長）

○○県（都道府）知事　氏　　名

令和　年　月　日付け　林　　第　　号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、林業関係事業補助金等交付要綱第 10 第１項の規定に基づき届け出ます。

記

１　補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

２　補助事業の遂行状況

区　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注１）　括弧内は、該当するものを記載すること。
（注２）　補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期をして事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注３）　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

１０　別記様式第４号（第１１第関係）

令和　年度○○事業（第○・四半期）遂行状況報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿
（事務委任に係るものは内閣府沖縄総合事務局長）

○○県（都道府）知事　氏　　名

令和　年　月　日付け　林○○第○○号で補助金の交付決定通知のあった○○事業について、林業関係事業補助金等交付要綱第１１の規定により、　月　日現在の事業遂行状況を下記（別紙）のとおり報告する。

（注）１　事業遂行状況は、本要綱別表１の事業ごとに定められた別記様式Ⅲによること。
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

１１　別記様式第５号（第１２第１項関係）

令和　年度○○事業実績報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿
（事務委任に係るものは内閣府沖縄総合事務局長）

○○県（都道府）知事　氏　　名

令和　年　月　日付け　林　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった○○事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、林業関係事業補助金等交付要綱第１２第１項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。
なお、併せて精算額　　円の交付を請求する。

記

１　補助事業の成績

２　収支精算

（注）１　補助事業の成績及び収支精算の記載は、当該事業ごとに定められた別記様式Ⅳ及びⅤによること。
２　第１２第２項により、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額を減額して報告する場合には、別紙「令和　年度○○○○○事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

１２　別記様式第６号（第１２第３項関係）

令和　年度○○事業の消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿
（事務委任に係るものは内閣府沖縄総合事務局長）

○○県（都道府）知事　氏　　名

令和　年　月　日付け　林　　第　　号により交付決定通知のあった○○事業費補助金について、林業関係事業補助金等交付要綱第１２第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　適正化法第１５条の補助金の額の確定額　　金　　円
（令和　年　月　日付け　第　　号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）１　記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（１）別紙「令和　年度　　事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
（２）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるも

の）
（３）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（４）３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
（５）補助事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
［　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
［　　］

（注）１　記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（１）別紙「令和　年度　　事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
（２）免税業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
（３）新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
（４）簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
（５）補助事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

１３　別記様式第７号（第１９関係）

財　産　管　理　台　帳

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地区名　　地区	事業実施年度	令和　　年度	農林水産省所管補助金等名		

事業種類	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目（事業細目）	事業主体	工種構造施設区分	施行箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分 補助金	都道府県費	市町村費	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認月日	処分の内容	
	計																
	計																
	合　計																

注：１　処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
　　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
　　３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
　　４　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

１４ 別記様式第８号（第２０関係）

令和　　年度
　農林水産省所管

○　○　補　助　金　調　書

国			地方公共団体名									備考
			歳入			歳出						
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

１　「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

２　「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

３　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

４　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

５　補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（　）すること。

１５ 別紙（別記様式第１号（注）３、第５号(注)２、第６号(注)１（１）の添付書類関係）

令和　　年度　　事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

（都道府県名）

区　　分	事業主体名	事　業　費	国庫補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	国　庫補助率	消費税仕入控除税額	消費税確　定未確定	備考
合　　計									

注）１　当該補助金の事業実施主体（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第９条第１項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第３７条第１項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（消費税法第６０条第４項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。

２　第１２第２項及び第１２第３項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を別表で添付すること。

３　「課税方式」欄には、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者にあっては「免税」、消費税法第３７条第１項の規定による届出書を提出した事業者にあっては「簡易課税」、その他の事業者にあっては「課税」と記入すること。

４　「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

５　「消費税仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫補助金率を乗じて得た金額を記載すること。

６　「消費税確定未確定」欄は、消費税法第９条第１項の規定に該当する場合、消費税法第３７条第１項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

１６　別紙様式（第２２関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕　殿

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式（別記様式第1号の(注)１、別記様式第2号の(注)１、第4号の(注)、別記様式第5号の(注)１関係）

１　森林病害虫等防除事業等

様式Ｉ

令和　　年度森林病害虫等防除事業等の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要する経費 (A)+(B)	経　費　内　訳				備　考
			国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
保安林整備管理事業							
森林病害虫等防除事業							
森林資源地方公共団体管理事業							
地域森林計画編成事業							
林業普及指導事業							
早生樹等優良種苗生産推進対策							
緑の青年就業準備給付金事業							
シカによる森林被害緊急対策事業							
シカ広域捕獲支援事業							
シカ捕獲効率向上対策事業							
シカ被害対策技術実証事業							
森林資源デジタル管理推進対策							
ＩＣＴ技術活用促進事業							
合　　計							

様式Ⅰの付

1　保安林整備管理事業

（単位：円）

区　　分			事業の内容	事　業　費 (A)＋(B)	経　費　内　訳		備　　考
					国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	
指定・解除費	森林調査	指定調査	箇所				
		解除調査	箇所				
指定施業要件変更費			箇所				複層林導入　　ha
保安林損失補償事業費			箇所				択伐　　ha，禁伐　　ha
計							

様式Ｉの付

２　森林病害虫等防除事業

（単位：円）

区　　分			数量	事　業　費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経　費　内　訳				備　考
						国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林病害虫等駆除費										
	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	㎥, ha, a, 本							
		奨励に係るもの	㎥, ha, 本							
	その他松くい虫駆除費		㎥							
	その他森林病害虫等駆除費		㎥, ha, 本							
防除に関する事務費										
	森林病害虫等の駆除に関する事務費（奨励防除に係るものを除く。）									
	奨励防除に関する事務費									
防除に附帯する事業費										
計										

（注）１　森林病害虫等防除事業実施要領（昭和57年4月5日付け57林野保第122号林野庁長官通知）に定める様式１　森林病害虫等防除事業計画書を添付すること。

２　「命令等に係るもの」とは防除法第５条第２項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第３項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第１項の規定による防除法第３条第１項の命令により受命者が行う防除、防除法第７条第１項の規定による森林害虫防除員の指示により受命者が行う防除及び防除法第５条第４項において準用する防除法第４条第１項の規定により都道府県知事が行う防除をいう。

３　「奨励に係るもの」とは、地域森林計画及び市町村森林計画に即して対策対象松林の中に都道府県が作成する松くい虫防除事業の実施に関する事業計画に基づき松林所有者等が行う防除をいう。

４　防除に関する事務費については、備考欄に地方自治法施行規則第１５条の別記による節に区分して記入すること。

５　防除に関する事務費の算出基礎に備品購入がある場合は、備品名、数量及び金額を備考欄に記載すること。

６　重要な変更がある場合は、備考欄に積算根拠及び変更の理由を記入し、様式１　森林病害虫等防除事業計画書の数量及び金額を二段書きで記載し添付すること。

３　森林資源地方公共団体管理事業

（１）地域森林計画編成事業　　（単位：円）

区分	数量	事業費 (A)+(B)	経費内訳		備考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	
都道府県森林ＧＩＳデータ整備推進事業費					
森林空間データ整備費					
地形図デジタル化	ha				
デジタルオルソ画像作成	ha				
衛星画像データ複製等	㎢				
森林資源情報の精度向上実施費					
モニタリング調査実施費	点				
合計					

様式Ｉの付

４　林業普及指導事業

（１）林業普及指導事業の経費の配分計画　　（単位：円）

区　　分	員　数	経　費	交付金	備　考
林業普及指導員の設置	人			
巡回指導				
巡回指導施設の設置	台			
地域運営				
林業普及指導員の研修	人			
林業技術現地適応化	課題			
林業普及情報活動システム化				
林業大学校等への支援	回			
林業後継者の育成・確保	回			
民国連携会議の実施	回			
新たな林業技術等の普及	回			
合　　計				

（２）林業普及指導員の研修計画　　（単位：円）

区　　分		人　員	経　費	交付金	備　考
林業普及指導員研修計画	国実施研修				
	都道府県実施研修				
	資質向上に資する会議等				
林業普及指導員シンポジウム計画	全国シンポジウム				
	ブロックシンポジウム				
合　　計					

（３）林業技術現地適応化計画　　（単位：円）

課　　題	実施場所	経　費	交 付 金	備　考
合　　計				

（注）実施場所は、市町村名まで記載する。

（４）林業普及情報活動システム化計画　　（単位：円）

区　　分	経　費	交 付 金	備　考
合　　計			

様式Ｉの付

５　早生樹等優良種苗生産推進対策

令和　　年度早生樹等優良種苗生産推進対策の内容及び経費の配分

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経　　費　　内　　訳				備　　考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
指定採取源の拡大							
早生樹母樹林の保全・整備							
採種園等の造成・改良等							
山取り採穂の推進							
合　　計							

事業計画（実績報告）

（1） 指定採取源の拡大

実施場所	樹種	面積 (ha)	生育本数 （本）	調査本数 （本）	調査検体数 （個）	事業内容	事業費 (円)	国費 (円)	備考
合計									

注:1 樹種は「スギ」又は「ヒノキ」を記載すること。
2 面積は調査対象の採取地の面積を記載すること。
3 生育本数は調査対象の採取地に生育する本数を記載すること。
4 調査本数は遺伝子調査を実施する樹木の本数を記載すること。
5 調査検体数は遺伝子調査を実施する検体数を記載すること。
6 事業内容は、具体的な内容を記載すること。
7 備考欄に数量及び経費の積算等を記入することとし、事業費と一致させること。

（2） 早生樹母樹林の保全・整備

事業実施 主体	所在地	所有者	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)	母樹本数 (本)	材積 (m^3/ha)	事業内容	事業費 (円)	国費 (円)	備考
合計											間接補助金交付完了年月日 令和○年○月○日

注:1 面積は早生樹が生育する区域面積を記載すること。
2 母樹本数は区域内に生育する早生樹の本数を記載すること。
3 材積は区域内に生育する早生樹の材積(m^3/ha)を記載すること。
4 事業内容は母樹林の指定に係る検討会の開催、母樹林の調査・解析、林内の整備、種穂の採取作業等の具体的な内容を記載すること。
5 備考欄に数量及び経費の積算等を記入することとし、事業費と一致させること。

(3) 採種園等の造成・改良等

① 採種園の造成・改良・機能向上

事業主体	樹種	対象品種	整備計画(実績)				事業内容	事業費 (円)	国費 (円)	備考
			採種(穂)園の種類	造成・改良又は機能向上	面積 (ha)	採種(穂)木植栽本数(本)				
合計										

注:1 樹種は「スギ」「ヒノキ」「カラマツ」等を記載すること。
2 対象品種は「少花粉品種」「特定母樹指定品種」等の具体の品種名を記載すること。
3 採種(穂)園の種類は、「ミニチュア採種園」「採種園」又は「採穂園」を記載すること。
4 事業内容は、整地・地拵え・植付等の具体的な内容を記載すること。

② 原種増殖施設等の整備

事業主体	施設の種類	事業内容	事業費 (円)	国費 (円)	備考
合計					

注:1 施設の種類は「原種増殖施設」又は「種穂採取効率化施設」を記載すること。
2:事業内容は、施設の名称及び数量を記載すること。

(4) 山取り採穂の推進

実施主体	所在地	所有者	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)	採取対象本数(本)	事業内容	事業費 (円)	国費 (円)	備考
合計										

注:1 面積は特定苗木を植栽した造林地の面積を記載すること。
2 採取対象本数は採穂対象の母樹の本数を記載すること。
3 事業内容は具体的な内容を記載すること。
4 備考欄に数量及び経費の積算等を記入することとし、事業費と一致させること。

６　緑の青年就業準備給付金事業

事業実施主体　：

（１）給付金事業　　（単位：円）

研修機関等名	項目	数量	事業費 (A)+(B)	経費内訳		備考
				国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	
	給付対象者	人				
	うち１年目	人				
	うち２年目	人				

（注）：研修機関等が教育機関の場合は専攻科名等も記載すること。

（２）推進事業　　（単位：円）

研修機関等名	事項	内容	事業費 (A)+(B)+(C)	経費内訳		
				国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	その他 (C)
	①事業実施に係る事務					
	②事業の普及活動					
	③給付対象者への指導活動					
	④その他					
	計					

（注）：研修機関等が教育機関の場合は専攻科名等も記載すること。

（単位：円）

合計　（１）＋（２）	事業費 (A)+(B)+(C)	経費内訳		
		国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	その他 (C)

様式Ⅰの付

7 シカによる森林被害緊急対策事業

（1） 令和　年度シカによる森林被害緊急対策事業の内容及び経費の配分

① シカ広域捕獲支援事業

（単位:円）

事業実施主体	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	経費内訳				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
計						

② シカ捕獲効率向上対策事業

（単位:円）

事業実施主体	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	経費内訳				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
計						

③ シカ被害対策技術実証事業

（単位:円）

事業実施主体	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	経費内訳				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
計						

(2) 事業計画(実績報告)

① シカ広域捕獲支援事業

事業実施主体	事業区分	事業内容	事業費(円)	国庫補助金(円)	備 考
	計画の作成				
	被害防止のための生息調査等				
	捕獲の試行				
	広域捕獲計画の策定等				
	報告書の作成				
計					

(注)1 事業実施主体別に作成すること。
2 事業内容は、事業区分別に具体的な内容を記載すること。
3 備考欄には、数量及び経費の積算等の内訳を記入することとし、事業費と一致させること。また、事業費の合計と(1)の①の事業費とを一致させること。

② シカ捕獲効率向上対策事業

事業実施主体	事業区分	事業内容	事業費(円)	国庫補助金(円)	備 考
	計画の作成と広域協議会等の開催				
	行動把握等調査				
	捕獲の実践 (新技術の導入・熟練技術者の指導)				
	実施結果の記録、分析、評価				
	報告書の作成				
計					

(注)1 事業実施主体別に作成すること。
2 事業内容は、事業区分別に具体的な内容を記載すること。
3 備考欄には、数量及び経費の積算等の内訳を記入することとし、事業費と一致させること。また、事業費の合計と(1)の②の事業費とを一致させること。

③ シカ被害対策技術実証事業

事業実施主体	事業区分	事業内容	事業費(円)	国庫補助金(円)	備 考
	事業計画の作成				
	事前調査				
	技術開発				
	実証調査				
	報告書の作成				
計					

(注)1 事業実施主体別に作成すること。
2 事業内容は、事業区分別に具体的な内容を記載すること。
3 備考欄には、数量及び経費の積算等の内訳を記入することとし、事業費と一致させること。また、事業費の合計と(1)の③の事業費とを一致させること。

様式Ⅰの付

８　森林資源デジタル管理推進対策

ア　総括表　　（単位：円）

区分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳				備考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林資源デジタル管理推進事業費							
レーザ計測情報整備費							
境界案作成支援ソフト整備費							
路網設計支援ソフト整備費							
所有者情報等の精度向上費							
合計							

イ　内訳表　　（単位：円）

事業実施主体名	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳				備考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
合　計							

（注）備考欄には、該当する ア 総括表　の経費区分（レーザ計測情報整備費等）を記載する

ウ　事業計画（実績報告）　　（単位：円）

事業実施主体名	区　分	事業内容	事業費	備　考
	レーザ計測情報整備費			
	境界案作成支援ソフト整備費			
	路網設計支援ソフト整備費			
	所有者情報等の精度向上費			
合計				

（注）１：事業実施主体別に作成すること。
２：事業内容は、区分別に、具体的な内容を記入すること。
３：備考欄には、数量及び経費の積算等を記入し、事業費と一致させること。また、事業費の合計と イ 内訳表の事業費を一致させること。
（実績報告時には、数量及び経費等の内訳を記入すること。）
なお、レーザ計測情報整備費については、森林資源デジタル管理推進対策実施要領の別紙１の２の（１）の①のア～エごとに各実施市町村名及び対応する実施面積（ha）を記載すること。

様式Ｉの付

９　ＩＣＴ技術活用促進事業

ア　総括表　（単位：円）

区分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳				備考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
ＩＣＴ技術活用促進事業							
施業提案ソフト							
木材検収ソフト							
日報管理ソフト							
合計							

イ　内訳表　（単位：円）

事業実施主体名	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳				備考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
合　計							

（注）備考欄には、該当する ア 総括表　の経費区分（施業提案ソフト等）を記載する

ウ　事業計画（実績報告）　（単位：円）

事業実施主体名	区　分	事業内容	事業費	備　考
	施業提案ソフト			
	木材検収ソフト			
	日報管理ソフト			
合計				

（注）１：事業実施主体別に作成すること。
　　２：事業内容は、区分別に、具体的な内容を記入すること。
　　３：備考欄には、数量及び経費の積算等を記入し、事業費と一致させること。また、事業費の合計と イ 内訳表の事業費を一致させること。
　　（実績報告時には、数量及び経費等の内訳を記入すること。）

様式Ⅱ

令和　　年度森林病害虫等防除事業等収支予算書

（1）収　入　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			備　考
	国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
保安林整備管理事業				
森林病害虫等防除事業				
森林資源地方公共団体管理事業				
地域森林計画編成事業				
林業普及指導事業				
早生樹等優良種苗生産推進対策				
緑の青年就業準備給付金事業				
シカによる森林被害緊急対策事業				
シカ広域捕獲支援事業				
シカ捕獲効率向上対策事業				
シカ被害対策技術実証事業				
森林資源デジタル管理推進対策				
ＩＣＴ技術活用促進事業				
合　　計				

（2）支　出

区　　分	予　算　額			備　考
	国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
保安林整備管理事業				
指定・解除				
指定施業要件変更				
保安林損失補償事業				
森林病害虫等防除事業				
森林資源地方公共団体管理事業				
地域森林計画編成事業				
林業普及指導事業				
早生樹等優良種苗生産推進対策				
緑の青年就業準備給付金事業				
シカによる森林被害緊急対策事業				
シカ広域捕獲支援事業				
シカ捕獲効率向上対策事業				
シカ被害対策技術実証事業				
森林資源デジタル管理推進対策				
ＩＣＴ技術活用促進事業				
合　　計				

様式Ⅲ

令和　　年度森林病害虫等防除事業等遂行状況報告書

令和　　年１２月３１日現在

区　　分	計　画		遂行状況			支出済額	概算払い受領済額	備　考
	事業費	国庫補助金等	事業着手	事業完了予定	進捗率			
	円	円	年月日	年月日	%	円	円	
保安林整備管理事業								
森林病害虫等防除事業								
森林資源地方公共団体管理事業								
地域森林計画編成事業								
林業普及指導事業								
早生樹等優良種苗生産推進対策								
緑の青年就業準備給付金事業								
シカによる森林被害緊急対策事業								
シカ広域捕獲支援事業								
シカ捕獲効率向上対策事業								
シカ被害対策技術実証事業								
森林資源デジタル管理推進対策								
ＩＣＴ技術活用促進事業								
合　　計								

※ 進捗率は、区分ごとの各事業の進捗率を記入すること。

※ 支出済額は都道府県の支出済額を記入すること。

様式Ⅳ

令和　　年度森林病害虫等防除事業等成績表

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要した経費 (A)+(B)	経　費　内　訳				備　考
			国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
保安林整備管理事業							
森林病害虫等防除事業							
森林資源地方公共団体管理事業							
地域森林計画編成事業							
林業普及指導事業							
早生樹等優良種苗生産推進対策							
緑の青年就業準備給付金事業							
シカによる森林被害緊急対策事業							
シカ広域捕獲支援事業							
シカ捕獲効率向上対策事業							
シカ被害対策技術実証事業							
森林資源デジタル管理推進対策							
ＩＣＴ技術活用促進事業							
合　　計							

（注）様式Ⅳの付は様式Ｉに同じ。
　　また、様式Ⅳの付には各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ｖ

令和　　年度森林病害虫等防除事業等収支精算書

（1）収　入　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			精算額	差　引 増△減額	備　考
	国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	(D)	(D)−(C)	
保安林整備管理事業						
森林病害虫等防除事業						
森林資源地方公共団体管理事業						
地域森林計画編成事業						
林業普及指導事業						
早生樹等優良種苗生産推進対策						
緑の青年就業準備給付金事業						
シカによる森林被害緊急対策事業						
シカ広域捕獲支援事業						
シカ捕獲効率向上対策事業						
シカ被害対策技術実証事業						
森林資源デジタル管理推進対策						
ＩＣＴ技術活用促進事業						
合　　計						

（2）支　出　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			精算額	差　引 増△減額	備　考
	国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	(D)	(D)−(C)	
保安林整備管理事業						
指定・解除						
指定施業要件変更						
保安林損失補償事業						
森林病害虫等防除事業						
森林資源地方公共団体管理事業						
地域森林計画編成事業						
林業普及指導事業						
早生樹等優良種苗生産推進対策						
緑の青年就業準備給付金事業						
シカによる森林被害緊急対策事業						
シカ広域捕獲支援事業						
シカ捕獲効率向上対策事業						
シカ被害対策技術実証事業						
森林資源デジタル管理推進対策						
ＩＣＴ技術活用促進事業						
合　　計						

（３）国庫補助金等精算書　　（単位：円）

区　　分	国庫補助金等交付決定額 (A)	精算事業費総額 (B)	国庫補助率	精算国庫補助金等額 (C)	既受領国庫補助金等総額 (D)	差引国庫補助金等未受領(返還)額 (C)－(D)	備　　考 (不用額) (A)－(C)
保安林整備管理事業							
森林病害虫等防除事業							
森林資源地方公共団体管理事業							
地域森林計画編成事業							
林業普及指導事業							
早生樹等優良種苗生産推進対策							
緑の青年就業準備給付金事業							
シカによる森林被害緊急対策事業							
シカ広域捕獲支援事業							
シカ捕獲効率向上対策事業							
シカ被害対策技術実証事業							
森林資源デジタル管理推進対策							
ＩＣＴ技術活用促進事業							
合　　計							

２　治山事業

様式Ⅰ

令和　　年度　　治山事業の内容及び経費の配分

事業細目	工事費（A）			収入金の額（B）	補助基本額 (A)-(B)	補助率	国庫補助金	箇所数
	本工事費等	機械器具費	計					
治山等激甚災害対策特別緊急事業	円	円	円	円	円		円	
治山激甚災害対策特別緊急事業								
火山治山激甚災害対策特別緊急事業								
地すべり激甚災害対策特別緊急事業								
渓流事業								
山腹事業								
山地治山総合対策事業								
復旧治山事業								
通常地域								
火山地域								
水特法								
山地災害重点地域総合対策事業								
通常地域								
火山地域								
水特法								
流木防止総合対策事業								
通常地域								
火山地域								
水特法								
緊急総合治山事業								
通常地域								
火山地域								
水特法								
緊急予防治山事業								
通常地域								
火山地域								
水特法								
緊急機能強化・老朽化対策事業								
通常地域								
火山地域								
水特法								
地すべり防止事業								
緊急総合地すべり防止事業								
防災林造成事業								
防災林造成事業								
保安林整備事業(緊急改良及び買入)								
保安林緊急改良								
保安林買入								
流域保全総合治山等事業								
流域保全総合治山事業								
通常地域								
火山地域								
水特法								
保安林整備事業								
保安林改良								
保育								
合計								

（注）１．様式Ⅰの付「施行箇所別本工事費等の配分表」を添付すること。
　　２．「本工事費等」欄には、事業細目ごとの様式Ⅰの付の表の本工事費等の計の金額を記載すること。

様式Ｉの付

施行箇所別本工事費等配分表

（事業細目○○○○）

番号	施行箇所	面積	本工事 費　等	直　営 請負別	工　期 自～至	工種概要	備考
		ha	円				
	計						

（注）１ 事業細目ごとに別葉とし、「番号」欄の番号は、事業細目ごとに一連番号とする。

２ 「面積」欄には、施行面積を記載すること。

３ 「本工事費等」欄には、施行箇所ごとの本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費の合計額を記載すること。

４ 「直営請負別」欄には、業者請負、森林組合請負等の種類を明記すること。

５ 「工事概要」欄には、当該施行箇所の主な工種及びその数量を記載すること。

様式Ⅱ

令和　年度　治山事業収支予算書

（1）　収　入

単位:円

予　　算　　額				備　　考
国庫補助金	県(都道府) 負　担　金	その他の負担金 (収入金)	計	

（注）１．地すべり等防止法第30条及び第31条（第45条第1項において準用する場合を含む。）に規定する分担金があるときは、区分の「都道府県負担金」の予算額欄には、これを含む額を記載し、備考欄にその根拠となった適用条項ごとの金額を記載すること。

２．「その他の負担金」の予算額欄には、地すべり等防止法施行令第７条第１項に規定する収入金があるときは、その合計額を記載し、備考欄に根拠となった適用条項ごとの金額を記載すること。

（2）支出　　単位:円

区　　分		予　算　額	算　出　基　礎	備　考
本工事費等	本　工　事　費			
	付　帯　工　事　費			
	測　量　設　計　費			
	用地費及び補償費			
	小　　計			
機　械　器　具　費				
計				

様式Ⅲ

令和〇〇年度治山事業第〇・四半期遂行状況報告書

区　　分	計　　画		遂 行 状 況			支出済額	概算払 受領済額	備　考
	工事費	国庫補助金	事業着手 年月日	事業完了予 定年月日	進捗率			
治山等激甚災害対策特別緊急事業	円	円			%	円	円	
山地治山総合対策事業								
流域保全総合治山等事業								
計								

※進捗率は、事業の進捗率を記入すること。
※支出済額は都道府県の支出済額を記入すること。

様式Ⅳ

令和　年度　治山事業成績書

（注）様式Ⅳは、様式Ⅰ（様式Ⅰの付を含む。）に同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ⅴ

令和　年度　治山事業収支精算書

（1）　収　入

単位：円

予　　算　　額				精 算 額	差　引 増△減額	備　考
国庫補助金	県(都道府) 負　担　金	その他の負担金 (収入金)	計			

(注)1. 地すべり等防止法第30条及び第31条(第45条第1項において準用する場合を含む。)に規定する分担金があるときは、区分の「都道府県負担金」の予算額欄には、これを含む額を記載し、備考欄にその根拠となった適用条項ごとの金額を記載すること。

2.「その他の負担金」の予算額欄には、地すべり等防止法施行令第7条第1項に規定する収入金があるときは、その合計額を記載し、備考欄に根拠となった適用条項ごとの金額を記載すること。

（2）支出

単位:円

区　　分		予　算　額	精　算　額	差　　引 増△減額	精算額内訳	備　考
本工事費等	本　工　事　費					
	付　帯　工　事　費					
	測　量　設　計　費					
	用地費及び補償費					
	小　　計					
機　械　器　具　費						
計						

（３）　国庫補助金精算

単位：円

国庫補助金 交付決定額	精算事業費 総　　額	補助率	精算国庫 補助金額	既受領国庫 補助金総額	差引国庫補助金 未受領(返還)額

３　林地崩壊対策事業

様式Ⅰ

令和　　年度（　年災）　　林地崩壊対策事業の内容及び経費の配分

（１）総括表

区分		箇所数	経費	負担区分		
				国庫補助金	県(都道府)負担金	市町村負担金
事業費	林地崩壊防止事業		円	円	円	円
	災害関連山地災害危険地区対策事業		（　　）			
	計		（　　）			
指導監督費	林地崩壊防止事業	－				
	災害関連山地災害危険地区対策事業	－	（　　）			
	計	－	（　　）			
合計			（　　）			

（注）　経費の欄の（ ）には補助基本額を内数で記入すること。

（２）林地崩壊防止事業

市町村別	箇所数	工事費			負担区分		
		本工事費等	機械器具費	計	国庫補助金	県(都道府)負担金	市町村負担金
		円	円	円	円	円	円
事業費計							
指導監督費							
計							

（注）　様式Ⅰの付の「市町村、施行箇所別本工事費等の配分表」を添付すること。

（３）災害関連山地災害危険地区対策事業

市町村別	人家等の被害状況別	箇所数	工事費			受益者負担金相当額	補助基本額	負担区分		
			本工事費等	機械器具費	計			国庫補助金(A)	県(都道府)負担金(B)	市町村負担金(C)
			円	円	円	円	円	円	円	円
事業費	A									
	B									
	C									
	計									
指導監督費										
計										

（注）１　様式Ｉの付の「市町村別、施行箇所別本工事費等の配分表」を添付すること。

２　「人家等の被害状況別」欄は、「災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領」（昭和63年4月７日付け63林野治第950号林野庁長官通知）別紙第２の４の（1）に該当する箇所（「A」という。）及び同要領第２の４の（2）に該当する箇所（「B」という。）並びに同要領第２の４の（3）に該当する箇所（「C」という。）の別を市町村ごとに記入し、市町村ごとの計を記入すること。

３　受益者から負担金を徴収する場合の負担金は「市町村負担金」に算入すること。

様式Ⅰの付

市町村別、施行箇所別本工事費等配分表

（事業細目○○○○）

番号	施行箇所名	人家等の被害状況別	本工事費等	施行形態	工期 自～至	工種概要	備考
		ha	円				
	計						

（注）1 事業細目ごとに別葉とする。

2 「番号」欄には、工事番号を記入する。

3 「人家等の被害状況別」欄については、

ア 林地崩壊防止事業の場合は空欄とする。

イ 山地災害危険地区対策事業の場合は、様式Ⅰの（3）と同様人家等の被害状況によるA、B、C別の小計と市町村ごとの計を記入する。

4 「本工事費等」欄には、市町村ごとの計を記入する。ただし災害関連山地災害危険地区対策事業にあっては、「人家等の被害状況別」欄に記入したA、B、C別の小計と市町村ごとの計を記入する。

5 「施行形態」欄には、直営、請負（業者、県森連、森単組）、委託（県、その他）等の工事施工先を記入する。

様式Ⅱ

令和　年度（　年災）林地崩壊対策事業収支予算書

（1）収入

区分	予算額			備考
	国庫補助金	県(都道府)負担金	計	
事業費	円	円	円	
指導監督費				
計				

（2）支出

区分		予算額	算出基礎	備考
事業費	林地崩壊防止事業	円		
	災害関連山地災害危険地区対策事業			
	計			
指導監督費				
	計			
合計				

様式Ⅲ

令和　年度（　年災）林地崩壊対策事業状況報告書

（１）事業費　　令和　年　月　日現在

事業別	市町村別	箇所数	事業費(A)	施行済						残高		
				完了		施行中		事業費(D)(B+C)	進捗率(D/A)	施行中	未着手	
				箇所数	事業費(B)	箇所数	事業費(C)			未完了部分事業費	箇所数	事業費
林地崩壊防止事業			円		円		円	円	%	円		円
	計											
災害関連山地災害危険地区対策事業												
	計											
合　計												

（２）指導監督費

予算額(A)	使用済額(B)	(B/A)	未使用額
円	円	%	円

様式Ⅳ

令和　年度（　年災）林地崩壊対策事業成績書

（注）様式Ⅳは、様式Ⅰ（様式Ⅰの付を含む。）に同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ⅴ

令和　年度（　年災）林地崩壊対策事業収支精算書

（1）収入

区　　分	予　　算　　額			精算額	差引増△減額	備　　考
	国庫補助金	県(都道府) 負　担　金	計			
事　業　費	円	円	円	円	円	
指導監督費						
計						

（2）支出

区　　分		予　算　額	精　算　額	差　引 増△減額	精 算 額 内 訳	備　　考
事業費	林地崩壊防止事業	円	円	円		
	災害関連山地災害 危険地区対策事業					
	計					
指導監督費						
	計					
合　　計						

（3）国庫補助金精算

区　　分	国庫補助金 交付決定額	精算事業費 (補助基本額) 総　　額	国　庫 補助率	精算国庫 補助金額	既受領国庫 補助金総額	差引国庫補助金 未受領（返還）額
工　事　費	円	円		円	円	円
指導監督費						
計						

（注）「精算事業費（補助基本金）総額」欄は、様式Ⅳ事業成績書の（1）総括表の経費欄の（　）の記入額と一致させること。

4　治山施設等災害関連事業

様式Ⅰ

令和　　年度　　治山施設等災害関連事業の内容及び経費の配分

事業別	年災別	番号	施行箇所	全体 復旧 工事費	災害 復旧 工事費	災害関連分 工事費	補助金	直営 請負別	工期 自～至	工種 概要	備考
治山施設災害関連事業				円	円	円	円				
		計									
地すべり防止施設災害関連事業											
		計									
特殊地下壕対策災害関連事業											
		小計									
		指導監督費									
		計									
合計											

（注）1　年災別に小計をとること。
　　2　工種概要には、数量も記載すること。

様式Ⅱ

令和　年度　治山施設等災害関連事業収支予算書

（1）収入

区　分	予　算　額			備　考
	国庫補助金	県(都道府)負担金	計	
工事費			円	
指導監督費				
合　計				

（注）市町村の負担金がある場合は、備考欄にその金額を記載すること。

（2）支出

区　分		予　算　額	算出基礎	備　考
工事費		円		
	計			
指導監督費				
	計			
合　計				

様式Ⅲ

令和　　年度治山施設等災害関連事業　第○・四半期遂行状況報告書

区　分	計　画		遂　行　状　況			支出済額	概算払受領済額	備　考
	事業費	国庫補助金	事業着手年月日	事業完了予定年月日	進捗率			
治山施設等災害関連事業	円	円			%	円	円	

※進捗率は、事業の進捗率を記入すること。
※支出済額は都道府県の支出済額を記入すること。

様式Ⅳ

令和　年度　治山施設等災害関連事業成績書

（注）様式Ⅳは、様式Ⅰ（様式Ⅰの付を含む。）に同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ⅴ

令和　年度　治山施設等災害関連事業収支精算書

（1）収入

区　分	予算額			精算額	差引増△減額	備考
	国庫補助金	県(都道府)負担金	計			
工事費						
指導監督費						
計						

（注）市町村の負担金がある場合は、備考欄にその金額を記載すること。

（2）支出

区　分		予算額	精算額	差引増△減額	精算額内訳	備考
工事費		円	円	円		
	計					
指導監督費						
	計					
合　計						

（3）国庫補助金精算

区　分	国庫補助金交付決定額	精算事業費(補助基本額)総額	国庫補助率	精算国庫補助金額	既受領国庫補助金総額	差引国庫補助金未受領（返還）額
工事費	円	円		円	円	円
指導監督費						
計						

（注）「精算事業費（補助基本額）総額」欄は、様式Ⅳ事業成績書の災害関連分の工事費の記入額と一致させること。

５　森林環境保全整備事業

様式Ⅰ

令和　　年度　森林環境保全整備事業の内容及び経費の配分

１　総括表

区　　分		事　業　費 (A)+(B)+(C)	事　業　費　内　訳			備　考
			国庫補助金 （A）	県（都道府）負担金 （B）	所有者（施行者）・ 施行主体等負担金 （C）	
森林環境保全直接支援事業						
特定森林再生事業						
	うち森林災害等復旧林道開設					
森林資源循環利用林道整備事業						
山村強靭化林道整備事業						
林業専用道整備事業						
林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業						
合　　計						
指　導　監　督　費						
	森林環境保全直接支援事業					
	特定森林再生事業					
	森林資源循環利用林道整備事業					
	山村強靭化林道整備事業					
	林業専用道整備事業					
	林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業					
総　　計						

2　森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業

区分			事業費	事業費内訳			備考
				国庫補助金	県（都道府）負担金	所有者（施行者）・施行主体負担金	
森林環境保全直接支援事業	全体						
		うち県（都道府）補助事業					
	指導監督費						
	合計						
特定森林再生事業	森林緊急造成						
	被害森林整備						
	重要インフラ施設周辺森林整備						
	保全松林緊急保護整備						
	全体						
		うち県（都道府）補助事業					
	指導監督費						
	森林災害等復旧林道開設（指導監督費を除く）						
	指導監督費						
	合計						
総計							

２の付１

森林災害等復旧林道開設

路線名	施行場所（郡市町村）	施行主体	車道幅員 m	延　長 m	事業費内訳			本工事費等と指導監督費の計 円	国庫補助率 %	経費内訳			事業完了（予定）年月日	備　考
					本工事費等（A） 円	指導監督費				国庫補助金 円	都道府県負担金 円	施行主体負担金 円		
						金額（B） 円	（B）／（A） %							
計														

（注）１　一路線に施行主体が２以上ある場合は、施行主体ごとに区分して記載すること。

２　「事業費内訳」の「本工事費等」とは、工事費のうち工事雑費を除いたものである。

３　「事業費内訳」の「指導監督費（B）」欄は、林野庁長官が別に定める「指導監督費」を記載すること。

３ 森林資源循環利用林道整備事業

（１）林業生産基盤整備道

区分	路線名	施行場所（郡市町村）	施行主体	車道幅員 m	延長 m	事業費内訳 本工事費等（A） 円	事業費内訳 指導監督費 金額（B） 円	事業費内訳 指導監督費 （B）/（A） %	本工事費等と指導監督費の計 円	国庫補助率 %	経費内訳 国庫補助金 円	経費内訳 都道府県負担金 円	経費内訳 施行主体負担金 円	事業完了（予定）年月日	備考
開設															
開設															
開設															
開設															
改良															
改良															
改良															
改良															
計															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
計															
接続路整備															
接続路整備															
接続路整備															
接続路整備															
接続路整備															
接続路整備															
計															
路網計画策定			－				－	－							
路網計画策定			－				－	－							
路網計画策定			－				－	－							
路網計画策定			－				－	－							
路網計画策定			－				－	－							
路網計画策定			－				－	－							
計							－	－							
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
計															

（注）１　一路線に施行主体が２以上ある場合は、施行主体ごとに区分して記載すること。
２　「事業費内訳」の「本工事費等」とは、工事費のうち工事雑費を除いたものである。
３　「事業費内訳」の「指導監督費（B）」欄は、林野庁長官が別に定める「指導監督費」を記載すること。

（２）林業専用道

区分		路線名	施行場所（郡市町村）	施行主体	車道幅員 m	延長 m	事業費内訳 本工事費等（A） 円	指導監督費 金額（B） 円	指導監督費 （B）/（A） %	本工事費等と指導監督費の計 円	国庫補助率 %	経費内訳 国庫補助金 円	都道府県負担金 円	施行主体負担金 円	事業完了（予定）年月日	備考
	開設															
	改良															
計																
作業ポイント整備																
	計															
接続路整備																
	計															
路網計画策定				－				－	－							
				－				－	－							
				－				－	－							
				－				－	－							
				－				－	－							
				－				－	－							
	計							－	－							
施設集約化（撤去）																
	計															

（注）１　一路線に施行主体が２以上ある場合は、施行主体ごとに区分して記載すること。
２　「事業費内訳」の「本工事費等」とは、工事費のうち工事雑費を除いたものである。
３　「事業費内訳」の「指導監督費（B）」欄は、林野庁長官が別に定める「指導監督費」を記載すること。

4 山村強靱化林道整備事業

（1）山村強靱化林道

区分		路線名	施行場所（郡市町村）	施行主体	車道幅員 m	延長 m	事業費内訳 本工事費等（A） 円	事業費内訳 指導監督費 金額（B） 円	事業費内訳 指導監督費 （B）/（A） %	本工事費等と指導監督費の計 円	国庫補助率 %	経費内訳 国庫補助金 円	経費内訳 都道府県負担金 円	経費内訳 施行主体負担金 円	事業完了（予定）年月日	備考
	開設															
	改良															
	計															
作業ポイント整備																
	計															
接続路整備																
	計															
路網計画策定				－				－	－							
				－				－	－							
				－				－	－							
				－				－	－							
				－				－	－							
				－				－	－							
	計							－	－							
施設集約化（撤去）																
	計															

（注） 1 一路線に施行主体が２以上ある場合は、施行主体ごとに区分して記載すること。
2 「事業費内訳」の「本工事費等」とは、工事費のうち工事雑費を除いたものである。
3 「事業費内訳」の「指導監督費（B）」欄は、林野庁長官が別に定める「指導監督費」を記載すること。

５ 林業専用道整備事業

区分	路線名	施行場所（郡市町村）	施行主体	車道幅員 m	延長 m	事業費内訳 本工事費等（A） 円	事業費内訳 指導監督費 金額（B） 円	事業費内訳 指導監督費 （B）／（A） %	本工事費等と指導監督費の計 円	国庫補助率 %	経費内訳 国庫補助金 円	経費内訳 都道府県負担金 円	経費内訳 施行主体負担金 円	事業完了（予定）年月日	備考
開設															
開設															
開設															
開設															
改良															
改良															
改良															
改良															
計															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
作業ポイント整備															
計															
接続路整備															
接続路整備															
接続路整備															
接続路整備															
接続路整備															
接続路整備															
計															
ふくしま森林再生路網計画策定			－				－	－							
ふくしま森林再生路網計画策定			－				－	－							
ふくしま森林再生路網計画策定			－				－	－							
ふくしま森林再生路網計画策定			－				－	－							
ふくしま森林再生路網計画策定			－				－	－							
ふくしま森林再生路網計画策定			－				－	－							
計							－	－							
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
施設集約化（撤去）															
計															

（注） １　一路線に施行主体が２以上ある場合は、施行主体ごとに区分して記載すること。
２　「事業費内訳」の「本工事費等」とは、工事費のうち工事雑費を除いたものである。
３　「事業費内訳」の「指導監督費（B）」欄は、林野庁長官が別に定める「指導監督費」を記載すること。

6　林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業

区	分		事業費	事業費内訳			備考
				国庫補助金	県（都道府）負担金	所有者（施行者）・施行主体負担金	
林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	全体						
		うち県（都道府）補助事業					
	指導監督費						
	合計						

様式Ⅱ

令和　年度　森林環境保全整備事業収支予算書

（1）収入　　単位：円

予　算　額			備　考
国庫補助金	県（都道府） 負　担　金	計	

（2）支出　　単位：円

区　分	予　算　額	備　考
県（都道府）営事業費		
市町村営等補助金		
指導監督費		
合　計		

様式Ⅲ

令和〇〇年度森林環境保全整備事業第〇・四半期遂行状況報告書

区　　分	計　　画		遂　行　状　況			支出済額	概算払受領済額	備考
	事業費 円	国庫補助金 円	事業着手年月日	事業完了予定年月日	進捗率 %	円	円	
森林環境保全直接支援事業								
特定森林再生事業								
森林資源循環利用林道整備事業								
山村強靭化林道整備事業								
林業専用道整備事業								
林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業								
合　　計								

※進捗率は、事業の進捗率を記入すること。
※支出済額は都道府県の支出済額を記入すること。

様式Ⅳ

令和　　年度　森林環境保全整備事業成績書

1　総括表
2　森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業
3　森林資源循環利用林道整備事業
4　山村強靭化林道整備事業
5　林業専用道整備事業
6　林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業

以上は、様式Ⅰとそれぞれ同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ⅴ

令和　年度　森林環境保全整備事業収支精算書

（1）収入　　単位：円

予　算　額			精　算　額	差引増△減額	備　考
国庫補助金	県（都道府）負　担　金	計			

（2）支出　　単位：円

区　分	予　算　額	精　算　額	差引増△減額	備　考
県（都道府）営事業費				間接補助金の交付完了年月日 令和〇年〇月〇日
市町村営等補助金				
指導監督費				
合計				

（３）国庫補助金精算

単位：円

区　　分	国庫補助金 交付決定額	精算事業費総額	精算国庫 補助金総額	既受領国庫 補助金総額	差引国庫補助金 未受領(返還)額
森林環境保全直接支援事業					
特定森林再生事業					
うち森林災害等復旧林道開設					
森林資源循環利用林道整備事業					
山村強靭化林道整備事業					
林業専用道整備事業					
林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業					
合　　計					
指導監督費					
森林環境保全直接支援事業					
特定森林再生事業					
森林資源循環利用林道整備事業					
山村強靭化林道整備事業					
林業専用道整備事業					
林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業					
総　　計					

6　林道施設災害関連事業

様式Ⅰ

令和　　年度　林道施設災害関連事業の内容及び経費の配分

年災別	施行主体名	奥地・その他の別	路線名	施行場所所在地	種類	幅員	延長	事業費	財源内訳					合併工事							工事完了予定年月日	備考
									国庫補助金	地方負担			森林組合等負担金	事業名	工事費(又は事業費)	合併総事業費	(A)/(B)	路線番号	箇所番号	予算措置		
								(A)		都道府県	市町村	計				(B)						
	県(都道府)					m	m	円	円	円	円	円	円			円	円	%			円		
小　　計																						
	市町村																					
小　　計																						
	森林組合																					
小　　計																						
指導監督費																						
合　　計																						

（注）1　「合併工事」欄には、当該林道施設災害関連事業と一体となって施行される林道施設災害関連事業以外の事業がある場合においてのみ設けるものとし、事業名は、林道工事と合併施行する工事の名称を、工事費(又は事業費)は、工事費(又は事業費)を合併総事業費は林道施設災害関連事業の事業費と合併事業の工事費(又は事業費)との合計額を記入すること。

2　「災害復旧事業との関連」欄中「路線番号」及び「箇所番号」欄には農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づいて農林水産大臣に提出した災害復旧事業計画概要書(補助計画概要書を含む。)に記載した路線番号及び箇所番号を、「予算措置」には当該箇所の災害復旧事業に対する国庫補助による補助計画の「有」「無」をそれぞれ記載すること。

3　この表に記載する箇所が施越工事による施行箇所である場合には「備考」欄に「施越」と表示すること。

4　「備考」欄には、指導監督費の項の計(A)欄の積算の基礎となった奥地幹線林道及びその他の林道別の事業費を記入すること。

様式　Ⅱ

令和　　年度　　林道施設災害関連事業収支予算書

(1) 収 入

区　　分		予　　算　　額			備　考
		国庫補助金	県(都道府)負担金	計	
事業費	県(都道府)営	円	円	円	
	市町村営				
	計				
指導監督費					
合　　計					

(注)指導監督費については、算出基礎を奥地、その他別に備考欄に記載すること。

(2) 支 出

区　　分		予　算　額	備　考
市町村営等補助		円	
県(都道府)営事業費			
指導監督費	人件費		
	旅費		
	庁費		
	小計		
合　　計			

様式　Ⅲ

令和　　年度　　林道施設災害関連事業第〇・四半期状況報告書

様式は「5　森林環境保全整備事業」の様式Ⅲに同じ。
ただし、「区分」欄には、「奥地」及び「その他」並びに「年災」の別を記載すること。

様式　Ⅳ

令和　　年度　　林道施設災害関連事業成績書

様式は様式Ⅰに同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式　V

令和　　年度　　林道施設災害関連事業収支精算書

(1) 収 入

区　　分		予　　算　　額			精 算 額	差　　引 増△減額	備　　考
		国庫補助金	県(都道府) 負 担 金	計			
事業費	県(都道府)営	円	円	円	円	円	
	市 町 村 営						
	計						
指 導 監 督 費							
合　　計							

(2) 支 出

区　　分		予　　算　　額	精 算 額	差　　引 増△減額	精 算 額 内　　訳	備　　考
市町村営等補助金		円				
県(都道府)営事業費						
指導監督費	人　件　費					
	旅　　費					
	庁　　費					
	小　　計					
合　　計						

(3) 国庫補助金精算

区　分	国庫補助金 交付決定額	精算事業費 総　　額	国庫補助率	精算国庫 補助金額	既　受　領 国庫補助金 総　　額	差引国庫補 助金未受領 (返還)額
事 業 費	円	円	円	円	円	円
指導監督費						
計						

(4) 指導監督費の事業費精算との関係

事業費 精算額	精算事業費に対する指導監督費 国庫補助金の算出基礎	備　　考
円		

(注)「精算事業費に対する指導監督費国庫補助金の算出基礎」欄は、奥地、その他、別に記載すること。

7　林業用施設災害復旧事業監督事務

様式　Ⅰ

災害復旧事業指導監督費の内容及び経費の配分

区　　分	経　　費	経費内訳		備　　考
		国庫補助金	県(都道府)負担金	
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく林地荒廃防止施設又は林道災害復旧事業の指導監督	円	円	円	林地荒廃防止施設又は林道施設災害復旧事業の事業費総額

(2) 支 出

区　　分	予算額	備　　考
旅　　費	円	
庁　　費		
小　　計		
人 件 費		
計		

様式　Ⅱ

令和　　年度災害復旧事業指導監督費収支予算書

(1) 収 入

区　　分	予算額	算出基礎	災害復旧事業事業費の申請書提出年月日及び番号	備　　考
国庫補助金	円			
県(都道府)負担金				
計				

(注)林道災害復旧事業の場合の「算出基礎」欄には、奥地、その他別に記載すること。

様式　Ⅲ

該当なし。

様式　Ⅳ

災害復旧事業指導監督事務費成績書

様式は、様式Ⅰに同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式　V

令和　年度災害復旧事業指導監督費収支精算書

(1) 収 入

区　　分	予算額	精算額	差引増 △減額	備　　考
国庫補助金	円	円	円	
県(都道府)負担金				
計				

(2) 支 出

区　　分	予算額	精算額	差引増 △減額	精算額 内 訳	備 考
旅　　費	円	円	円		
庁　　費					
小　　計					
人 件 費					
計					

(3) 国庫補助金精算

区　　分	国庫補助金 交付決定額	精算総額	精算国庫 補助金額	既受領国庫 補助金額	差引国庫補 助金未受領 額(返納)額
指導監督費	円	円	円	円	円

(4) 事業費精算との関係

事業費精算額	精算事業費に対する指導監督費国庫補助金の算出基礎	備　　考
円		

(注) 林道施設災害復旧事業の場合の「精算事業費に対する指導監督費国庫補助金の算出基礎」欄には奥地、その他別に記載すること。

８ 災害関連山村環境施設復旧事業

様式Ⅰ

令和　　年度　災害関連山村環境施設復旧事業の内容及び経費の配分

年災別	区　分	地区名	箇所番号	位　置（市町村）	施行主体	数　量	事業費	財源内訳					災害名	工事完了予定年月日	施越工事の有無	備　考
								国庫補助金	地方負担			森林組合等負担金				
									都道府県	市町村	計					
							円	円	円	円	円	円				
	林　業															
	集　落															
	排　水															
	施　設															
	小　計															
	用　水															
	施　設															
	小　計															
	緑地・広場施設															
	小　計															
	集　落															
	防　災															
	安　全															
	施　設															
	小　計															
計																
指導監督費																
合　計																

様式　Ⅱ

令和　　年度　　災害関連山村環境施設復旧事業収支予算書

(1)収　入

区　　分		予　算　額			備　考
		国　庫 補助金	県(都道府) 負担金	計	
事業費	県(都道府)営	円	円	円	
	市町村営等				
	計				
指導監督費					
合　　計					

(注)指導監督費については，算出基礎を備考欄に記載すること。

(2)支　出

区　　分		予 算 額	備　　考
市町村営等補助金			
県(都道府)営事業費			
指導監督費	人 件 費		
	旅　　費		
	庁　　費		
	小　　計		
合　　計			

様式　Ⅲ

令和　　年度　　災害関連山村環境施設復旧事業第〇・四半期状況報告書

年災別	施設名	地区名	箇所番号	位　置 (市町村名)	施行主体	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	事業費又は補助金支出済額
						数量	事業費(A)	数量	事業費(B)		
	小　計										
	小　計										
計											

(注) 1　この報告書は発生年災別に作成すること。

2　「実施計画」欄の「数量」及び「事業費」は、それぞれ報告提出直前の計画数量及び計画事業費を記入すること。

3　「出来高」欄の「事業費」は、事業の完了した部分の出来高事業費と未完了部分及び未着工部分に使用する検収済の資材費の合計額を記入すること。

様式　Ⅳ

令和　　年度　　災害関連山村環境施設復旧事業成績書

様式は、様式　Ⅰに同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式　V

令和　　年度　　災害関連山村環境施設復旧事業収支精算書

(1)収　入

区　分		予算額			精算額	差引増△減額	備　考
		国庫補助金	県(都道府)負担金	計			
	県(都道府)営	円	円	円	円	円	
	市町村営等						
	計						
指導監督費							
合　計							

(2)支　出

区　分		予算額	精算額	差引増△減額	精算額内訳	備　考
市町村営等補助金		円	円	円		
県(都道府)営事業費						
指導監督費	人件費					
	旅　費					
	庁　費					
	小　計					
合　計						

(3)国庫補助金精算

区　分	国庫補助金交付決定額	精算事業費総額	国庫補助率	精算国庫補助金額	既受領国庫補助金総額	差引国庫補助金未受領(返還)額
事業費	円	円		円	円	円
指導監督費						
計						

(4)指導監督費の事業費精算との関係

事業費精算額	精算事業費に対する指導監督費国庫補助金の算出基礎	備　考
円		

９　災害関連緊急治山事業

様式Ｉ

令和　　年度　　災害関連緊急治山事業の内容及び経費の配分

事業細目	工事費			補助率	国庫補助金	箇所数
	本工事費等	機械器具費	計			
災害関連緊急治山事業	円	円	円		円	

様式Ｉの付

施行箇所別本工事費等配分表

番号	施行箇所	面積	本工事費等	直営 請負別	工期 自～至	工種概要	備考
1	○○○	ha	円				
2	○○○						
3	○○○						
4	○○○						
5	○○○						
	計						

（注）１　「番号」欄の番号は申請順に一連番号とする。
２　「面積」欄には、施行面積を記載すること。
３　「本工事費等」欄には、施行箇所ごとの本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費の合計額を記載すること。
４　「直営請負別」欄には、業者請負、森林組合請負等の種類を明記すること。
５　「工事概要」欄には、当該施行箇所の主な工種及びその数量を記載すること。

様式Ⅱ

令和　年度　災害関連緊急治山事業収支予算書

（1）収入

予算額			備考
国庫補助金	県（都道府）負担金	計	
円	円	円	

（2）支出

区分		予算額	算出基礎	備考
本工事費	本工事費			
	付帯工事費			
	測量及び試験費			
	用地費及び補償費			
	小計			
機械器具費				
計				

様式Ⅲ

令和　　年度災害関連緊急治山事業　第○・四半期遂行状況報告書

区分	計画		遂行状況			支出済額	概算払受領済額	備考
	工事費	国庫補助金	事業着手年月日	事業完了予定年月日	進捗率			
災害関連緊急治山事業	円	円			%	円	円	

※進捗率は、事業の進捗率を記入すること。

※支出済額は都道府県の支出済額を記入すること。

様式Ⅳ

令和　　年度　　災害関連緊急治山事業成績書

（注）様式は、様式Ⅰ（様式Ⅰの付を含む。）に同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ⅴ

令和　年度　災害関連緊急治山事業収支精算書

（1）収入

予算額			精算額	差引増△減額	備考
国庫補助金	県(都道府)負担金	計			
円	円	円	円	円	

（2）支出

区分		予算額	精算額	差引増△減額	精算額内訳	備考
本工事費等	本工事費	円	円	円		
	付帯工事費					
	測量及び試験費					
	用地費及び補償費					
	小計					
機械器具費						
計						

（3）国庫補助金精算

国庫補助金交付決定額	精算事業費総額	補助率	精算国庫補助金額	既受領国庫補助金総額	差引国庫補助金未受領(返還)額
円	円		円	円	円

１０　災害関連緊急地すべり防止事業

様式Ｉ

令和　　年度　　災害関連緊急地すべり防止事業の内容及び経費の配分

事業細目	工事費（A）			収入金の額 (B)	補助基本額 (A)−(B)	補助率	国庫補助金	備考
	本工事費等	機械器具費	合計					
渓流	円	円	円	円	円		円	
山腹								
合計								

（注）１　「収入金の額」とは、地すべり等防止法施行令第７条第１項に規定する収入金の額をいう。
　　２　様式Ｉの付「施行箇所別本工事費等の配分表」を添付すること。
　　３　「本工事費等」欄には、事業細目ごとの様式Ｉの付の表の本工事費等の計の金額を記載すること。

様式Ｉの付

施行箇所別本工事費等配分表

（事業細目○○○○）

番号	施行箇所	面積	本工事費等	直営請負別	工期自～至	工種概要	備考
1	○○○	ha	円				
2	○○○						
3	○○○						
計							

（注）１　事業細目ごとに別葉とし、「番号」欄の番号は、事業細目ごとに一連番号とする。
　　２　「面積」欄には、施行面積を記載すること。
　　３　「本工事費等」欄には、施行箇所ごとの本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費の合計額を記載すること。
　　４　「直営請負別」欄には、業者請負、森林組合請負等の種類を明記すること。
　　５　「工種概要」欄には、当該施行箇所の主な工種及びその数量を記載すること。

様式Ⅱ

令和　年度　災害関連緊急地すべり防止事業収支予算書

（1）収入

予算額				備考
国庫補助金	県（都道府）負担金	その他負担金(収入金)	計	
円	円	円	円	

（注）1　地すべり等防止法第３０条及び第３１条（第４５条第１項において準用する場合を含む。）に規定する分担金があるときは、区分の「県（都道府）負担金」の予算額欄には、これを含む額を記載し、備考欄にその根拠となった適用条項ごとの金額を記載すること。

2　「その他の負担金」の予算額欄には、地すべり等防止法施行令第７条第１項に規定する収入金があるときは、その合計額を記載し、備考欄に根拠となった適用条項ごとの金額を記載すること。

（2）支出

区分		予算額	算出基礎	備考
本工事費等	本工事費	円		
	付帯工事費			
	測量及び試験費			
	用地費及び補償費			
	小計			
機械器具費				
計				

様式Ⅲ

令和　　年度災害関連緊急地すべり防止事業　第〇・四半期遂行状況報告書

区　　分	計　　画		遂　行　状　況			支出済額	概算払 受領済額	備　考
	工事費	国庫補助金	事業着手 年月日	事業完了 予定年月日	進捗率			
災害関連緊急地 すべり防止事業	円	円			%	円	円	

※進捗率は、事業の進捗率を記入すること。

※支出済額は都道府県の支出済額を記入すること。

様式Ⅳ

令和　　年度　災害関連緊急地すべり防止事業成績書

（注）様式Ⅳは、様式Ⅰ（様式Ⅰの付を含む。）に同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ｖ

令和　年度　災害関連緊急地すべり防止事業収支精算書

（１）収入

予算額				精算額	差引増△減額	備考
国庫補助金	県(都道府)負担金	その他の負担金（収入金）	計			
円	円	円	円	円	円	

（２）支出

区分		予算額	精算額	差引増△減額	精算額内訳	備考
本工事費等	本工事費	円	円	円		
	付帯工事費					
	測量及び試験費					
	用地費及び補償費					
	小計					
機械器具費						
計						

（３）国庫補助金精算

国庫補助金 交付決定額	精算事業費 総　　額	補助率	精算国庫 補助金額	既受領国庫 補助金総額	差引国庫補助金 未受領(返還)額
円	円		円	円	円

１１　災害対策等緊急事業

様式Ⅰ

令和　年度　災害対策等緊急事業の内容及び経費の配分

様式は、２　治山事業又は５　森林環境保全整備事業の様式Ⅰを準用する。

様式Ⅱ

令和　年度　災害対策等緊急事業収支予算書

様式は、２　治山事業又は５　森林環境保全整備事業の様式Ⅱを準用する。

様式Ⅲ

令和　年度　災害対策等緊急事業第〇・四半期遂行状況報告書

様式は、２　治山事業又は５　森林環境保全整備事業の様式Ⅲを準用する。

様式Ⅳ

令和　年度　災害対策等緊急事業成績書

様式は、２　治山事業又は５　森林環境保全整備事業の様式Ⅳを準用する。

様式Ⅴ

令和　年度　災害対策等緊急事業収支精算書

様式は、２　治山事業又は５　森林環境保全整備事業の様式Ⅴを準用する。

１２　北海道特定特別総合開発事業

様式Ⅰ

令和　年度　北海道特定特別総合開発事業の内容及び経費の配分

様式は、２　治山事業、５　森林環境保全整備事業又は６　林道施設災害関連事業の様式Ⅰを準用する。

様式Ⅱ

令和　年度　北海道特定特別総合開発事業収支予算書

様式は、２　治山事業、５　森林環境保全整備事業又は６　林道施設災害関連事業の様式Ⅱを準用する。

様式Ⅲ

令和　年度　北海道特定特別総合開発事業第〇・四半期遂行状況報告書

様式は、２　治山事業、５　森林環境保全整備事業又は６　林道施設災害関連事業の様式Ⅲを準用する。

様式Ⅳ

令和　年度　北海道特定特別総合開発事業成績書

様式は、２　治山事業、５　森林環境保全整備事業又は６　林道施設災害関連事業の様式Ⅳを準用する。

様式Ⅴ

令和　年度　北海道特定特別総合開発事業収支精算書

様式は、２　治山事業、５　森林環境保全整備事業又は６　林道施設災害関連事業の様式Ⅴを準用する。

１３　特用林産施設体制整備復興事業

様式Ⅰ

令和　　年度特用林産施設体制整備復興事業の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A+B+C+D)	補助事業に要する経費 (A+B)	経　費　内　訳				備　考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
事業費							
附帯事務費							
都道府県附帯事務費							
市町村附帯事務費							
合　　計							

様式Ｉの付

（１）事業費明細

区　分	市町村名	事業主体	工種又は施設等区分 ②	工種又は施設等区分 ③、④	構造規格、規模又は事業量		事業費	経費内訳				工期		備考
					数値	呼称単位	(A+B+C+D) (円)	国庫補助金 (A) (円)	都道府県負担金 (B) (円)	市町村負担金 (C) (円)	その他負担金 (D) (円)	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日	
特用林産物生産体制の整備														
生産資材の導入	市町村名、事業主体、事業内容については（２）のとおり。「事業費、経費内訳」欄に合計を記載すること。													
放射性物質防除対策（放射性物質測定機器の導入を除く）	○○町													
		小計												
	○○市													
	計													
放射性物質防除対策（放射性物質測定機器の導入）	○○町													
		小計												
	○○市													
	計													
放射性物質防除対策（出荷管理・検査の体制整備）	○○町		事業内容については（３）のとおり。「事業費、経費内訳」欄に事業主体ごとの小計及び合計を記載すること。											
		小計												
	○○市													
	計													
合　計														

注：１　「工種又は施設区分」の欄は、別表４に定める工種又は施設等区分ごとに記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設等区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。また、放射性物質測定機器の場合は、機器の具体名も記載すること。

２　「構造、規格又は規模」の欄は、建物の延べ床面積等について記載すること。また、別表４に定める工種又は施設等区分のうち呼称単位が「式」又は「－」で表示されているものについては、１件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。

３　「工期」の欄は、事業主体ごとに記載すること。

４　備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

（２）生産資材の導入費

ア　生産資材の導入費総括表

区　　分	市町村名	事業主体	事業内容	事業費 (A+B+C+D) (円)	経　費　内　訳				備 考
					国庫補助金 (A) (円)	都道府県 負 担 金 (B) (円)	市町村 負担金 (C) (円)	その他 負担金 (D) (円)	
生産資材の導入	○○町		イのとおり						
			イのとおり						
		小計							
	○○市		イのとおり						
	計								
合　　計									

※　補助率を備考欄に記入すること。

※　補助率が異なる場合は、事業費、国庫補助額を補助率ごとに区分して記入すること。

イ　生産資材の導入費明細

実施主体	生産資材の種類	積算内訳			備考
		単価 （円）	数量	事業費 （円）	
	小計				
	小計				
計					

（注）「数量」欄には、数量及び呼称単位を記載すること。

（３）出荷管理・検査の体制整備費明細

実施主体	対象経費	事業費 （円）	積算内訳	備考
	賃金 旅費 需要費 役務費 委託料 使用料及び賃借料		1. 説明会の実施（〇回開催） 賃金　〇〇円 旅費　〇〇円 2. マニュアル作成（〇〇の作成） 委託料　〇〇円 印刷製本費　〇〇円 ⋮	
	小計			
	賃金 旅費 需要費 役務費 委託料 使用料及び賃借料		1. 説明会の実施（〇回開催） 賃金　〇〇円 旅費　〇〇円 2. マニュアル作成（〇〇の作成） 委託料　〇〇円 印刷製本費　〇〇円 ⋮	
	小計			
計				

注：「対象経費」の欄は、別表４に定める工種又は施設等区分③ごとに記載すること。

様式Ⅱ

令和　　年度特用林産施設体制整備復興事業収支予算書

(1) 収　入　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			備　考
	国庫補助金 (A)	都道府県 負 担 金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
特用林産施設体制整備復興事業				

(2) 支　出　　（単位：円）

区　　分	予　算　額	備　　考
特用林産施設体制整備復興事業		

様式Ⅲ

令和　　年度特用林産施設体制整備復興事業遂行状況報告書

令和　　年１２月３１日現在

区　　分	計　画		遂行状況			支出済額	概算払い受領済額	備　考
	事 業 費 (円)	国庫補助金 (円)	事業着手年月日	事業完了予定年月日	進捗率 (%)	(円)	(円)	
特用林産施設体制整備復興事業								

（注）１　進捗率は、事業の進捗率を記入すること。
　　２　支出済額は、県の支出済額を記入すること。

様式Ⅳ

令和　　年度特用林産施設体制整備復興事業成績書

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A+B+C+D)	補助事業に要した経費 (A+B)	経　費　内　訳				備　考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
事業費							
附帯事務費							
都道府県附帯事務費							
市町村附帯事務費							
合　　計							

（注）様式Ⅳの付は、様式Ⅰに同じ。また、様式Ⅳに各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ⅴ

令和　　年度特用林産施設体制整備復興事業収支精算書

(1) 収　入　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			精 算 額	差引増 △減額	備　考
	国庫補助金 (A)	都道府県 負 担 金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	(D)	(D)−(C)	
特用林産施設体制整備復興事業						

(2) 支　出　　（単位：円）

区　　分	予　算　額 (A)	精 算 額 (B)	差引増 △減額 (B)−(A)	備　　考
特用林産施設体制整備復興事業				

(3) 補助金精算書

（単位：円）

区　　分	国庫補助金 交付決定額 (A)	精算事業費総額 (B)	補助率 (%) (C)/(B)	精算国庫 補助金額 (C)	既受領国庫 補助金総額 (D)	差引国庫補助金 未受領(返還)額 (C)-(D)	備　考
事業費							
附帯事務費							
都道府県附帯事務費							
市町村附帯事務費							
合　　計							

１４　放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業

様式Ｉ

令和　　年度放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要する経費 (A)+(B)	経　費　内　訳				備　考
			国庫補助　金 (A)	県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業							
合　　計							

様式Ｉの付

（１）放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業

（ア）事業費明細

区　分	実施主体名	事業内容	事業費 (A+B+C)+(D) (円)	経費内訳				工期		備考
				国庫補助金 (A) (円)	県負担金 (B)	市町村負担金 (C) (円)	その他負担金 (D) (円)	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日	
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	○○県	（イ）のとおり								
	小計									
	○○市	（イ）のとおり								
	小計									
	○○町	（イ）のとおり								
	小計									
	○○村	（イ）のとおり								
	小計									
	○○森林整備法人	（イ）のとおり								
	小計									
	○○森林組合	（イ）のとおり								
	小計									
合　計										

（イ）事業内容

実施主体	区分	事業費 (円)	補助金積算内訳			備考
			単価 (円)	員数	国費 (円)	
	1 森林内における放射性物質の実態把握 現地調査 ha 分析委託等 点					
	計					
	2 森林・林業の再生に向けた実証等 (1) 避難指示解除区域等における実証 現地調査 ha 分析委託等 点					
	計					
	(2) ほだ木等原木林再生のための実証 伐採・作業道作設・植栽等 ha・m 放射性物質調査等 検体					
	計					
	(3) 副産物の利用の円滑化のための実証 バーク有効利用に係る実証等 箇所					
	計					
	3 放射性物質対処型林業再生対策 (1) 実証に係る事前調査等 森林概況調査 森林所有者の同意取付・計画作成等 ha 整備対象森林の調査					
	計					
	(2) 土砂移動等抑制等の実証 柵工・筋工 m 丸太検査 m3					
	計					
合計						

（注） 事業実施主体別に作成すること。

様式Ⅱ

令和　　年度放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業収支予算書

（１）収　入　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			備　考
	国庫補助　金 (A)	県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業				
合　　計				

（２）支　出　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			備　考
	国庫補助　金 (A)	県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業				
合　　計				

様式Ⅲ

令和　　年度放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業遂行状況報告書

令和　　年１２月３１日現在

区　　分	計　画		遂行状況			支出済額	概算払 受領済額	備　考
	事業費 円	国庫補助　金 円	事業着手 年月日	事業完了予定 年月日	進捗率 ％	円	円	
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業								
合　　計								

※ 進捗率は、区分ごとの各事業の進捗率を記入すること。

※ 支出済額は都道府県及び市町村の支出済額を記入すること。

様式Ⅳ

令和　　年度放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業成績表

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要した経費 (A)+(B)	経　費　内　訳				備　考
			国庫補助　金 (A)	県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業							
合　　計							

（注）様式Ⅳの付は様式Ⅰに同じ。また、様式Ⅳの付には各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ⅴ

令和　　年度放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業収支精算書

（1）収　入　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			精算額	差　引 増△減額	備　考
	国庫補助　金 (A)	県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	(D)	(D)−(C)	
放射性物質対処型森林・林業生総合対策事業						
合　　計						

（2）支　出　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			精算額	差　引 増△減額	備　考
	国庫補助　金 (A)	県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	(D)	(D)−(C)	
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業						
合　　計						

（３）国庫補助金等精算書

（単位：円）

区　　分	国庫補助金交付決定額 (A)	精算事業費総額 (B)	補助率 (%) (C)/(B)	精算国庫補助金額 (C)	既受領国庫補助金総額 (D)	差引国庫補助金未受領(返還)額 (C)-(D)	備　　考 (不用額) (A)-(C)
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業							
合　　計							

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱

（農林水産事務次官依命通知
平成30年３月30日29林政政第893号）
最終改正：令和４年３月28日付け３林政政第547号

（通則）

第１　カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するために都道府県、市町村（以下「地方公共団体」という。）及び民間団体等が行う事業に対する、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（事業の趣旨）

第２　戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このため、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行う。

（対策の内容）

第３　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体及び民間団体等（以下「補助事業者等」という。）が行う別表１に掲げる事業（以下「補助事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金等交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費等」という。）について、予算の範囲内で補助金等を交付する。

２　本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。

（１）林業・木材産業成長産業化促進対策
　①　持続的林業確立対策
　②　木材産業等競争力強化対策
　③　林業成長産業化地域創出モデル事業

（２）林業イノベーション推進総合対策
　①　森林資源デジタル管理推進対策
　②　スマート林業実践対策
　③　先進的造林技術推進事業
　④　林業への異分野の技術等の導入促進事業
　⑤　早生樹等優良種苗生産推進対策
　⑥　戦略的技術開発・実証事業

（３）木材の安定供給・利用拡大対策
　①　建築用木材供給・利用強化対策
　　ア　都市の木材利用促進総合対策事業
　　イ　ＣＬＴ・ＬＶＬ等の建築物への利用環境整備事業
　　ウ　建築用木材供給強化促進事業
　②　木材需要の創出・輸出力強化対策
　　ア　非住宅建築物等木材利用促進事業
　　イ　「地域内エコシステム」推進事業
　　ウ　木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
　　エ　「クリーンウッド」普及促進事業
　　オ　広葉樹を活用した成長産業化支援対策

（４）「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
　①　経営モデル実証事業
　②　「新しい林業」経営支援事業
　　ア　森林プランナー育成対策
　　イ　ＩＣＴ技術活用促進事業
　　ウ　林業労働安全強化対策

（５）カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
　①　国民参加の植樹等の推進
　　ア　国民参加による植樹等の推進対策
　　イ　全国規模の緑化運動の促進
　　ウ　「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業
　②　「木づかい運動」の促進
　　ア　優れた地域材製品等の顕彰事業
　　イ　木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開
　　ウ　林福連携で行う優れた地域材製品開発等

（６）林業・木材産業金融対策
　①　林業施設整備等利子助成事業
　②　林業信用保証事業
　　ア　木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
　　イ　保証活用支援事業
　　（ア）災害復旧支援タイプ
　　（イ）木材安定供給支援タイプ
　　（ウ）事業承継・創業等支援タイプ
　　（エ）事業再建支援タイプ
　　ウ　木材産業等高度化推進資金事業
　　エ　経営改善発達支援事業

３　前項に掲げる対策の実施につき必要な事項は次に定めるとおりとする。また、補助対象経費等の区分、事業実施主体及び補助率等は、別表１に定めるところによる。

（１）林業・木材産業成長産業化促進対策：別記１
（２）林業イノベーション推進総合対策：別記２
（３）木材の安定供給・利用拡大対策：別記３
（４）「新しい林業」に向けた林業経営育成対策：別記４
（５）カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策：別記５
（６）林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）：別記６
（７）林業・木材産業金融対策（林業信用保証事業）：林業信用保証事業交付金実施要綱
（平成15年10月６日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知）

４　前項に定めるもののほか、別記１の第１の災害等緊急に対応するための事業に要する交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、林野庁長官が別に定めるところによる。

（流用の禁止）
第４　別表１の区分の欄に掲げるⅠからⅥまでの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。また、Ⅰの１及び２の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

（申請手続）
第５　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下「大臣等」という。）に提出しなければならない。
２　補助金等の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）
第６　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）
第７　大臣等は、第５第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者等に対しその旨を通知するものとする。
２　第５第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は１月とする。

（申請の取下げ）
第８　補助事業者等は、第５第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第７第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

（契約等）
第９　民間団体等は、補助事業等の一部を第三者に委託する場合は、大臣等にあらかじめ届け出なければならない。
２　民間団体等は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
３　民間団体等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）
第10　補助事業者等は、第７第１項の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）
第11　補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第３号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）　補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額等の増額を伴う変更を含む。
（２）　補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。
（３）　補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
２　補助事業者等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額等の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる。
３　大臣等は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）
第12　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表１の重要な変更の欄に掲げるもの以外の変更とする。

（事業遅延の届出）
第13　補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第４号による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。
２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができる。

（状況報告）
第14　補助事業者等は、別表１に掲げる事業遂行状況報告書作成時点において別記様式第５号により事業遂行状況報告書を作成し、別表１に掲げる事業遂行状況報告書提出期限までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第６号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、補助事業者等が補助事業等について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年５月１日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を大臣等に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
３　第１項による報告のほか、大臣等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）
第15　補助事業者等は、補助金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第６号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長）に提出しなければならない。

ただし、施設整備事業について第４・四半期に概算払を受けようとする場合には、林野庁長官が別に定めるところによること。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

２　補助事業者等は、概算払により間接補助事業等に係る補助金等の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金等の額を遅滞なく間接補助事業者等に交付しなければならない。

（実績報告）

第16　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第７号のとおりとし、補助事業者等は補助事業等が完了したとき（第11第１項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から１月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の６月10日、別表１の区分の欄に掲げるⅣの２の（１）の事業にあっては、交付規則第６条第１項ただし書の規定を適用し、翌年度の６月30日）までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

２　第５第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

３　第５第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第８号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

（補助金等の額の確定等）

第17　大臣等は、第16第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

２　大臣等は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱）

第18　大臣等は、日本国外における補助事業等の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金等を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者等に対して検討を求めることができる。

２　補助事業者等は、補助事業等完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第16第１項による実績報告書において、補助金額等から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者等は、補助事業等完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第16第３項に準じて大臣等に報告するとともに、大臣等の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

（額の再確定）

第19　補助事業者等は、第17第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金等に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第１項に準じて提出するものとする。

２　大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第１項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　第17第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第20　大臣等は、第11第１項第３号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第７第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）　補助事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合

（２）　補助事業者等が、補助金等を補助事業等以外の用途に使用した場合

（３）　補助事業者等が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）　間接補助事業者等が、間接補助事業等の実施に関し法令に違反した場合

（５）　間接補助事業者等が、間接補助金等を間接補助事業等以外の用途に使用した場合

（６）　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣等は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第17第３項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第21　補助事業者等は、補助対象経費等（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収

入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第22　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第４号の大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

２　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第５号の大臣が定める財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。

３　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

４　補助事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第５第１項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第７第１項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。

（１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること

（２）本来の補助金等交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと

６　第４項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第23　補助事業者等は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告し、その指示を受けなければならない。

（収益納付）

第24　補助事業者等は、補助事業等の完了の日の属する決算期の最初の日から起算して５年が経過する日までに、補助事業等により商品化された製品の販売等によって相当の収益を生じたときは、林野庁長官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

２　前項による報告があった場合、その他補助事業者等に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと大臣等が認定したときは、林野庁長官が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

（補助金等の経理）

第25　補助事業者等は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３　補助事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第９号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

４　前３項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金等調書）

第26　地方公共団体は、当該補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金等調書を作成しておかなければならない。

（交付決定額の下限）

第27　民間団体等が行う補助事業の交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、林野庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

（間接補助金等交付の際付すべき条件）

第28　補助事業者等は、間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、（５）に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の規定に準ずる条件並びに次の（１）～（４）に掲げる条件を付さなければならない。

（１）　適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

（２）　間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者等の承認を受けないで、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者等による間接補助金等の交付の決定をもって補助事業者等の承認を受けたものとすること。

ア　担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ　本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

（３）　前号による補助事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者等に納付させることがあること。

（４）　補助金等により財産を取得した間接補助事業者等は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

（５）　市町村以外の間接補助事業者等は、補助金等の申請に当たり、（４）を約した「誓約書」（別記様式第11号）を添付しなければならない。

２　補助事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、間接補助事業者等に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

（１）　間接補助事業者等は、間接補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業等の運営

上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（２）　間接補助事業者等は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

３　補助事業者等が民間団体である場合であって、地方公共団体である間接補助事業者等に補助金を交付するときは、間接補助事業者等に対し、第１項に定めるもののほか、当該間接補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金等調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

４　補助事業者等は、間接補助事業者等が間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

５　補助事業者等は、第１項第２号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第１項第２号ただし書の場合にあっては、第７による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受けたものとする。

６　補助事業者等は、第１項第３号により間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

７　第１項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は、当該取得財産等については、適用しない。

８　補助事業者等は、間接補助事業等に関して、間接補助事業者等から補助金等の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金等の国庫補助金等相当額を国に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第29　補助事業者等は、第５第１項の規定による交付の申請、第８の規定による申請の取下げ、第11第１項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による事業遅延の報告、第14の規定による状況報告、第15の規定による概算払請求、第16第１項の規定による実績報告、第16第３項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第22第４項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省又は経済産業省が提供する補助金申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

２　補助事業者等は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

３　大臣等は、第１項の規定により交付申請等が行われた補助事業者等に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

４　補助事業者等が第１項の規定によりシステムを利用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定める利用規約に従わなければならない。

（その他）

第30　本対策の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

附　則

１　この通知は、平成30年４月１日から施行する。

２　本要綱の施行前に次に掲げる交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行う事とされている報告等については、なお従前の例による。

（１）　次世代林業基盤づくり交付金交付要綱（平成25年５月16日付け25林政政第174号農林水産事務次官依命通知）

（２）　森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成27年４月９日付け26林整森第227号農林水産事務次官依命通知）

（３）　「緑の雇用」現場技能者育成推進事業費補助金交付要綱（平成23年４月１日付け22林政経第224号農林水産事務次官依命通知）

（４）　林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱（平成23年４月１日付け22林政企第65号農林水産事務次官依命通知）

附　則

１　この通知は、平成31年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附　則

１　この通知は、令和元年５月17日から施行する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

３　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

４　この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

１　この通知は、令和２年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

３　優良種苗低コスト生産推進事業費補助金交付要綱（平成28年４月１日付け27林整整第768号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。ただし、この通知の施行前に同要綱に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附　則

１　この通知は、令和２年４月３０日から施行する。

附　則

１　この通知は、令和３年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和４年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年３月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。

（別記１）

林業・木材産業成長産業化促進対策

第１　事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表１のとおりとする。

また、林野庁長官が別に定めるところにより、地域提案事業（林野庁長官が別に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業）及び災害等緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。

１　持続的林業確立対策

間伐材生産、資源を高度利用するための施業、路網整備、高性能林業機械の導入等への支援

２　木材産業等競争力強化対策

１と連携した木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備への支援

３　林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の森林資源を循環利用することで、地元に利益が還元され、その活性化に結び付くモデル的な取組に対する支援

第２　事業構想、地域構想及び事業計画の作成等

１　事業構想、地域構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第１の１及び２の事業の達成状況を明らかにするため、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で、林野庁長官が別に定めるところにより、成長産業化事業構想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（沖縄県知事にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に、その承認を申請するものとする。

また、第１の３の事業については、都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、林野庁長官が別に定めるところにより、林業成長産業化地域構想（以下「地域構想」という。）を作成の上、林野庁長官に提出するものとし、林野庁長官により林業成長産業化地域として選定を受けた場合には、都道府県知事は、事業の達成状況を明らかにするため、指標を定めた上で、事業計画を作成し、林野庁長官等に、その承認を申請するものとする。

都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととする。

２　事業構想、地域構想及び事業計画の承認

林野庁長官等は、１により申請された事業構想、地域構想及び事業計画（以下「事業構想等」という。）について、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

また、地域提案事業については、その内容等が事業構想等で定めた目標の達成に真に必要な事業であるか審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

３　事業構想等の承認の通知

林野庁長官等は、事業構想等を承認したときは、その旨を都道府県知事等に通知するものとする。

また、内閣府沖縄総合事務局長は、承認した事業構想等の写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

４　事業構想等の変更

（１）都道府県知事等は、必要に応じて事業構想等の変更を行うことができるものとし、変更後の事業構想等を林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別途林野庁長官が定める重要な変更については、１から３までの規定を準用するものとする。

（２）地域提案事業に関する変更については、林野庁長官等に対し事前に報告をするものとする。

（３）林野庁長官等は、（１）及び（２）の報告等を受けた場合には、必要に応じ都道府県知事等に対し意見を述べることができるものとする。

第３　国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、都道府県知事に対して林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

都道府県知事は、第１の事業ごとに交付された交付金を、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により、事業計画に定める異なるメニュー及び事業実施主体の間で配分することができる。

なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、林野庁長官が別に定めるところによる。

第４　達成状況の報告

都道府県知事等は、林野庁長官が別に定めるところにより、事業構想等に定める指標の達成状況を林野庁長官等に報告するものとする。

第５　事業評価

交付金により実施する事業に係る事前評価及び事後評価については、林野庁長官が別に定めるところにより、実施するものとする。

第６　改善措置等

１　都道府県知事等は、事業構想等における森林整備・林業等振興整備交付金の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとする。

２　林野庁長官等は、１の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第７　交付金の適正な執行の確保等

１　都道府県知事は、事業の円滑な実施及び交付金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対して総括的な指導監督を行うとともに、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下、必要な指導を行うものとする。

２　国は、都道府県知事に対し、事業の実施及び交付金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

（別記２）

林業イノベーション推進総合対策

第１　事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表１のとおりとする。

１　森林資源デジタル管理推進対策

２　スマート林業実践対策

３　先進的造林技術推進事業

（１）低コスト造林モデル普及促進事業

ア　地域の実状に応じた実証的造林

イ　造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証

４　林業への異分野の技術等の導入促進事業

５　早生樹等優良種苗生産推進対策

（１）指定採取源の拡大

（２）早生樹母樹林の保全・整備

（３）エリートツリー等の原種増産技術の開発

（４）採種園等の造成・改良等

（５）採種園等の造成・改良等モデル的な取組

（６）山取り採穂の推進

（７）苗木生産技術の向上等

６　戦略的技術開発・実証事業

（１）機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証

（２）新素材の開発・実証

（３）先進的林業機械の実証

第２　事業計画等

１　事業計画の作成及び承認等

第１に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第１号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

２　事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、１に準じて行うものとする。

３　１及び２の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第３　国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第４　報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。ただし、第１の３の（１）のア及びイの事業については、事業実施主体を都道府県知事と読み替えるものとする。

（別記３）

木材の安定供給・利用拡大対策

第１　事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表１のとおりとする。

１　建築用木材供給・利用強化対策

（１）都市の木材利用促進総合対策事業

（２）ＣＬＴ・ＬＶＬ等の建築物への利用環境整備事業

（３）建築用木材供給強化促進事業

２　木材需要の創出・輸出力強化対策

（１）非住宅建築物等木材利用促進事業

（２）「地域内エコシステム」推進事業

（３）木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

（４）「クリーンウッド」普及促進事業

（５）広葉樹を活用した成長産業化支援対策

第２　事業計画等

１　事業計画の作成及び承認等

第１に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第１号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

２　事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、１に準じて行うものとする。

３　１及び２の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第３　国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第４　報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

（別記４）

「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

第１　事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表１のとおりとする。

１　経営モデル実証事業

２　「新しい林業」経営支援事業

（１）森林プランナー育成対策

（２）ＩＣＴ技術活用促進事業

（３）林業労働安全強化対策

第２　事業計画等

１　事業計画の作成及び承認等

第１に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第１号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

２　事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、１に準じて行うものとする。

３　１及び２の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第３　国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第４　報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

（別記５）

カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

第１　事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表１のとおりとする。

１　国民参加の植樹等の推進

（１）国民参加による植樹等の推進対策

（２）全国規模の緑化運動の促進

（３）「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業

２　「木づかい運動」の促進

（１）優れた地域材製品等の顕彰事業

（２）木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開

（３）林福連携で行う優れた地域材製品開発等

第２　事業計画等

１　事業計画の作成及び承認等

第１に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第１号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

２　事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、１に準じて行うものとする。

３　１及び２の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第３　国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第４　報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

（別記６）

林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）

第１　事業の内容

林業施設整備等利子助成事業の事業の内容については別表１のとおりとする。

第２　事業計画等

１　事業計画の作成及び承認等

第１に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第１号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

２　事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、１に準じて行うものとする。

３　１及び２の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第３　国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、林業施設整備等利子助成事業の実施及びその指導等に必要な経費について助成するものとする。

第４　報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本事業の実施状況等を報告するものとする。

別表１

区　　分	経　　費	事業実施主体	補助率等		重要な変更		事業遂行状況報告書	
			国	補助事業者等	経費の配分の変更	事業内容の変更	作成時点	提出期限
Ⅰ　林業・木材産業成長産業化促進対策 １　森林整備・林業等振興整備交付金 ２　森林整備・林業等振興推進交付金	本経費の取扱いについては別表２による	同左	同左	同左	同左	同左	交付決定のあった年度の９月30日現在	交付決定のあった年度の10月31日まで
Ⅱ　林業イノベーション推進総合対策 １　森林資源デジタル管理推進対策	レーザ計測等による森林資源・境界情報のデジタル化及び当該データを活用した効率的な路網設計を支援するソフト等の導入並びに所有者情報等の精度向上に対する支援を行うのに要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年８月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知）による。	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左
２　スマート林業実践対策	ＩＣＴ等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組を行うのに要する次の経費 １　地域協議会運営に係る経費 ２　施業集約化の効率化・省力化に係る経費 ３　経営の効率性・採算性の向上に係る経費 ４　需給マッチングの円滑化に係る経費 ５　森林情報の高度化・共有化に係る経費 ６　取組成果の検証及び報告書の作成に係る経費	地域協議会	定額	―	経費の欄の１から６までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から６までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
３　先進的造林技術推進事業								

（１）低コスト造林モデル普及促進事業 ①　地域の実状に応じた実証的造林	１　事業費 地域の実状に応じた低コスト造林技術の導入実証（ドローンによる苗木運搬、早生樹造林等）及びこれらに必要な関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）に要する経費 ２　附帯事務費 （１）都道府県が１の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 （２）市町村が１の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第２号に定める森林整備法人をいう。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第２条第１号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は	１　定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） ２　定額（１／２以内）	－ －	経費の欄に掲げる経費の皆増又は皆減	－	交付決定のあった年度の９月30日現在	交付決定のあった年度の10月31日まで

		地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第７号に掲げる者をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第８号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年								

		法律第32号）第５条第１項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第２項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）						
②　造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証	1　事業費 人工造林等の造林事業の実施、当該事業の設計や施行管理の効率化に向けたリモートセンシング技術の導入実証及びこれらに必要な関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）に要する経費 2　附帯事務費 （１）都道府県が１の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 （２）市町村が１の経費に係る事業の実施	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等	１　定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） ２　定額（１／２以内）	－ －	経費の欄に掲げる経費の皆増又は皆減	－	交付決定のあった年度の９月30日現在	交付決定のあった年度の10月31日まで

	に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	の実施主体に位置づけられた者又は民間事業者						
4　林業への異分野の技術等の導入促進事業	現場課題の解決のための異分野の技術等の導入に向けた林業関係者、企業等のマッチング、事業開発へのサポート、広報等に対する支援に要する次の経費 1　林業関係者と企業等のマッチング 2　事業開発支援 3　事業開発結果の評価及び広報 4　その他事業の成果を高める活動 5　過去の事業開発支援の結果に関する調査 6　事業報告書の作成	民間団体等	定額	ー	経費の欄に掲げる1から6までの経費の合計額の30％を超える増減	ー	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
5　早生樹等優良種苗生産推進対策 （1）指定採取源の拡大	花粉症対策品種等の種穂の採取地を新たに指定採取源に指定するために実施する遺伝子調査等に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左
（2）早生樹母樹林の保全・整備	国内に現存する早生樹の優良林分を母樹林として指定し、優良な種穂の採取源を確保するために実施する調査、林内の整備、種穂の採取作業等の取組に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、森林所有者、地方独立行政法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は森林	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左

		組合等						
（３）エリートツリー等の原種増産技術の開発	優良な種苗の確保及び供給拡大を図るため、エリートツリー等の増産技術の開発に要する次の経費 １　スギ等の増殖技術の高度化と実用化の開発に要する経費 ２　カラマツの増殖効率の改善に要する経費 ３　早生樹の増殖技術の高度化と実用化の開発に要する経費 ４　無花粉スギの生産・増殖効率の改善に要する経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
（４）採種園等の造成・改良等	１及び２に掲げる事業内容に応じ、それぞれ１及び２に定める経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。							
	１　採種園等の造成・改良・機能向上 特定母樹等による採種園等の造成、改良及び機能向上に要する経費	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左
	２　原種増殖施設等の整備 特定母樹等の採種園等の造成に必要な原種苗木の増殖や効率的に種穂の採取を行うことができる施設等の整備に要する	都道府県、都道府県知事が事業実施主体とし	林業関係事業補助金等交付要綱に	同左	同左	同左	同左	同左

	経費	て認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者等	よる。					
（５）採種園等の造成・改良等モデル的な取組	採種園等の造成・改良等モデル的な取組を行うのに要する次の経費 １　施設型モデル採種園の整備に要する経費 ２　多様な森林の整備に資する早生樹や広葉樹の採種園の整備等に要する経費	民間団体等	定額	―	経費の欄の１及び２に掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１及び２に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
（６）山取り採穂の推進	特定苗木を植栽した造林地を穂木の採取源にするために必要な調査、植栽区域の明示、標識の設置等に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、森林所有者、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左
（７）苗木生産技術の向上等	苗木生産技術の向上等を図るために必要な次の経費 １　コンテナ苗生産未経験者を対象とした研修会の実施に要する経費 ２　コンテナ苗生産に新規参入後間もない事業者を対象とした研修会の実施に要する経費	民間団体	定額	―	経費の欄の１から７までに掲げる経費の30％を超える増減	経費の欄の１から７までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで

	3　コンテナ苗生産経験者を対象とした巡回指導の実施に要する経費 4　造林者等を対象としたコンテナ苗の植栽に関する研修会の実施に要する経費 5　苗木被害の早期診断等の実施に要する経費 6　その他研修会の実施等に要する経費 7　種苗の需給情報等を共有する取組に要する経費							
6　戦略的技術開発・実証事業 （1）機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証	伐採・集材・運材及び造林作業の自動化・遠隔操作化機械、林内通信技術、電化技術、マシンガイダンス等の先端技術等を活用した機械・新技術の開発・実証を行うのに要する次の経費 1　開発・実証に係る事業経費 （1）機械・新技術の設計・開発・改良に係る経費 （2）試作機等の製造、性能評価、実証試験に係る経費 （3）各種調査等に係る経費 2　開発・実証に係る事務関連経費 （1）検討委員会の設置・開催に係る経費 （2）普及啓発・成果発表に係る経費 （3）事業報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	ー	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
（2）ソフトウェア等の開発・実証	機械の自動化・遠隔操作化をサポートするソフトウェア等やＩＣＴ等を活用した作業システムの開発・実証を行うのに要する次の経費 1　開発・実証に係る事業経費 （1）ソフトウェア等の設計・開発・改良に係る経費 （2）試作機等の製造、性能評価、実証試験に係る経費 （3）各種調査等に係る経費 2　開発・実証に係る事務関連経費 （1）検討委員会の設置・開催に係る経費 （2）普及啓発・成果発表に係る経費 （3）事業報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	ー	経費の欄の1及び2に掲げる経費の30％を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

（３）新素材の開発・実証	木材及び森林由来の再生可能資源・生分解資源によるプラスチック代替、温室効果ガス排出抑制等に資する新素材の開発・実証又は原料調達から市場展開までを図る地域における山元から製造までの一貫した新素材を活用した商品開発を行うのに要する次の経費 １　新素材等の技術開発・実証や商品開発に係る経費 （１）製造技術の実証・改良に係る経費 （２）試作品の製造・評価に係る経費 （３）各種調査に係る経費 ２　事務関連経費 （１）検討委員会の設置・開催に係る経費 （２）普及啓発・成果発表に係る経費 （３）事業報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１及び２に掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１及び２に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
（４）先進的林業機械の実証	メーカー等と林業経営体の共同提案により、林内作業の安全性向上、省人化等を図る先進的林業機械を活用し、機械の自動化や遠隔操作技術を進めるとともに、当該機械を中心とした事業規模での作業システムの実証、現場の実情に応じて機械等の改良を行うのに要する次の経費 １　実証に係る事業経費 （１）先進的林業機械の実証等に係る経費 （２）導入する先進的林業機械の性能試験・評価に係る経費 （３）各種調査等に係る経費 ２　実証に係る事務関連経費 （１）検討委員会の設置・開催に係る経費 （２）普及啓発・成果発表に係る経費 （３）事業報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１及び２に掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１及び２に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
Ⅲ　木材の安定供給・利用拡大対策 １　建築用木材供給・利用強化対策								

（１）都市の木材利用促進総合対策事業								
①　都市における木材需要の拡大	都市の木造化を推進する工務店等の登録・公表及び都市部を中心とした木質建築資材（ＪＡＳ構造材、木質耐火部材、内装材等）を用いた建築物の建築の実証に要する次の経費 １　都市における木材需要の拡大の支援に係る事務関係経費 ２　都市における木材需要の拡大の取組の助成に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１及び２に掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１及び２に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
②　大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化の技術開発・普及啓発	大径化した原木等を活用した、高付加価値製品（内装材等）の開発や加工・乾燥等の技術開発・普及、設計合理化手法の開発・普及等に要する次の経費 １　検討委員会の開催等に係る経費 ２　製品・技術の試験及び分析に係る経費 ３　技術の普及活動の実施に係る経費 ４　事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
③　顔の見える木材での快適空間づくり事業	製材工場等の品目のバリエーションの充実に資する取組を含む、川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用する付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発に要する次の経費 １　検討委員会の開催等に係る経費 ２　モデル的な取組の実施に必要な経費の助成に係る経費 ３　事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
④　強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及	非住宅・中高層分野の建築物における木造化・木質化に向けて、建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善、大学等と連携した技術の普及等に要する次の経費 １　検討委員会の開催等に係る経費 ２　実証事業に係る建築費及び技術開発費の助成に係る経費	民間団体等	定額 ただし、２の建築費の助成は３／10	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで

	３　大学等と連携した技術の普及に係る経費 ４　事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費							
（２）ＣＬＴ・ＬＶＬ等の建築物への利用環境整備事業 ①　ＣＬＴを活用した先駆的な建築物の建設等支援	ＣＬＴを用いた建築物、街づくり、ＣＬＴ製造企業との連携構築のためのモデル的な取組等における設計・施工ノウハウの横展開を可能とする地域の関係者で構成される協議会方式による設計・建築等の実証に要する次の経費 １　検討委員会の開催等に係る経費 ２　実証に係る設計費・建築費の助成に係る経費 ３　協議会が取り組む普及活動等への助成に係る経費 ４　事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	定額 ただし、２設計費・建築費の助成は３／10（中層以上又は大規模建築物に活用する場合、特に普及性や先駆性が高いと認められる場合は１／２）	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
②　ＣＬＴ建築物等の設計者等育成	ＣＬＴ建築物等の設計者等の育成・サポートを行う取組に要する次の経費 １　検討委員会の開催等に係る経費 ２　育成事業等の実施に係る経費 ３　事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
③　ＣＬＴ・ＬＶＬ等を活用した建築物の低コスト化・検証等	中大規模建築等におけるＣＬＴ・ＬＶＬ等の木材製品の利用促進、ＣＬＴ等の土木分野への利用、低コスト化の推進の取組、ＣＬＴ等の建築物の設計容易化に向けた取組や成果の普及、基準合理化も含めた建築用木材の品質確保に向けた取組に要する次の経費 １　検討委員会の開催等に係る経費 ２　製品・技術の試験、分析及び検証等に係る経費 ３　技術の普及活動の実施に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで

	4　事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費							
（３）建築用木材供給強化促進対策事業 ①　マーケットインによる安定供給体制強化促進	輸入材供給リスクの顕在化に伴い発生した新たな国産材需要へ対応するために行われる、川上から川下の事業者が参画する地域協議会等が地域毎に抱える多様な課題を解決していくための独自の取組に要する次の経費 １　地域協議会等の募集・選定に係る経費 ２　地域協議会等への助成に係る経費 ３　地域協議会等への指導等に係る経費 ４　地域協議会等の成果普及に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
②　木材加工設備導入等利子助成	製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に対する利子助成に要する次の経費 １　設備導入資金助成費 ２　安定供給体制構築資金助成費 ３　支援対象選定事務費	民間団体等	定額	－	経費の欄に掲げる１又は２の経費から３の経費への増	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の９月30日現在	交付決定のあった年度の10月31日まで
③　木材加工設備等リース導入支援	導入手段の多様化と入手コストの軽減等を図るための、製材工場等における木材加工設備のリースによる導入に要する次の経費 １　助成費 ２　支援対象選定等事務費	民間団体等	定額	－	経費の欄に掲げる１の経費から２の経費への30％を超える増	１　事業費の30％を超える増減 ２　補助事業者の変更	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
④　森林認証材の需要拡大	森林認証材の需要拡大を図るための、消費者や需用者向けイベントの開催等、森林認証材の普及啓発等に要する次の経費 １　森林認証材の需要拡大 （１）協議会の設置・運営に係る経費 （２）森林認証材の需要拡大に向けた取組に係る経費 （３）事業報告書の作成・公表に係る経費 ２　森林認証取得に向けた合意形成 （１）協議会の設置・運営に係る経費 （２）認証取得に向けた合意形成に係る経	民間団体等	定額	－	経費の欄の１及び２に掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１及び２に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで

	費 （３）認証材分別管理マニュアル等の作成に係る経費 （４）事業報告書の作成・公表に係る経費							
２　木材需要の創出・輸出力強化対策 （１）非住宅建築物等木材利用促進事業								
①　木の建築物の効果検証・発信	非住宅建築物の木質化を促進するため、店舗等施設の内外装の木質化による利用者の生産性向上や経済面への影響の実証等を通じて、木の効果を見える化する取組に要する次の経費 １　検討委員会の設置・運営に要する経費 ２　内外装の木質化による利用者の生産性向上や経済面への影響の効果を実証する取組への助成等に要する経費 ３　既存情報の収集・整理及び木の効果の分析等による見える化の検討に要する経費 ４　普及資料の作成・発信及び報告書作成に要する経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
②　簡易な構造物等の木造化・木質化促進	倉庫等簡易な構造物等の木造化・木質化を促進するため、標準モデルを提案する取組に要する次の経費 １　検討委員会の設置・運営に要する経費 ２　簡易な構造物等への木材利用に係る調査・分析及び標準モデルの提案に要する経費 ３　普及資料の作成・発信及び報告書作成に要する経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
③　地域における非住宅木造建築物整備推進	地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域における木造化等の特徴的な取組を分析し、地域間の連携促進のためのツール作成・普及の取組を行うとともに、木造建築物等の整備を行おうとする地域協議会、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで

	用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第１項に規定する建築物木材利用促進協定を締結した者及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成８年法律第47号）第４条の規定による事業計画を共同して作成した事業者に対して行う、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供等に要する次の経費 １　提案公募・審査・選定に係る経費 ２　技術支援等に係る経費 ３　木造化等の特徴的な取組の分析・地域間の連携を促進するためのツールの作成等に係る経費 ４　成果報告会開催等の普及活動・報告書作成に係る経費							
（２）「地域内エコシステム」推進事業 ①　「地域内エコシステム」モデル構築事業 ア　事業実施計画の精度向上支援	「地域内エコシステム」の構築・定着を図るため、Ｆ／Ｓ調査を行った地域を対象に、同システムの導入に関する地域の合意形成を図り、実施計画を策定するための協議会の運営に要する次の経費 １　検討委員会の設置・運営に係る経費 ２　「地域内エコシステム」の構築に向けて必要な調査、事業計画の策定支援、情報提供、指導・助言等に係る経費 ３　事業報告書、リーフレットの作成及び報告会等の成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
イ　「地域内エコシステム」技術開発・実証事業	「地域内エコシステム」の構築に資する木質バイオマスのエネルギー利用システム（小規模な熱利用や熱電併給等）の普及に必要となる小規模な技術開発・改良、実証等に要する次の経費 １　検討委員会の設置・運営に係る経費 ２　試作装置の設計・製作・改良に係る経費 ３　実証試験・分析に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで

	４　事業報告書の作成に係る経費							
ウ　「地域内エコシステム」技術開発等支援事業	イの事業を実施する事業者に対して、技術面、安全面、関係法令の遵守等に係る指導・助言を行うとともに、成果報告会等を通じ、広く普及・ＰＲを実施するために要する次の経費 １　検討委員会の設置・運営に係る経費 ２　イの事業の事業実施主体が行う取組に対する指導・助言に係る経費 ３　成果の普及・ＰＲ等に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
エ　優良事例の横展開体制整備支援	「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成、技術開発・実証等の事例把握、これまでの成果、課題等に係る要因分析等を行い、「地域内エコシステム」の導入を検討している地域への普及のためのモデルのカスタマイズや地域内外の関係者の情報交換等が可能なプラットフォームの構築を実施するとともに、普及に向けた実証運用に要する次の経費 １　検討委員会の設置・運営に係る経費 ２　「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成や技術開発・実証等の事例把握、これまでの成果、課題等に係る要因分析等に係る経費 ３　優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの構築及び実証運用に係る経費 ４　事業報告書の作成及び成果の普及・PRに係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
②　「地域内エコシステム」サポート事業								
ア　相談・サポート体制の構築	「地域内エコシステム」の構築に必要となる技術的な支援を行うため、相談窓口を設置し、質疑応答の結果について広く周知を図るとともに、各地域で相談対応可能な人材育成のための研修会の実施に要する次の経費 １　相談窓口設置に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで

	2　相談対応可能な人材育成のための研修会の開催に係る経費 3　事業報告書の作成、成果の普及に係る経費							
イ　木質バイオマス利用促進調査支援	「地域内エコシステム」の推進に資する各種調査の実施、その結果の報告会の開催、報告書の作成等に要する次の経費 1　燃料材サプライチェーン実態調査に係る経費 （1）発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの適切な運用に向けた説明会、現地調査に係る経費 （2）燃料材の需給情報の収集・分析・提供に係る経費 （3）成果報告会の開催、事業報告書の作成に係る経費 2　木質バイオマス熱利用導入及び利用向上可能性調査に係る経費 （1）検討委員会の設置・運営に係る経費 （2）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第16条に基づくばい煙測定記録等を活用して現在のボイラーの導入状況を分析し、導入可能性を調査するための経費 （3）国内のボイラーのうち、設計段階の想定よりも燃料利用量が過大となっている等、運用難となっている等の事例についての原因検証に係る経費 （4）事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及に係る経費 3　蒸気ボイラー導入促進調査に係る経費 （1）検討委員会の設置・運営に係る経費 （2）蒸気ボイラー導入に当たり、技術的課題や市場の把握等を中心に産業用熱利用の拡大を図っていく上での課題と対策についての調査検討に係る経費 （3）事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	ー	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
③　木質バイオマス	木質バイオマス利活用施設等の整備等に	特定非営利	定額	ー	経費の欄に	経費の欄の	交付決定の	交付決定の

利活用施設整備資金等利子助成事業	必要な資金の借入れに係る利子助成に要する次の経費 １　利子助成事務に係る経費 ２　木質バイオマス利活用施設の整備等に必要な資金の利子助成に係る経費	活動法人活木活木森ネットワーク			掲げる２の経費から１の経費への流用	１及び２に掲げる経費の新設又は廃止	あった年度の12月31日現在	あった年度の１月31日まで
（３）木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	木材の輸出促進に係る以下の経費 １　木材製品輸出産地育成に係る以下の経費 ①　木材輸出産地の募集・選定に係る経費 ②　選定した木材輸出産地への支援に係る経費 ③　成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費 ２　企業連携型木材製品輸出促進に係る以下の経費 ①　企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組の募集・選定に係る経費 ②　選定したモデル・実証的な取組への支援に係る経費 ③　成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費 ３　国内外における木造技術講習に係る以下の経費 ①　海外における木造軸組構法技術講習会の開催に係る経費 ②　国内における木造技術研修会の開催に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
（４）「クリーンウッド」普及促進事業	木材関連事業者の登録を促進するため、登録の手続等を説明するセミナーや個別相談会を開催し、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を行うことや、合法伐採木材の流通・利用を促進するための全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動等に要する次の経費 １　木材関連事業者の登録促進に係る経費 （１）事業実施のための運営委員会の開催に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から４までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から４までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで

	（２）登録の手続き等を説明するセミナーや個別相談会の開催、個別の働き掛けや登録に向けた指導・助言に係る経費 ２　全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動等に係る経費 ３　一般事業者や消費者に向けたキャンペーン等の普及啓発に係る経費 ４　事業報告書の作成に係る経費							
（５）広葉樹を活用した成長産業化支援対策	広葉樹を活用した林業の成長産業化を図るため、特用林産物に関する情報の収集・分析・提供及び国産特用林産物の競争力の強化に要する次の経費 １　特用林産物に関する情報の収集・分析・提供に係る経費 ２　国産特用林産物の競争力の強化に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１及び２に掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１及び２に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
Ⅳ　「新しい林業」に向けた林業経営育成対策								
１　経営モデル実証事業	新たな技術を導入して経営モデル実証を行うのに要する次の経費 １　有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施に要する経費 ２　実証事業を行う共同体への助成に要する経費 ３　実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施に要する経費	民間団体等	定額	－ 定額、2/9、2/3 －	経費の欄に掲げる経費の皆増又は皆減	経費の欄に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
２　「新しい林業」経営支援事業								
（１）森林プランナー育成対策	森林プランナー育成対策を行うのに要する次の経費 １　企画運営委員会設置・運営に要する経費 ２　森林施業プランナー育成研修等に要する経費 （１）新規課題対応型研修に要する経費 （２）提案型集約化施業一般研修に要する経費 （３）事業体レベルにおける提案型集約化施業の取組の評価に要する経費	民間団体等	定額 定額、1/2以内 定額 定額 定額、1/2以内	－ － － － －	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで

	ア　実践体制評価委員会設置・運営に要する経費 イ　実践体制評価に要する経費 ３　森林経営プランナー育成研修に要する経費		定額 1/2以内 定額	－ － －				
（２）ＩＣＴ技術活用促進事業	ＩＣＴ生産管理に資するスマート林業技術関連ソフト等の導入に対する支援を行うのに要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県、市町村、国立大学法人、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）、森林組合等、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第45号）第11条の林業労働力確保支援センター、その他都道府県知事が事業実施主体とし	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左

		て適当と認める団体等						
（３）林業労働安全強化対策	林業労働安全強化対策を行うのに要する次の経費 １　林業労働安全活動促進に要する経費 ２　林業労働災害撲滅研修に要する経費 ３　林業・木材産業全国作業安全運動促進に要する経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
Ⅴ　カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策 １　国民参加の植樹等の推進								
（１）国民参加による植樹等の推進対策	以下の取組に要する経費 １　企業・NPO等の森林づくりのサポート体制構築に向けた経費を補助する経費 ２　企業・NPO等の森林づくりに係る情報の発信、地域間の連携等ネットワーク化に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１及び２に掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１及び２に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
（２）全国規模の緑化運動の促進	全国規模の緑化運動の促進を行うのに要する次の経費 １　全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催に係る経費 ２　全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１及び２に掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１及び２に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
（３）「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業	以下の取組に要する経費 １　「森林サービス産業」モデル事業の実施の経費を補助する経費 ２　森林空間利用に係る新産業創出に向けた課題解決型研修会の実施に係る経費 ３　課題の共有・解決のための効果分析・情報発信に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の１から３までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
２　「木づかい運動」の促進	以下の取組に要する経費 １　優れた地域材製品等の顕彰事業に係る経費	民間団体等	定額	－	経費の欄の１から３までに掲げる	経費の欄の１から３までに掲げる	交付決定のあった年度の12月31日	交付決定のあった年度の1月31日

	2　木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開に係る経費 3　林福連携で行う優れた地域材製品開発等に係る経費				経費間の30％を超える増減	経費の新設又は廃止	現在	まで
Ⅳ　林業・木材産業金融対策 1　林業施設整備等利子助成事業	以下の取組に要する経費 1　林業施設整備等利子助成事業 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第３条第１項又は第４条第１項若しくは第２項の認定を受けた林業者等が行う森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等に必要な資金の借入れ、民間事業者が効率的かつ安定的な経営管理のために行う木材の生産量の増加若しくは生産性の向上、原木の安定供給・流通の合理化等に必要な資金の借入れ、自然災害の被害等を受けた林業者等が行う造林地、林道、林業施設等の復旧・復興若しくは資金繰りに必要な資金の借入れ又は新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）による影響を受けた林業者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。）が独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を活用して行う林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費 （１）利子助成事業費 （２）利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費	全国木材協同組合連合会	定額	ー	経費の欄の（１）に掲げる経費から（２）に掲げる経費への流用	経費の欄の（１）及び（２）に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	2　地域材利用促進利子助成事業 林業経営基盤の強化等の促進のための	全国木材協同組合連合	定額	ー	経費の欄の（１）に掲	経費の欄の（１）及び	交付決定のあった年度	交付決定のあった年度

	資金の融通等に関する暫定措置法第３条第１項又は第４条第１項若しくは第２項の認定を受けた林業者等が森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等を行うための資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費 （１）利子助成事業費 （２）利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費	会			げる経費から（２）に掲げる経費への流用	（２）に掲げる経費の新設又は廃止	の12月31日現在	の１月31日まで
	３　林業経営基盤整備緊急利子助成事業 木材価格の下落により影響を受けた林業者等が競争力強化のための経営基盤整備に取り組むのに必要な資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費 （１）利子助成事業費 （２）利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費	全国木材協同組合連合会	定額	－	経費の欄の（１）に掲げる経費から（２）に掲げる経費への流用	経費の欄の（１）及び（２）に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の１月31日まで
２　林業信用保証事業 （１）木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業 （２）保証活用支援事業 ①　災害復旧支援タイプ ②　木材安定供給支援タイプ ③　事業承継・創業等支援タイプ ④　事業再建支援タイプ （３）木材産業等高度化推進資金事業 （４）経営改善発達支援事業	本経費の取扱いについては林業信用保証事業交付金実施要綱（平成15年10月６日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知）による。	独立行政法人農林漁業信用基金	定額	－	－	－	－	－

別表２

区　分	経　費	事業実施主体	国庫交付率	重要な変更 経費の配分の変更
Ⅰ　持続的林業確立対策 １　森林整備・林業等振興整備交付金	区分の欄の１の（１）～（５）の事業を実施するのに要する次の経費 １　事業費 本要綱に基づいて別表３のⅠに掲げる事業を行うのに要する経費 ２　附帯事業費 区分の欄の１の（４）についてのみ、附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 ３　附帯事務費 （１）都道府県が１の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 （２）市町村が１の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費		区分の欄の１の（１）～（５）のとおり 定額（1/2以内） 定額（1/2以内）	区分の欄の１の（１）～（５）における経費の皆増又は皆減
（１）間伐材生産	(1)　「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年２月１日付け29林整整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域（以下「生産基盤強化区域」という。）内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備（林内作業場、土場等） (2) 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする） 附帯事務費については、定額（1/2以内）	
（２）資源高度利用型施業	(1)　生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）及びそれと連携して行う人工造林 (2)　関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、鳥獣害防止施設等整備等）	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする） 附帯事務費については、定額（1/2以内）	
（３）路網整備・機能強化対策	(1)　生産基盤強化区域内で行う林業専用道（規格相当）、森林作業道の整備 (2)　既設の林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強 (3)　既設の林道施設の点検診断 (4)　既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）の機能強化 (5)　既設の林業専用道（規格相当）の復旧 (6)　関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	(1)～(3)、(6)については、定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする） (4)及び(5)については、1/2以内 附帯事務費については、定額（1/2以内）	
（４）高性能林業機械等の整備	(1)　林業機械作業システム整備 (2)　効率化施設整備 (3)　活動拠点施設整備 (4)　附帯事業（(1)から(3)までの施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等）	都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。）	(1)については、定額（1/3以内） ただし、(1)のうち、林業用四輪駆動ダンプトラックにあっては定額（1/4以内）、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ等にあっては定額（4/10以内）、実践体制評価を受け評定されているなどの場合にあっては定額（1/2以内） (2)～(4)については、定額（1/2以内）	
（５）コンテナ苗生産基盤施設等の整備	(1)　低コストで安定的に供給するコンテナ苗生産基盤施設等の整備 (2)　コンテナ苗生産の分業化を推進し、効率的な生産システムの構築に資するコンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備	都道府県、市町村、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第９条第１項に基づく認定を	定額（1/2以内）	

		受けた認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他都道府県知事等が認める団体等		
2　森林整備・林業等振興推進交付金	本要綱に基づいて行う事業に要する経費			区分の欄の2の(1)～(6)における経費の皆増又は皆減
(1) 森林整備地域活動支援対策 ① 森林経営計画作成促進 ② 森林境界の明確化 ③ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進のための森林情報の収集、合意形成、既存路網の改良や森林所有者の特定、森林境界の明確化	市町村、選定経営体等	定額	
(2) 自立的経営活動推進	地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の活動 (1) 活動推進 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い等 (2) 森林整備活動 除伐、間伐・搬出等 (3) 研修活動 林業技術や安全対策の向上のための研修等 (4) 森林機能強化 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等 (5) 資機材・施設の整備 森林整備活動及び森林機能強化の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置	都道府県、市町村、林業者等の組織する団体（森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた３名以上の者で組織する将来的に自立的な林業経営を目指す活動を行う又は活動の取りまとめを行う団体）及び林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者	定額、1/2、1/3　以内	
(3) 山村地域の防災・減災対策	山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害発生時における協力体制の整備	都道府県	定額（1/2以内）	
(4) 森林資源保全対策 ① 森林資源保護の推進 ② 森林環境保全の推進	森林病害虫の被害防除、野生鳥獣の被害防除、森林環境保全対策（森林保全管理対策、林野火災予防対策）	都道府県、市町村、森林組合、森林所有者又は関係都道府県知事が適当と認めた者等	定額（1/2以内）	
(5) マーケティング力ある林業担い手の育成 ① 出荷ロットの大規模化等の推進 ② 持続的な林業経営の確立 ③ 人材の確保・育成・定着 ④ 労働安全の確保	選定経営体を育成・確保するための、出荷ロットの大規模化など販売力強化の取組、行動規範等の策定、生産管理による工程管理改善、林業経営体の雇用の改善・事業の合理化、森林施業プランナー育成研修、林業労働災害防止のための研修等	都道府県、市町村、国立大学法人、選定経営体、森林組合連合会、林業労働力確保支援センター、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部及び地域協議会（林野庁長官が別に定める要件を満たす協議会をいう。）等	定額（1/2以内）	
(6) 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）	林業機械導入	都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び再貸付けを実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、特認団体に限る。）	定額（リース物件価格の1/4、1/3、4/10、1/2以内）	
Ⅱ　木材産業等競争力強化対策				
1　森林整備・林業等振興整備交付金	区分の欄の１の(1)～(4)の事業を実施するのに要する次の経費 1　事業費 実施要綱に基づいて別表３のⅡに掲げる事業を行うのに要する経費 2　附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑		区分の欄の１の(1)～(4)のとおり 定額（1/2以内）	区分の欄の１の(1)～(4)における経費の皆増又は皆減

	な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 3　附帯事務費 （1）都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 （2）市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費		定額（1/2以内）
（1）木材加工流通施設等の整備	1　木材加工流通施設整備 2　森林バイオマス等活用施設整備	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	定額（1/2以内）
（2）木質バイオマス利用促進施設の整備	1　未利用間伐材等活用機材整備 2　木質バイオマス供給施設整備 3　木質バイオマスエネルギー利用施設整備	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、ＰＦＩ事業者及び民間事業者等	1については、定額（1/2以内） 2については、定額（1/3、15/100以内） 3については、定額（1/3以内） ただし、2及び3については、林野庁長官が別に定める場合を除き、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその附帯施設にあっては、定額（1/2、1/3以内）
（3）特用林産振興施設等の整備	特用林産物活用施設等整備	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体	定額（1/2以内）

（4）木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物の整備主体	定額（1/2以内） ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%以内）	
Ⅲ　林業成長産業化地域創出モデル事業 1　森林整備・林業等振興整備交付金 （1）資源高度利用型施業	区分の欄のⅠの1の（2）における経費	区分の欄のⅠの1の（2）における事業実施主体	区分の欄のⅠの1の（2）における国庫交付率	区分の欄の1の（1）～（8）における経費の皆増又は皆減
（2）路網整備・機能強化対策	区分の欄のⅠの1の（3）における経費	区分の欄のⅠの1の（3）における事業実施主体	区分の欄のⅠの1の（3）における国庫交付率	
（3）高性能林業機械等の整備	区分の欄のⅠの1の（4）における経費	区分の欄のⅠの1の（4）における事業実施主体	区分の欄のⅠの1の（4）における国庫交付率	
（4）コンテナ苗生産基盤施設等の整備	区分の欄のⅠの1の（5）における経費	区分の欄のⅠの1の（5）における事業実施主体	区分の欄のⅠの1の（5）における国庫交付率	
（5）木材加工流通施設等の整備	区分の欄のⅡの1の（1）における経費	区分の欄のⅡの1の（1）における事業実施主体	区分の欄のⅡの1の（1）における国庫交付率	

（6） 木質バイオマス利用促進施設の整備	区分の欄のⅡの１の（２）における経費	区分の欄のⅡの１の（２）における事業実施主体	区分の欄のⅡの１の（２）における国庫交付率	
（7） 特用林産振興施設等の整備	区分の欄のⅡの１の（３）における経費	区分の欄のⅡの１の（３）における事業実施主体	区分の欄のⅡの１の（３）における国庫交付率	
（8） 木造公共建築物等の整備	区分の欄のⅡの１の（４）における経費	区分の欄のⅡの１の（４）における事業実施主体	区分の欄のⅡの１の（４）における国庫交付率	
２ 森林整備・林業等振興推進交付金 （1） 先進的モデル提案事業	本要綱に基づいて行う事業に要する経費	都道府県、市町村及び流域森林・林業活性化センター、その他都道府県知事等が認めるもの	定額（10/10以内）	区分の欄の２の（1）における経費の皆増又は皆減

別表３

Ⅰ 持続的林業確立対策

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位 A	呼称単位 B
01間伐材生産	間伐材生産	不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備			箇所	ha
	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他		*※具体名*	箇所 箇所 路線	ha ha m 式 一
02資源高度利用型施業	資源高度利用型施業	末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）、地拵、植栽、苗木運搬			箇所	ha
	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他		*※具体名*	箇所 箇所 路線	ha ha m 式 一
03路網整備・機能強化対策	林業専用道（規格相当）整備	作設	土工 路盤工 擁壁工 法面保護工 排水施設工 その他		路線	m
		補強	土工 路体強化 法面強化 擁壁工 排水施設工 幅員拡張 その他		箇所	m
		点検診断 調査設計 現場技術業務委託費 その他		*※具体名*	箇所	m 式 式 一
		関連条件整備活動（林道専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	*※具体名*	箇所 箇所	ha ha
	森林作業道整備	作設	土工 擁壁工 排水施設工 その他		路線	m
		補強	土工 路体強化 法面強化 擁壁工 排水施設工 幅員拡張 その他		箇所	m
		その他		*※具体名*		
		関連条件整備活動（森林作業道整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	*※具体名*	箇所 箇所	ha ha 一
	機能強化対策	機能強化（単独型）	橋りょう改良 局部改良 雪害対策		橋 箇所 箇所	m m m

			ずい道改良		本	m
			幅員拡張		箇所	m
			のり面保全		箇所	㎡
			交通安全施設		箇所	m
			舗装及び路面工		路線	式
		調査設計				式
		現場技術業務委託費				一
		その他		※具体名		
		関連条件整備活動（機能強化と一体的に実施）	対象森林の調査		箇所	ha
			森林所有者の同意取付け		箇所	ha
			その他	※具体名		一
		機能強化（一体型）				
			防護施設		箇所	m
			交通安全施設		箇所	m
			その他	※具体名		一
		調査設計				式
		現場技術業務委託費				式
		その他		※具体名		一
		関連条件整備活動（機能強化と一体的に実施）	対象森林の調査		箇所	ha
			森林所有者の同意取付け		箇所	ha
			その他	※具体名		一
	林業専用道（規格相当）復旧	路体、法面、擁壁、排水施設、附帯施設等の復旧			箇所	m
		調査設計				式
		現場技術業務委託費				式
		その他		※具体名		一
		関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）復旧と一体的に実施）	対象森林の調査		箇所	ha
			森林所有者の同意取付け		箇所	ha
			その他	※具体名		一
高性能林業機械等の整備のうち 04林業機械作業システム整備	林業機械導入 【造林保育型】	高性能林業機械等	下刈り作業車			台
			その他	※具体名		一
		広域利用林業機械	下刈り作業車			台
			その他	※具体名		一
		単独・広域併用機械	下刈り作業車			台
			その他	※具体名		一
	林業機械導入 【素材生産型】	高性能林業機械等	ハーベスタ			台
			ロングリーチハーベスタ			台
			フェラーバンチャ			台
			フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット			台
			プロセッサ			台
			タワーヤーダ			台
			スイングヤーダ			台
			グラップルソー			台
			フォーク収納型グラップルバケット			台
			ロングリーチグラップルフォワーダ			台
			架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム			式
			林業用四輪駆動ダンプトラック			台
			搬器			台
			集材機			台
			機械保管倉庫		棟	㎡
			その他	※具体名		一
		広域利用林業機械	ハーベスタ			台
			ロングリーチハーベスタ			台
			フェラーバンチャ			台
			フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット			台
			プロセッサ			台
			タワーヤーダ			台
			スイングヤーダ			台
			グラップルソー			台
			フォーク収納型グラップルバケット			台
			ロングリーチグラップルフォワーダ			台
			架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム			式
			林業用四輪駆動ダンプトラック			台
			搬器			台
			集材機			台
			機械保管倉庫		棟	㎡
			その他	※具体名		一
		単独・広域併用機械	ハーベスタ			台
			ロングリーチハーベスタ			台
			フェラーバンチャ			台
			フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット			台
			プロセッサ			台
			タワーヤーダ			台
			スイングヤーダ			台
			グラップルソー			台
			フォーク収納型グラップルバケット			台
			ロングリーチグラップルフォワーダ			台
			架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム			式
			林業用四輪駆動ダンプトラック			台
			搬器			台
			集材機			台
			機械保管倉庫		棟	㎡
			その他	※具体名		一
高性能林業機械等の整備のうち 05効率化施設整備	効率化作業基地整備	作業ポイント			箇所	㎡
	林業生産施設	林業生産施設装置	剥皮施設			式
			焼却炉			基
			山元貯木場管理棟		棟	㎡
			山元貯木場整備新設		箇所	㎡
			山元貯木場増設		箇所	㎡
			山元貯木場改良・舗装		箇所	㎡
			その他	※具体名		一
高性能林業機械等の整備のうち 06活動拠点施設整備	林業情報処理施設	情報処理機械施設	森林ＧＩＳ			式
			その他	※具体名		一
07コンテナ苗生産基盤施設等整備	コンテナ苗生産基盤施設等	コンテナ苗生産施設装置等	育苗施設		棟	㎡
			収納台			台
			散水装置			式
			散水タンク			台
			苗木保冷庫		棟	㎡
			その他	※具体名		一
		コンテナ苗生産機械器具	培土攪拌機			台
			培土圧入機			台
			苗抜取機			台
			抜取機移動台車			台
			種子選別機			台
			その他	※具体名		一
		コンテナ苗生産資材	コンテナ容器			個
			培地			Ｌ
			肥料			Ｌ
			その他	※具体名		一
	コンテナ苗幼苗生産高度化施設等	幼苗生産施設装置等	幼苗育成施設		棟	㎡
			収納台			台
			散水装置			式
			散水タンク			台
			環境制御室		棟	㎡
			その他	※具体名		一
		幼苗生産機械器具	培土攪拌機			台
			種子選別機			台
			播種機			台
			その他	※具体名		一
		幼苗生産資材	幼苗育成容器			個
			培地			Ｌ
			その他	※具体名		一

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位 A	呼称単位 B
木材加工流通施設等の整備のうち01木材加工流通施設整備	木材処理加工施設	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チッパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー 上記機械装置で省人化・省力化（以下「省力化等」という。）に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 台 式 式 基 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 台 一 一
		集成材加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 一 一
		合・単板加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		式 式 式 式 台 台 一 一
		プレカット加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 一 一
		チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チッパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 式 台 式 式 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 一 一
		木材加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤			台 台 台
			ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 台 一 一
		木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ 一 一
		丸棒加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 一 一
		杭加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 一 一
		木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ 一 一
		品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設（注２） モルダー グレーディングマシン 含水率計（設置型） マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ 一 一
		新しい木材活用のための加工供給施設装置	グレーディングマシン 含水率計（設置型） モルダー マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟	台 台 台 台 式 台 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ 一 一
		直交集成板加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 プレス 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 一 一
	木材集出荷販売施設	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機			式 基 台 台

			販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	㎡ ㎡ ㎡ 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 一 一
		木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラップルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ 一 一
木材加工流通施設等の整備のうち 02森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チッパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 棟	台 台 台 台 式 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 式 式 台 式 台 ㎡ 一 一
		森林資源再処理施設装置	（注）森林バイオマス加工施設装置のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産施設 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		式 式 式 一 一
		森林バイオマス再利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ 一 一
	木質エネルギー等利用促進施設	木質エネルギー等利用促進施設装置	（注）森林バイオマス加工施設装置のほか 木質バイオマス発電施設（注１） 木質資源利用ボイラー施設 木質燃料製造施設 小規模水力発電施設 その他	※具体名		式 式 式 式 一
		木質エネルギー等利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ 一
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 03未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機材	未利用間伐材等活用機械	移動式木材破砕機 移動式チッパー 結束機 移動式植繊機			台 台 台 台
			輸送用コンテナ グラップル 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 ㎡ 一
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 04木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設（注１）	木質バイオマス供給施設装置	剥皮施設 異物除去機 磁選機 木質チップ選別機 ハンマーミル チッパー チップサイロ 燃料乾燥施設 燃料投入施設 木質燃料製造施設 計量・梱包装置 熱供給配管 木材成分抽出利用施設 丸鋸盤 チップ吹上装置 原料貯蔵庫 乾燥機 選別機 接着装置 切断機 成型施設 サンダー 集じん装置 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 箇所	式 台 台 台 ㎡ 式 式 台 式 ㎡ 台 台 台 式 台 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ －
		木質バイオマスエネルギー供給用機械	燃料配送車 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ －
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 05木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	燃料貯蔵庫 燃料投入施設 木質資源利用ボイラー 木質バイオマス発電施設（注２） ペレットストーブ 受電施設 吸収冷凍機 熱交換器 熱利用配管 管理棟 作業用建物 その他	※具体名	棟 棟 棟	㎡ 式 台 式 式 式 ㎡ ㎡ －
特用林産振興施設等の整備 06特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産基盤整備	特用樹林造成	新植 改良 補植 保育 その他	※具体名		ha ha ha ha —
		山菜・薬草等造成	発生環境整備 栽培地造成 その他	※具体名		ha ㎡ —
		作業道等整備	作業道開設 作業道改良 モノレール その他	※具体名	路線 路線 基	m 箇所・m m —
		ほだ場等造成	ほだ場造成 給排水施設 その他	※具体名	箇所	㎡ 式 —
	特用林産物生産施設	特用林産物生産施設装置	選別機 浸水槽 人工ほだ場 フレーム 加温機 乾燥機 冷蔵施設 給水施設 懸垂式栽培装置 植菌機 チッパー		箇所 棟	台 基 ㎡ ㎡ 台 台 式 式 式 台 台

			かくはん機			台
			ボイラー			台
			殺菌装置			台
			菌床製造装置			式
			充てん機			台
			接種機			台
			菌掻機			台
			包装機			台
			炭化施設			式
			製品保管倉庫		棟	㎡
			作業用建物		棟	㎡
			培養用建物		棟	㎡
			発生用建物		棟	㎡
			資材保管倉庫		棟	㎡
			焼却炉			基
			育苗施設			㎡
			切断機			台
			竹割機			台
			結束機			台
			竹粉製造機			台
			爆砕装置			台
			乾燥施設			式
			その他	※具体名		一
		特用林産物生産用機械	林内作業車			台
			フォークリフト			台
			ホイールローダー			台
			モノレール		基	m
			生鮮物運搬車			台
			機械保管倉庫		棟	㎡
			その他	※具体名		一
	特用林産物加工流通施設	特用林産物加工・貯蔵施設装置	選別機			台
			包装機			台
			乾燥機			台
			スライサー			台
			ボイラー			式
			殺菌装置			式
			特用林産物加工用機器			台
			自動昇降機			式
			給水施設			式
			冷蔵施設			式
			作業用建物		棟	㎡
			製品保管倉庫		棟	㎡
			資材保管倉庫		棟	㎡
			乾燥用建物		棟	㎡
			管理棟		棟	㎡
			帯鋸盤			台
			丸鋸盤			台
			鋸仕上機械			台
			チッパー			台
			チップ吹上装置			台
			集じん装置			式
			焼却炉			式
			乾燥施設			基
			木工鋸盤			式
			かんな盤			台
			木工フライス盤			台
			ほぞ取り盤			台
			木工せん孔盤			台
			サンダー			台
			木工工具研削盤			台
			ジョインター			台
			接着装置			台
			切断機			台
			竹割盤			台
			結束機			台
			竹粉製造機			台
			成型施設			台
			有機肥料生産施設			式
			爆砕装置			式
			その他	※具体名		一
		特用林産物集出荷・販売施設装置	乾燥機			台
			包装機			台
			冷蔵施設			式
			販売用建物		棟	㎡
			製品保管倉庫		棟	㎡
			資材保管倉庫		棟	㎡
			管理棟		棟	㎡
			電算処理施設			式
			展示販売用建物		棟	㎡
			その他	※具体名		一
		特用林産物加工流通用機械	フォークリフト			台
			生鮮物輸送車			台
			機械保管倉庫		棟	㎡
			その他	※具体名		一
		廃床等活用施設	廃床等活用施設装置	作業用建物	棟	㎡
				製品保管倉庫	棟	㎡
				管理用建物	棟	㎡
				発酵・醸成槽	基	㎡
				送風装置		基
				資材保管倉庫	棟	㎡
				袋詰機		基
				その他	※具体名	一
			廃床等活用機械	フォークリフト		台
				ホイールローダー		台
				機械保管倉庫	棟	㎡
				その他	※具体名	一
		特用林産物獣害対策施設	特用林産物防護施設装置	防護柵		m
				防護用爆音装置		式
				その他	※具体名	一
	木造公共建築物等の整備 07木造公共施設整備	公共施設	木造公共施設		棟	㎡
			木質内装			㎡
			木製外構施設		基	
			附帯施設			

注１：出力１万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする施設を除く。
注２：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第９条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設本体を除く。

Ⅲ　林業成長産業化地域創出モデル事業

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
Ⅰの事業種目の欄の02～07及びⅡの事業種目の欄の01～07	Ⅰの事業種目の欄の02～07及びⅡの事業種目の欄の01～07の工種又は施設区分①	Ⅰの事業種目の欄の02～07及びⅡの事業種目の欄の01～07の工種又は施設区分②	Ⅰの事業種目の欄の02～07及びⅡの事業種目の欄の01～07の工種又は施設区分③	Ⅰの事業種目の欄の02～07及びⅡの事業種目の欄の01～07の工種又は施設区分④	Ⅰの事業種目の欄の02～07及びⅡの事業種目の欄の01～07の呼称単位	

別記様式第１号－１（第５関係）

○○年度　林業・木材産業成長産業化促進対策　交付申請書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第５の規定に基づき、交付金○○○円（前回までの申請額○○○円）の交付を申請する。

記

１　事業の目的
２　事業の内容及び経費の配分
３　事業完了予定年月日
４　都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱
５　次回申請予定日

（注）１　「事業内容及び経費の配分」の記載は、様式Ⅰ－１によること。
２　「都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱」は、間接補助事業のみについて添付すること。なお、第２次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。
３　第５第２項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「○○年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
４　事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、様式Ⅰ－２を添付すること。
５　やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「５　次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第○次」と申請の回次を記載すること。

様式Ｉ－１

○○年度　林業・木材産業成長産業化促進対策｛の内容及び経費の配分総括表／成績書｝

※　該当する報告書名を記載

（単位：円）

区　　分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に要する経費 (A)+(B)	経費内訳				備　考
			交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林整備・林業等振興整備交付金							
森林整備・林業等振興推進交付金							
合　計							

（注）　様式Ｉ－１－アを添付すること。林業成長産業化地域創出モデル事業を実施する場合においては、様式Ｉ－１－イも添付すること。

様式Ｉ－１－ア

○○年度　持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策　｛の内容及び経費の配分総括表／成績書｝

※　該当する報告書名を記載

（単位：円）

区　　分			交付率	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に要する経費 (A)+(B)	経費内訳				備　考
						交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林整備・林業等振興整備交付金	事業費	間伐材生産	／							
		資源高度利用型施業	／							
		路網整備・機能強化対策	／							
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		小　計								
	附帯事務費	間伐材生産								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		小　計								
	総事業費	間伐材生産								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		計								
森林整備・林業等振興推進交付金		森林整備地域活動支援対策								
		自立的経営活動推進								
		山村地域の防災・減災対策								
		森林資源保全対策								
		マーケティング力ある林業担い手の育成								
		林業経営体育成対策（林業機械リース支援）								
		計								
合　計										
うち地域振興分	森林整備・林業等振興整備交付金									
	森林整備・林業等振興推進交付金									

（注）１　区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。
２　本要綱の別表２のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。
３　成績書の場合は、付表（様式Ｉ－１の付（１）・（２））及び交付金調書の写しを添付すること。
４　ＳＣＭ（サプライチェーンマネジメント）推進フォーラムと連携した取組への支援については、備考欄に「ＳＣＭ推進フォーラムと連携した取組」と記載すること。

様式Ｉ－１－イ

○○年度　林業成長産業化地域創出モデル事業　{の内容及び経費の配分総括表 / 成績書}

※　該当する報告書名を記載

（単位：円）

区分			交付率	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に要する経費 (A)+(B)	経費内訳 交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
森林整備・林業等振興整備交付金		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		小　計								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		小　計								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		計								
森林整備交付金等振興・林業推進		先進的モデル提案事業								
		計								
合　計										
うち地域提案分	森林整備・林業等振興整備交付金									
	森林整備・林業等振興推進交付金									

（注）１　区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。
２　本要綱の別表２のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。
３　成績書の場合は、付表（様式Ｉ－１の付（１）・（２））及び交付金調書の写しを添付すること。

様式Ｉ－１の付（１）

○○年度　林業・木材産業成長産業化促進対策　森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種又は施設区分 ①～④	実施市町村名	事業実施主体	数量	呼称単位	事業費 (A)+(B)+(C)+(D) 円	経費内訳 交付金 (A) 円	都道府県負担金 (B) 円	市町村負担金 (C) 円	その他負担金 (D) 円	工期 着手（予定）年月日	工期 完了（予定）年月日	備考
間伐材生産	間伐材生産												※1
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
間伐材生産計													
資源高度利用型施業	資源高度利用型施業												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
資源高度利用型施業計													
路網整備・機能強化対策	林業専用道（規格相当）整備												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
	林業専用道（規格相当）整備計												
	森林作業道整備												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
	森林作業道整備計												
	機能強化（単独型）												
	機能強化（一体型）												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
	機能強化計												
	林業専用道（規格相当）復旧												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
	林業専用道（規格相当）復旧計												
路網整備・機能強化対策計													
高性能林業機械等の整備													
林業機械作業システム整備													
林業機械作業システム整備計													
効率化施設整備													
効率化施設整備計													
活動拠点施設整備													
活動拠点施設整備計													
高性能林業機械等の整備計													
コンテナ苗生産基盤施設等の整備													
コンテナ苗生産基盤施設等の整備計													
木材加工流通施設等の整備													
木材加工流通施設整備													
木材加工流通施設整備計													
森林バイオマス等活用施設整備													
森林バイオマス等活用施設整備計													
木材加工流通施設等の整備													
木質バイオマス利用促進施設の整備													
未利用間伐材等活用機材整備													
未利用間伐材等活用機材整備計													
木質バイオマス供給施設整備													
木質バイオマス供給施設整備計													
木質バイオマスエネルギー利用施設整備													
木質バイオマスエネルギー利用施設整備計													
木質バイオマス利用促進施設の整備計													
特用林産物活用施設等整備													
特用林産物活用施設等整備計													
木造公共施設整備													
木造公共施設整備計													
合　計													

注：１　本事業費明細は、成績書（様式Ｉ－１）の付表として添付すること。
２　「工種又は施設区分」の欄は、別表３に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「繰計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。
３　別表３に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「－」で表示されているものについては、１件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。
４　「工期」の欄は、別表３に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。ただし、事業主体ごとに「工期」が同一の場合には、「繰計」欄に記載すること。
５　間伐材生産の備考欄に間伐材生産量を記載すること。
６　備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

様式Ｉ－１の付（２）

○○年度　林業・木材産業成長産業化促進対策　　森林整備・林業等振興推進交付金事業費明細

区分	メニュー	実施内容	事業実施主体	事業費 (A)+(B)+(C)+(D) 円	経費内訳 交付金 (A) 円	都道府県負担金 (B) 円	市町村負担金 (C) 円	その他負担金 (D) 円	事業期間 着手（予定）年月日	完了（予定）年月日	備考
森林整備地域活動支援対策											
			計								
合計											
自立的経営活動推進											
			計								
合計											
山村地域の防災・減災対策											
			計								
合計											
森林資源保全対策											
			計								
合計											
マーケティング力ある林業担い手の育成											
			計								
合計											
林業経営体育成対策（林業機械リース支援）											
			計								
合計											
総計											
うち地域提案											
先進的モデル提案事業	提案型事業										
			計								
	合計										
総計											

注：１　本事業費明細は、成績書（様式Ｉ－１）の付表として添付すること。
２　メニューについては、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年３月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）（以下「要領」という。）別表１に定める事項を記載すること。なお、林業成長産業化地域創出モデル事業については、提案型事業の名称を記入すること。
３　実施内容については、本要綱の別表２及び要領別表１を踏まえ、わかりやすく簡潔に記載すること。
４　地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとする目標の欄に記載することとし、備考欄に地域提案型である旨記載すること。
５　事業実施主体ごとに計、区分ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
なお、先進的モデル提案事業については、事業実施主体ごとに計、提案型事業ごとに合計、すべての合計を総計に記載すること。
＊　行については、適宜加除のこと。

様式第Ｉ－２

間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

１　交付金名

２　事業実施主体

３　担保施設の概要
（１）名称（施設名）
（２）所在地
（３）構造・規模等
（４）総事業費と負担区分

４　借入れの概要
（１）借入先
（２）制度融資名
（３）資金区分
（４）借入額
（５）償還期間

５　その他参考となる事項
（１）事業計画書（本要綱別記１第２の事業計画の担保対象施設）
（２）償還予定表
（３）利用する制度融資のパンフレット　等

様式第Ⅰ－３

○○年度　林業・木材産業成長産業化促進対策　　事業遂行状況報告書

○○年９月30日現在

区分		計画 事業費 円	計画 交付額 円	遂行状況 事業着手 年月日	遂行状況 事業完了予定 年月日	遂行状況 進捗率 %	支出総額 円	概算払受領済額 円	備考
森林整備・林業等振興整備交付金	間伐材生産								
	資源高度利用型施業								
	路網整備・機能強化対策								
	高性能林業機械等の整備								
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
	木材加工流通施設等の整備								
	木質バイオマス利用促進施設の整備								
	特用林産振興施設等の整備								
	木造公共建築物等の整備								
	小　計								
森林整備・林業等振興推進交付金	森林整備地域活動支援対策								
	自立的経営活動推進								
	山村地域の防災・減災対策								
	森林資源保全対策								
	マーケティング力ある林業担い手の育成								
	林業経営体育成対策（林業機械リース支援）								
	先進的モデル提案事業								
	小　計								
	合　計								

様式第Ⅰ－４

○○年度　林業・木材産業成長産業化促進対策　収支精算書

(1)収入　　(単位：円)

区分	予算額 交付金 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	精算額 (D)	差引増△減額 (D)-(C)	備考
森林整備・林業等振興整備交付金						
森林整備・林業等振興推進交付金						
合　計						

(2)支出　　(単位：円)

区分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増△減額 (B)-(A)	備考
森林整備・林業等振興整備交付金				
森林整備・林業等振興推進交付金				
合　計				

注：１　間接補助金がある場合は、その支払い年月日を備考欄に記載し、該当がない場合は「間接補助金該当なし」と記載する。

２　国庫交付金の不用額が発生した場合は、その額を備考欄へ記載する。

(3)交付金精算書

（単位：円）

区分			交付率	交付金交付決定額 (A)	精算事業費総額 (B)	交付率 % (C)/(B)	精算交付金額 (C)	既受領交付金総額 (D)	差引交付金未受領(返還)額 (C)-(D)	備考
森林整備・林業等振興整備交付金	事業費	間伐材生産								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		小計								
	附帯事務費	間伐材生産								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		小計								
	総事業費	間伐材生産								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		計								
森林整備・林業等振興推進交付金	森林整備地域活動支援対策									
	自立的経営活動推進									
	山村地域の防災・減災対策									
	森林資源保全対策									
	マーケティング力ある林業担い手の育成									
	林業経営体育成対策（林業機械リース支援）									
	先進的モデル提案事業									
	計									
合計										
うち地域提案分	森林整備・林業等振興整備交付金									
	森林整備・林業等振興推進交付金									

（注）1　区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。
2　本要綱の別表２のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。

別　紙

○○年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表

（都道府県名）

区　　分	事業実施主体名	事業費	国庫交付金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	国　庫交付率	消費税仕入控除税額	消費税確　定未確定	備　　考
合　　計									

※　( )書きは、別表２の区分の欄に掲げるⅠの対策にあっては「持続的林業確立対策」のみ、Ⅱの対策にあっては「木材産業等競争力強化対策」のみ、Ⅲの事業にあっては「林業成長産業化地域創出モデル事業」のみ記載すること。

（注）１　当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項の規定に該当する事業者若しくは同法第37条第１項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第60条第４項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。

２　第13第２項及び第13第３項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。

３　「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者にあっては「免税」、消費税法第37第１項の規定による届出書を提出した事業者にあっては「簡易課税」、その他の事業者にあっては「課税」と記載すること。

４　「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

なお、事業実施主体の課税売上割合が95％未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。

５　「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。

６　「消費税確定未確定」欄は、消費税法第９条第１項の規定に該当する場合、同法第37条第１項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

別記様式第１号－２（第５関係）

○○年度　先進的造林技術推進事業　交付申請書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第５の規定に基づき、交付金○○○円（前回までの申請額○○○円）の交付を申請する。

記

１　事業の目的
２　事業の内容及び経費の配分
３　事業完了予定年月日
４　都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱
５　次回申請予定日

（注）１　「事業内容及び経費の配分」の記載は様式Ⅱ－１によること。
２　「都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱」は、間接補助事業を実施する場合に添付すること。なお、第２次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。
３　第５第２項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「○○年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
４　やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「５　次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第○次」と申請の回次を記載すること。

様式Ⅱ－１

都道府県名

○○年度　　先進的造林技術推進事業　　{ の内容及び経費の配分総括表 / 成績書 }

※該当する報告書名を記載

（単位：円）

区分			事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に要する経費 (A)+(B)	経費内訳 交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
森林整備・林業等振興整備交付金	事業費	地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証							
		小　　計							
	附帯事務費	地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証							
		小　　計							
	総事業費	地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証							
		計							

注１：変更の場合は、表外右側に「上段：変更前、下段：変更後」と記載の上、表内の各経費を上下２段書きで記載すること。
　２：成績書の場合は、付表（様式Ⅱ－１の付）及び別記様式第10号（補助金等調書）の写しを添付すること。
　３：実績報告において、国庫交付金の不用額がある場合は、備考欄に「不用額：○○円」と記載の上、不用額を記載すること。

様式Ⅱ－１の付

都道府県名

○○年度　先進的造林技術推進事業　　森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種	事業実施主体	実施市町村名	数値	呼称単位	事業費 (A)+(B)+(C)+(D) 円	経費内訳 交付金 (A) 円	都道府県負担金 (B) 円	市町村負担金 (C) 円	その他負担金 (D) 円	工期 着手（予定）年月日	工期 完了（予定）年月日	備考
地域の実状に応じた実証的造林	具体名												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
地域の実状に応じた実証的造林計													
造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証	森林施業具体名												
	小計												
	リモートセンシング技術の導入実証（具体名）												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証計													
合　計													

注：１　本事業費明細は、成績書（様式Ⅱ－１）の付表として添付すること。
　　２　事業実施主体ごとに細計、工種（具体名）ごとに小計、事業種目ごとに計及び全ての計を合計に記載すること。
　　３　地域の実状に応じた実証的造林の「工種」の欄は、具体の工種（ドローンによる苗木運搬、早生樹造林等）を記載すること。
　　４　造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証の「工種」の欄は、森林施業具体名には森林施業の具体の工種（人工造林、間伐等）を記載し、リモートセンシング技術の導入実証の具体名には具体の取組（ドローン画像による施行地求積等）を記載すること。
　　５　「工種」の欄の関連条件整備活動の具体名には、具体の工種（森林作業道の整備、鳥獣害防止施設等）を記載すること。
　　６　備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

様式Ⅱ－２

都道府県名

○○年度　先進的造林技術推進事業　事業遂行状況報告書

○○年９月30日現在

区分		計画		遂行状況			支出済額	概算払受領済額	備考
		事業費 円	交付額 円	事業着手 年月日	事業完了予定 年月日	進捗率 ％	円	円	
森林整備・林業等振興整備交付金	地域の実状に応じた実証的造林								
	造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証								
	計								

様式Ⅱ－３

都道府県名

○○年度　先進的造林技術推進事業　収支精算書

（1）収入

（単位：円）

区分	予算額			精算額	差引増△減額	備考
	交付金（A）	都道府県負担金（B）	計（A）+（B）=（C）	（D）	（D）-（C）	
森林整備・林業等振興整備交付金						

（2）支出

（単位：円）

区分	予算額（A）	精算額（B）	差引増△減額（B）-（A）	備考
森林整備・林業等振興整備交付金				

（注）間接補助金がある場合は、その支払い年月日を備考欄に記載し、該当がない場合は「間接補助金該当なし」と記載すること。

（3）交付金精算書

（単位：円）

区分			交付金交付決定額（A）	精算事業費総額（B）	交付率（C）/（B）%	精算交付金額（C）	既受領交付金額（D）	差引交付金未受領（返還）額（C）-（D）	備考
森林整備・林業等振興整備交付金	事業費	地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証							
		小計							
	附帯事務費	地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証							
		小計							
	総事業費	地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証							
		計							

（注）１：本収支精算書は、別記様式第７号－１の実績報告書に添付すること。
２：国庫交付金の不用額が発生した場合は、備考欄に「不用額：○○円」と記載の上、その額を備考欄へ記載すること。

別　紙

○○年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表

（都道府県名）

区　　分	事業実施主体名	事業費	国庫交付金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	国　庫交付率	消費税仕入控除税額	消費税確　定未確定	備　　考
合　　計									

（注）１　当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項の規定に該当する事業者又は同法第37条第１項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第60条第４項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。

２　第13第２項及び第13第３項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。

３　「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者にあっては「免税」、消費税法第37第１項の規定による届出書を提出した事業者にあっては「簡易課税」、その他の事業者にあっては「課税」と記載すること。

４　「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

なお、事業実施主体の課税売上割合が95％未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。

５　「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。

６　「消費税確定未確定」欄は、消費税法第９条第１項の規定に該当する場合、同法第37条第１項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

別記様式第１号－３（第５関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○○事業）交付申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第５の規定に基づき、○，○○○，○○○円の交付を申請する。

記

１．事業の目的
２．事業の内容及び計画　｝別紙のとおり
３．経費の配分及び負担区分

４．事業の完了予定年月日：○年○月○日
５．添付書類：別添のとおり

（注）１　本申請書は森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表１の区分の欄に掲げる事業ごとに作成すること。
２　「３．経費の配分及び負担区分」の区分欄については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表１の経費の欄に掲げる項目及びそれに対応する金額を記載すること。
３　「５　添付書類」については、定款又は寄附行為とともに、当該年度の事業計画、収支計算書及び財産目録並びに積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し、その他参考となる資料を添付すること。ただし、記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：スマート林業実践対策

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

□施業集約化の効率化・省力化

※　取組事項ごとに、次の事項を記載する。 ⅰ）名称： ⅱ）取組の概要： ⅲ）目標：

□経営の効率性・採算性向上

※　取組事項ごとに、次の事項を記載する。 ⅰ）名称： ⅱ）取組の概要： ⅲ）目標：

□需給マッチングの円滑化

※　取組事項ごとに、次の事項を記載する。 ⅰ）名称： ⅱ）取組の概要： ⅲ）目標：

□森林情報の高度化・共有化

※　取組事項ごとに、次の事項を記載する。 ⅰ）名称： ⅱ）取組の概要： ⅲ）目標：

（作成上の注意点）
１　「施業集約化の効率化・省力化」、「経営の効率性・採算性向上」又は「需給マッチングの円滑化」の３つのテーマのうち複数のテーマを実施する場合は、主たるテーマに■を付すこと。
２　「取組の概要」は、どのような先端技術をどのような場面で活用し、その結果どのような効果が期待されるのかを具体的に記載すること。
３　「目標」は、本取組において達成すべき目標を設定すること。また、目標設定に当たっては、定性的な目標だけでなく、定量的な目標を記載すること。
４　全体計画を作成した場合は、交付申請を行う年度に実施する分のみ記載すること。

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：林業への異分野の技術等の導入促進事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
〈記載例〉 1.林業関係者と企業等のマッチング 2.事業開発支援 3.事業開発結果の評価及び広報 4.その他、事業の成果を高める活動 5.過去の事業開発支援の結果に関する調査 6.事業報告書の作成			

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
エリートツリー等の原種増産技術の開発

１　事業の目的

２　事業の内容及び計画

①　スギ等の増殖技術の高度化と実用化の開発

実施時期	具体的な内容	備考

②　カラマツの増殖効率の改善

実施時期	具体的な内容	備考

③　早生樹の増殖技術の高度化と実用化の開発

実施時期	具体的な内容	備考

④　無花粉スギの生産・増殖効率の改善

実施時期	具体的な内容	備考

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
採種園等の造成・改良等モデル的な取組

１　事業の目的

２　事業の内容及び計画

①　施設型モデル採種園の整備

実施時期	実施場所	具体的な内容	備考

②　多様な森林の整備に資する早生樹や広葉樹の採種園の整備等

実施時期	実施場所	具体的な内容	備考

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
苗木生産技術の向上等事業

１　事業の目的

２　事業の内容及び計画

①　コンテナ苗生産未経験者を対象とした研修会の実施

実施時期	具体的な内容	備考

②　コンテナ苗生産に新規参入後、間もない事業者を対象とした研修会の実施

実施時期	具体的な内容	備考

③　コンテナ苗生産経験者を対象とした巡回指導の実施

実施時期	具体的な内容	備考

④　造林者等を対象としたコンテナ苗の植栽に関する研修の実施

実施時期	具体的な内容	備考

⑤　苗木被害の早期診断等の実施

実施時期	具体的な内容	備考

⑥　その他研修会の実施等

実施時期	具体的な内容	備考

⑦　種苗の需給情報等を共有する取組

実施事項	具体的な内容	備考

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：戦略的技術開発・実証事業
機械・新技術の開発・実証

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

（１）事業内容

（２）事業実施の年間スケジュール

（３）検討委員会の構成

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：戦略的技術開発・実証事業
ソフトウェア等の開発・実証

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

（１）事業内容

（２）事業実施の年間スケジュール

（３）検討委員会の構成

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：戦略的技術開発・実証事業
新素材の開発・実証（技術開発又は技術実証）※どちらか該当するものを記載

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　新素材等の技術開発（技術実証）や商品開発 ①　製造技術の改良（実証） ②　試作品の製造・評価 ③　各種調査	○　年間スケジュール（予定） ○　技術の改良（実証）等の内容 ○　試作品製造・評価の内容 ○　調査等の項目及び方法		
イ　事務関連 ①　検討委員会の設置・開催 ②　普及啓発・成果発表 ③　事業報告書の作成	 ○　検討委員会の構成 ○　開催スケジュール ○　検討内容等 ○　成果の普及方法 ○　報告書の構成及び作成部数		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：戦略的技術開発・実証事業
先進的林業機械の実証

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

（１）事業内容

（２）事業実施の年間計画

（３）検討委員会の構成

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
都市の木材利用促進総合対策事業
都市における木材需要の拡大

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　都市における木材需要の拡大の支援に係る事務関係 ①　企画運営委員会の開催 ②　利用拡大の呼び掛け、取組事業者及び実証事業者の公募、審査、選定、通知、公表及び登録 ③　取組事業者及び実証事業者の進行管理、指導監督、検査等 ④　事業報告書の作成・公表及び成果の普及	○　企画運営委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目 ○　具体的なスケジュール ○　実施体制 ○　事業の指導・進行管理方法 ○　事業報告書の作成部数及び成果の普及方法		
イ　都市における木材需要の拡大の取組の助成			

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
都市の木材利用促進総合対策事業
大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化の技術開発・普及啓発

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の開催等	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目 ○　事業の指導・進行管理方法		
イ　製品・技術の試験及び分析	○　試験・分析項目と手法		
ウ　技術の普及活動の実施	○　普及方法		
エ　事業報告書の作成及び成果の普及	○　作成部数 ○　普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
都市の木材利用促進総合対策事業
顔の見える木材での快適空間づくり事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の開催等	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目 ○　事業の指導・進行管理方法		
イ　モデル的な取組の実施に必要な経費の助成	○　助成対象グループの選定方法 ○　助成金交付等に関する規程の作成 ○　助成の具体的なスケジュール		
ウ　事業報告書の作成及び成果の普及	○　作成部数 ○　普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
都市の木材利用促進総合対策事業
強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の開催等	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目 ○　募集・選定方法 ○　事業の指導・進行管理方法		
イ　実証に係る建築費及び技術開発費の助成	○　実証内容 ○　実証方法 ○　分析方法		
ウ　大学等と連携した技術の普及	○　実施回数及び実施時期 ○　実施内容		
エ　事業報告書の作成及び成果の普及	○　作成部数 ○　普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
ＣＬＴ・ＬＶＬ等の建築物への利用環境整備事業
ＣＬＴを活用した先駆的な建築物の建設等支援

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の開催等	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目 ○　募集・選定方法 ○　事業の指導・進行管理方法		
イ　実証に係る設計費・建築費の助成	○　実証内容 ○　実証方法 ○　分析方法		
ウ　協議会が取り組む普及活動等への助成	○　協議会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　協議項目		
エ　事業報告書の作成及び成果の普及	○　作成部数 ○　普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
ＣＬＴ・ＬＶＬ等の建築物への利用環境整備事業
ＣＬＴ建築物等の設計者等育成

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の開催等	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目 ○　事業の指導・進行管理方法		
イ　育成事業等の実施	○　実施内容 ○　実施方法		
ウ　事業報告書の作成及び成果の普及	○　作成部数 ○　普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
ＣＬＴ・ＬＶＬ等の建築物への利用環境整備事業
ＣＬＴ・ＬＶＬ等を活用した建築物の低コスト化・検証等

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の開催等	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目 ○　事業の指導・進行管理方法		
イ　製品・技術の試験、分析及び検証等	○　試験、分析及び検証方法と手法		
ウ　技術の普及活動の実施	○　普及方法		
エ　事業報告書の作成及び成果の普及	○　作成部数 ○　普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
建築用木材供給強化促進事業
マーケットインによる安定供給体制強化促進

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　地域協議会等の募集・選定	○　募集 ○　選定委員会の開催 ○　選定		
イ　地域協議会等への助成	○　各地域協議会等への助成		
ウ　地域協議会等への指導等	○　助成金交付等に関する規程の作成 ○　事業管理		
エ　地域協議会等の成果の普及	○　成果報告会等の開催 ○　成果のとりまとめ		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
建築用木材供給強化促進事業
木材加工設備導入等利子助成

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

（１）設備導入資金助成計画

区分	金額				備　考
	補助率 1/2	補助率 2/3	全　額	合　計	
国庫補助金					
自己資金					
合　計					

（２）補助対象職員配置計画

氏名	職名等	備　考
合計　　人		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
建築用木材供給強化促進事業
木材加工設備等リース導入支援

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　助成費	○　助成台数及び金額		
イ　支援対象選定等事務費	○　審査委員会の開催回数及び時期 ○　普及推進に向けた取組の具体的な内容		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
建築用木材供給強化促進事業
森林認証材の需要拡大

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

（１）森林認証材の需要拡大

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　協議会の設置・運営	○　協議会構成員 ○　開催回数及び開催時期		
イ　森林認証材の需要拡大に向けた取組	○　具体的な内容		
ウ　事業報告書の作成・公表	○　成果の取りまとめ ○　成果の普及方法		

（２）森林認証取得に向けた合意形成

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　協議会の設置・運営	○　協議会構成員 ○　開催回数及び開催時期		
イ　認証取得に向けた合意形成	○　具体的な内容		
ウ　認証材分別管理マニュアル等の作成	○　具体的な内容		
エ　事業報告書の作成・公表	○　成果の取りまとめ ○　成果の普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
非住宅建築物等木材利用促進事業
木の建築物の効果検証・発信

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の設置・運営	○　検討委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目 ○　事業の指導・進行管理方法		
イ　内外装の木質化等の効果実証	○　実証事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等 ○　実証の取組 ○　支援内容 ○　具体的スケジュール		
ウ　情報の収集・整理及び木の効果の分析等による見える化	○　具体的な情報収集・整理・分析方法等		
エ　普及資料の作成・発信及び報告書の作成	○　普及資料の作成、作成部数 ○　普及方法 ○　報告書作成部数		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
非住宅建築物等木材利用促進事業
簡易な構造物等の木造化・木質化促進

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の設置・運営	○　検討委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目		
イ　簡易な構造物等への木材利用に係る調査・分析及び標準モデルの提案	○　具体的な調査・分析・提案方法等		
ウ　普及資料の作成・発信及び報告書の作成	○　普及資料の作成、作成部数 ○　普及方法 ○　報告書作成部数		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
非住宅建築物等木材利用促進事業
地域における非住宅木造建築物整備推進

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　提案公募・審査・選定	○　委員会の構成、委員数 ○　公募・審査・選定方法		
イ　技術支援等	○　具体的な支援方法		
ウ　地域間連携促進ツール作成等	○　取組事例の収集、分析内容 ○　作成するツールの内容、成果物のイメージ ○　相談窓口の体制・対応方法		
エ　成果報告会開催等の普及活動・報告書作成	○　成果報告会開催場所、案内先、予定する内容 ○　その他普及方法 ○　報告書作成部数、配布先		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
事業実施計画の精度向上支援

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の設置・運営	○　検討委員会の構成、委員数 ○　開催回数等		
イ　「地域内エコシステム」の構築に向けて必要な調査、事業計画の策定支援、情報提供、指導・助言等	○　具体的な調査、事業計画の策定支援、情報提供、指導・助言等の方法		
ウ　事業報告書、リーフレットの作成及び報告会等の成果の普及の実施	○　事業報告書、リーフレットの作成方法 ○　作成部数 ○　具体的な成果の普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発・実証事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の設置・運営	○　検討委員会の構成、委員数 ○　開催回数等		
イ　試作装置の設計・製作・改良	○　具体的な試作装置の設計・製作・改良の内容 ○　具体的なスケジュール		
ウ　実証試験・分析	○　具体的な実証試験・分析の内容 ○　具体的なスケジュール		
エ　事業報告書の作成	○　具体的な事業報告書の作成方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発等支援事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の設置・運営	○　検討委員会の構成、委員数 ○　開催回数等		
イ　「地域内エコシステム」技術開発・実証事業の事業実施主体が行う取組の指導・助言	○　具体的な指導・助言等の方法		
ウ　成果の普及・ＰＲ等の実施	○　具体的な成果の普及・ＰＲ方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
優良事例の横展開体制整備支援

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の設置・運営	○　検討委員会の構成、委員数 ○　開催回数等		
イ　「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成や技術開発・実証等の事例把握やこれまでの成果・課題に係る要因分析等の実施	○　具体的な事例把握、分析等の方法 ○　具体的なスケジュール		
ウ　優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの構築及び実証運用	○　具体的な検討方法 ○　具体的なスケジュール		
エ　事業報告書の作成及び成果の普及・PR の実施	○　事業報告書の作成方法 ○　作成部数 ○　具体的な成果の普及・PR方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」サポート事業
相談・サポート体制の構築

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　相談窓口設置	○　具体的な実施方法		
イ　相談対応可能な人材育成のための研修会の開催	○　具体的な実施方法 ○　具体的なスケジュール		
ウ　事業報告書の作成及び成果の普及の実施	○　具体的な事業報告書の作成方法 ○　具体的な成果の普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」サポート事業
木質バイオマス利用促進調査支援

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画
（１）燃料材サプライチェーン実態調査

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの適切な運用に向けた説明会、現地調査の実施	○　具体的な説明会、現地調査の実施方法 ○　具体的なスケジュール		
イ　燃料材の需給情報の収集・分析・提供の実施	○　具体的な需給情報の収集・分析・提供の方法 ○　具体的なスケジュール		
ウ　事業報告書の作成及び成果の普及	○　具体的な事業報告書の作成方法 ○　作成部数 ○　具体的な成果の普及方法		

（２）木質バイオマス熱利用導入及び利用向上可能性調査

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の設置・運営	○　検討委員会の構成、委員数 ○　開催回数等		
イ　大気汚染防止法第16条に基づくばい煙測定記録等を活用した、現在のボイラー導入状況の分析及び導入可能性の調査	○　具体的な調査、収集・分析・整理等の方法 ○　具体的なスケジュール		
ウ　国内のボイラーのうち、設計段階の想定よりも燃料利用量が過大となっている等、運用難となっている等の事例についての原因検証	○　具体的なマニュアル・プログラムの作成方法 ○　具体的なスケジュール		
エ　事業報告書の作成及び	○　具体的な事業報告書の作成		

報告会等の成果の普及	方法 ○　作成部数 ○　具体的な成果の普及方法		

（３）蒸気ボイラー導入促進調査

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　検討委員会の設置・運営	○　検討委員会の構成、委員数 ○　開催回数等		
イ　産業用熱利用の拡大を図っていく上での課題と対策について調査検討の実施	○　具体的な調査・分析・整理等の方法 ○　具体的なスケジュール		
ウ　事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及	○　具体的な事業報告書の作成方法 ○　作成部数 ○　具体的な成果の普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
　　木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　利子助成事務の実施	○　具体的な実施方法		
イ　利子助成	○　具体的な実施方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
　　木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
（１）木材製品輸出産地育成 　木材製品輸出産地育成に係る経費 ①　木材輸出産地の募集・選定 ②　選定した木材輸出産地への支援 ③　成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成 （２）企業連携型木材製品輸出促進 　企業連携型木材製品輸出促進に係る経費 ①　企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組の募集・選定 ②　選定したモデル・実証的な取組への支援			
③　成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成 （３）国内外における木造技術講習 　国内外における木造技術講習に係る経費 ①　海外における木造軸組構法技術講習会の開催 ②　国内における木造技術研修会の開催			

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
　　クリーンウッド普及促進事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
（１）木材関連事業者の登録の促進に係る経費 ①　事業実施のための運営委員会の開催	○　開催目的 ○　実施体制 ○　委員会の構成員 ○　主な内容 ○　実施回数		
②　登録の手続き等を説明するセミナーや個別相談会の開催、個別の働き掛けや登録に向けた指導・助言	○　実施目的 ○　実施体制 ○　主な内容 ○　実施回数		
（２）全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動	○　開催目的 ○　委員会の構成員 ○　主な内容 ○　実施回数		
（３）一般事業者や消費者に向けたキャンペーン等の普及啓発	○　実施目的 ○　実施体制 ○　主な内容 ○　実施回数		
（４）事業報告書の作成	○　実施目的 ○　主な内容 ○　作成部数 ○　成果の普及方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
　　広葉樹を活用した成長産業化支援対策

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

（１）特用林産物に関する情報の収集・分析・提供

①原木需給関連情報の収集・分析・提供

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　企画・検討委員会の開催	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目		
イ　原木需給関連情報の収集・分析・提供	○　具体的な実施内容		
ウ　報告書の作成	○　作成部数		

②きのこ原木生産等の効率化等に関する情報提供

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　企画・検討委員会の開催	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目		
イ　原木生産やきのこ栽培・木炭生産の効率化のための技術の開発・改良等に関する情報提供	○　具体的な実施内容		
ウ　報告書の作成	○　作成部数		

③特用林産物の需給状況等に係る情報の収集・分析・提供

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　企画・検討委員会の開催	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目		
イ　特用林産物の需給状況等に係る情報の収集・分析・提供	○　具体的な実施内容		
ウ　報告書の作成	○　作成部数		

（２）国産特用林産物の競争力の強化

①国産特用林産物の競争力の強化に向けた調査・実証

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　企画・検討委員会の開催	○　委員会の構成員 ○　開催回数及び開催時期 ○　検討項目		
イ　国産特用林産物の競争力の強化に向けた調査・実証等	○　具体的な実施内容		
ウ　報告書の作成	○　作成部数		

②担い手確保及び需要拡大に向けたモデル的取組の支援

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　モデル的取組の募集・選定	○　事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等		
イ　選定したモデル的取組の支援	○　具体的な実施内容		
ウ　成果内容の公表	○　具体的な実施内容		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
　　経営モデル実証事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容
ア　有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施	
イ　実証事業を行う共同体への助成	
ウ　実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施	

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
「新しい林業」経営支援事業
森林プランナー育成対策

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画
（１）企画運営委員会の開催等

構成員（所属及び専門分野）	開催回数、スケジュール	内容等	備　考

（２）森林施業プランナー育成研修等の実施
ア　新規課題対応型研修の実施

開催場所又は方法	開催時期	参加人数（うち認定森林施業プランナー数）	備　考

イ　提案型集約化施業一般研修の実施

開催場所又は方法	開催時期	参加人数	備　考

ウ　事業体レベルにおける提案型集約化施業の取組の評価（実践体制評価）の実施
（ア）実践体制評価委員会の開催

構成員（所属及び専門分野）	開催回数、スケジュール	内容等	備　考

（イ）実践体制評価の実施

審査者（所属及び専門分野）	実施回数、スケジュール	内容等	備　考

（３）森林経営プランナー育成研修の実施

開催場所又は方法	開催時期	参加人数（うち認定森林施業プランナー数）	備　考

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
「新しい林業」経営支援事業
林業労働安全強化対策

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

区分	実施内容
林業労働安全活動促進事業	
林業労働災害撲滅研修事業	
①　林業労働災害撲滅研修事業	
②　かかり木作業技術テキスト作成事業	
林業・木材産業全国作業安全運動促進事業	

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
国民参加の植樹等の推進
国民参加による植樹等の推進対策

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備　考
ア　サポート体制構築事業の実施	○　地域協議会等の公募・選定 ○　地域協議会等への指導・助言		
イ　企業・NPO等の森林づくりに係るネットワークの構築	○　企業・NPO等の森林づくりに係る情報発信 ○　地域間の連携に向けた情報共有 ○　シンポジウム等の開催		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
国民参加の植樹等の推進
全国規模の緑化運動の促進

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

（１）全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催

実施項目	事業内容	実施期間	備考
「全国植樹祭」等の事業名を記載	○　開催の時期 ○　開催の場所 ○　具体的な内容　等		

（２）全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施

実施項目	事業内容	実施期間	備考
全国規模の緑化行事の効果的な実施に資する、民間企業、NPO、緑の少年団等との連携促進・活動の活性化に向けた取組	○　実施の目的 ○　具体的な内容　等		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
国民参加の植樹等の推進
「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア　「森林サービス産業」モデル事業の実施	○　モデル事業地域の公募・選定 ○　各モデル事業地域への支援 ○　各モデル事業地域におけるワークショップ等の開催		
イ　森林空間利用に係る新産業創出に向けた課題解決型研修会の実施	○　研修会実施地域の公募・選定 ○　研修会の実施		
ウ　課題共有・解決のための効果分析・情報発信	○　検討委員会の設置 ○　現地調査の実施 ○　シンポジウム等の開催 ○　事業報告書の作成等		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
「木づかい運動」の促進

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

（１）優れた地域材製品等の顕彰事業

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア　顕彰運営	○　実施体制 ○　具体的方法 ○　具体的内容		
イ　顕彰の充実化及び成果の展開 ①　アドバイザー制度の運営 ②　異業種間の連携促進	○　実施体制 ○　具体的方法 ○　主な内容 ○　具体的方法 ○　主な内容		
ウ　情報発信	○　発信媒体 ○　具体的方法 ○　主な内容		

（２）木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア　建築物の木造・木質化等の機運醸成 ①　シンポジウム開催 ②　各種メディアによる広報	○　実施体制 ○　具体的方法 ○　発信媒体及び具体的方法		
イ　身近な木材利用等の普及啓発	○　実施体制		
（ア）デジタル技術を活用した情報発信 ①　コンテンツの制作、動画	○　具体的内容 ○　発信方法		

広告等の発信、効果の測定・分析等 ② イベント開催	○ 具体的内容		
（イ）選択的購入に資する製品の付加価値情報の掲載 ① 情報発信の内容と方法・仕組み・展開の検討 ② モデル的な運用	○ 想定する具体的内容 ○ 想定する情報掲載の方法 ○ 想定する具体的内容		
（ウ）ウェブサイト、展示会等による普及啓発活動	○ 具体的内容 ○ 発信方法		
ウ 職場を含む様々な場面での木育活動	○ 実施体制		
（ア）団体間連携	○ 想定する連携団体等 ○ 具体的方法		
（イ）木育活動の実践及び木育効果分析 ① 木育活動実践支援 ② 木育効果分析	○ 想定する地域 ○ 具体的内容 ○ 想定する聞き取り対象 ○ 想定する質問内容		

（3）林福連携で行う優れた地域材製品開発等

実施項目	事業内容	実施期間	備考
林福連携で行う地域材製品開発等	○ 実施体制 ○ 想定する連携団体等 （福祉関係者、林業・木材産業者、デザイナー、地域関係者等）		
ア 優れた地域材製品の開発	○ 具体的内容 ○ 想定する開発予定の木製品の種類 ○ 障害者等の活躍の場創出等の工夫		
イ 情報発信	○ 具体的内容 ○ 発信方法		

（別記様式第１号－３－別紙）

事業名：林業施設整備等利子助成事業

１．事業の目的

２．事業の内容及び計画

３．経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する経費 (A)+(B)	負担区分			備　考
			国庫補助　金 (A)	補助事業者負担　金 (B)	その他負　担 (C)	
	円	円	円	円		
合　計						

（注）１．備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

□　免税事業者

□　簡易課税制度の適用を受ける者

□　地方公共団体の一般会計

□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

２．別表１の経費の欄に掲げる事業ごとに記載すること

別記様式第２号（第９及び第 28 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔補助事業者〕　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注４）間接補助事業者等に対する申立ての場合であって、補助事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第３号－１（第 11 関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）変更等承認申請書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり○○（注１）したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 11 の規定に基づき、申請する。

記（注 2）

（注１）○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注２）記の記載要領は、別記様式第１号－１の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式Ⅰ－１又は様式Ⅱ－１により二段書き（上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書）したものであること。

（注３）　添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第３号－２（第 11 関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）変更等承認申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注１）したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 11 の規定に基づき申請する。

記（注２）

（注１）　○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
（注２）記の記載要領は、別記様式第１号－３の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
　なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
（注３）　添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第４号－１（第 13 関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）　遅延届出書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 13 の規定に基づき届け出ます。

記

１　交付金事業が予定の期間内に完了しない理由

２　交付金事業の遂行状況

区　　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注１）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注２）交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
（注３）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第４号－２（第 13 関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）　遅延届出書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 13 の規定に基づき届け出ます。

記

１　補助事業が予定の期間内に完了しない理由
２　補助事業の遂行状況

区　分	総事業費	事業の遂行状況				備　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注１）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注２）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
（注３）　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第５号－１（第 14 関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）事業遂行状況報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 14 の規定により、９月 30 日現在の交付金遂行状況を下記（別紙）のとおり報告する。

（注）　交付金遂行状況は、様式Ⅰ－３又は様式Ⅱ－２によること。

別記様式第５号－２（第 14 関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）事業遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 14 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）１　「区分」の欄には、別記様式第１号－３の記の「３　経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
２　「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第６号－１（第 15 関係）

○○年度第○四半期　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）概算払請求書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）
官署支出官　林野庁長官　殿
（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長）

都道府県知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 15 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○○円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注２）

記

区分	総事業費	国庫交付金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告	今回請求額(C)		残額(A)－((B)＋(C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	○月○日現在の出来高	金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注）１　「区分」の欄には、別記様式第１号－１又は別記様式第１号－２の記の「２事業の内容及び経費の配分」に記載された事項について記載すること。
２　第 14 第１項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第６号－２（第 15 関係）

○○年度第○四半期　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）概算払請求書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿
官署支出官　林野庁長官　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 15 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○○円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注２）

記

区分	総事業費	国庫補助(A)	既受領額(B)		遂行状況報告	今回請求額(C)		残額(A)－((B)＋(C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	○月○日現在の出来高	金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注）１　「区分」の欄には、別記様式第１号－３の記の「３．経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
２　第 14 第１項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第７号－１（第 16 第１項関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）実績報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 16 第１項の規定により、その実績を報告する。
また、併せて精算額として森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（○○○○○○○事業）○○○円の交付を請求する。

記

１　交付金事業の成績
２　収支精算

（注）１　交付金事業の成績及び収支精算の記載は、様式Ⅰ－１及び様式Ⅰ－４又は様式Ⅱ－１及び様式Ⅱ－３によること。
２　事業実施主体に消費税法第 60 条第４項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、 別紙「○○年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

別記様式第７号－２（第16第１項関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）実績報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第１項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として補助金○，○○○，○○○円の交付を請求する。）

記

１．事業の目的
２．事業の内容及び実績
３．経費の配分及び負担区分
４．収支精算
５．事業完了年月日：○年○月○日
６．添付書類：別添のとおり

注１：実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合は、（また、併せて精算額～）を記載すること。
注２：本報告書は当該報告に係る交付申請書ごとに作成し、記載する項目ついては当該交付申請書に準じて作成すること。
注３：添付書類は支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付すること。
注４：支払経費以外の資料で提出した時点から変更の無い資料は添付を省略することができる。

１．事業の目的

２．事業の内容及び実績

３．経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要した経費 (A)+(B)	負担区分			備　考
			国庫補助金 (A)	補助事業者負担金 (B)	その他負担 (C)	
	円	円	円	円	円	
合　計						

(注)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること

４．収支精算

（１）収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	差引増減額	備　考
	円	円	円	
国庫補助金 補助事業者負担金 その他負担				
合　計				

（２）支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	差引増減額	経費の内訳（積算基礎）
	円	円	円	
合　計				

別記様式第８号－１（第 16 第３項関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（○○○○○○○○事業）について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 16 第３項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第 15 条の交付金の額の確定額
（○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）　金　　円
２　交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金　　円
３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金　　円
４　交付金返還相当額（３－２）　金　　円

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（１）及び（４）の資料を除き添付不要。）
なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（１）別紙「○○年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「○○年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」
（２）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
（３）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（４）３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
（５）交付事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

５　当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
（　　）

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
（　　）

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分添付すること。
・別紙「○○年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「○○年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」
・免税業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・交付事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第８号－２（第 16 第３項関係）

○○年度　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（○○○○○○○○事業）消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（○○○○○○○○事業）について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第 16 第３項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
（○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）金○，○○○，○○○円

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　金○，○○○，○○○円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額　　金○，○○○，○○○円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金○，○○○，○○○円

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（　　）

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（　　）

注１：補助金返還相当額の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（３）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
（１）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
（２）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（３）３の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
（４）補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注２：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合は、５の欄に申告予定時期も記載すること。

注３：当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合の理由の記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第９号（第 25 関係）

財　産　管　理　台　帳

事業主体名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地区名　　地区				事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名										
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分 国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合　計																

（注）１　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
４　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 26 関係）

○○年度
農林水産省所管

○ ○ 補 助 金 等 調 書

国			地方公共団体名									備考
			歳入			歳出						
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○事業 ○○費 ○○費 その他													

記載要領

1　「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2　「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する都道府県の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5　補助事業等に係る都道府県の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（　）すること。

別記様式第 11 号（第 28 関係）

誓約書

年　月　日

〔補助事業者等〕　殿

〔間接補助事業者等〕
住　所
氏名又は名称及び代表者名

○○○○（間接補助事業者等）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします

森林整備地域活動支援交付金等交付要綱（基金事業）

（通則）

第１　森林整備地域活動支援交付金等（以下「交付金等」という。）の交付については、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号。以下「助成法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和 51 年政令第 131 号）、森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林政企第 118 号農林水産事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）及び平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２　交付金等は、森林整備地域活動支援交付金事業及び林業・木材産業改善資金造成費補助事業（以下「基金事業」という。）により基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とする。

（交付の対象及び交付率等）

第３　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県に対し、基金の造成に必要な経費のうち、交付金等交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金等を交付する。

２　補助対象経費の区分及びこれに対する交付率等は、別表に定めるところによる。

（流用の禁止）

第４　別表の区分欄に掲げる経費は、相互間における経費の流用をしてはならない。

（申請手続）

第５　適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び交付規則第２条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第１号のとおりとし、都道府県は、交付金等の交付を受けようとするときは、正副２部を大臣（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「大臣等」という。）に提出しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第６　交付規則第２条の規定による申請書の提出期限は、大臣等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第７　大臣等は、第５の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県に交付金等交付決定の通知を行うものとする。

（申請の取下げ）

第８　都道府県は、適正化法第９条第１項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を大臣等に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第９　都道府県は、次の(1)又は(2)に該当するときは、交付規則第３条第１号の規定に基づき、別記様式第２号による変更等承認申請書正副２部を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を減額しようとするとき。

(2) 基金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　大臣等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（事業遅延の届出）

第 10　都道府県は、基金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は基金事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第３条第２号の規定に基づき、基金事業が予定の期間内に完了しない理由又は基金事業の遂行が困難となった理由及び基金事業の遂行状況を記載した書類正副２部を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付金等の請求）

第 11　都道府県は、交付金等の支払を受けようとするときは、別記様式第３号による支払請求書正副２部を大臣等に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12　都道府県は、基金の造成が完了したときは、交付規則第６条第１項の規定に基づき、基金の造成が完了した日から１月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、別記様式第４号による実績報告書正副２部を大臣等に提出しなければならない。

（交付金等の額の確定等）

第 13　大臣等は、第１２の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金等の額を確定し、

都道府県に通知する。

2　大臣等は、都道府県に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずる。

3　前項の交付金等の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体が当該交付金等の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 14　大臣等は、第９の基金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第７の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県が、交付金等を基金事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2　大臣等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金等が交付されているときは、期限を付して当該交付金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3　大臣等は、第１項(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当しての取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4　第２項に基づく交付金等の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 第３項の規定を準用する。

（補助金の経理）

第 15　都道府県は、基金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して基金事業の収入及び支出を記載し、交付金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2　都道府県は、前項の収入及び支出について、交付規則第３条第４号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに基金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

（補助金調書）

第 16　都道府県は、当該基金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第５号による交付金等調書を作成しておかなければならない。

（基金事業及び基金の状況報告）

第 17　大臣等は、基金事業及び基金の管理又は運用について、特に必要と認めるときは、都道府県に対して、書面により状況を報告するよう命ずることができる。

（是正のための措置）

第 18　大臣等は、基金事業及び基金の管理又は運用が適正に実施されていないと認めるときは、都道府県に対して是正のための措置をとるべきことを命ずることができる。

附則

1　この通知は、平成２６年４月１日から施行する。

2　持続的森林経営確立総合対策検証事業費補助金交付要綱（平成２５年５月１６日付け２５林整計第９７号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

3　この要綱により廃止された持続的森林経営確立総合対策検証事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金にかかる報告については、なお従前の例による。

別表（第３関係）

区　　分	経　　費	交付率等
１　森林整備地域活動支援交付金事業	市町村が森林整備地域活動支援交付金を交付するのに要する経費の財源に充てるため、都道府県が資金を積み立てるのに要する経費	定額
２　林業・木材産業改善資金造成費補助事業	都道府県が行う助成法第3条第1項及び第2項の貸付けの事業に必要な資金の造成に要する経費	事業費の2/3以内

別記様式第１号（第５関係）

平成　　年度森林整備地域活動支援交付金等交付申請書「第　次」

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

県（都道府）知事　氏　名　印

平成　　年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林整備地域活動支援交付金等交付要綱第５の規定に基づき、交付金等　　円（前回までの申請額　　円）の交付を申請する。

記

１　事業の目的
２　事業の内容及び経費の配分
３　事業の完了予定年月日
４　収支予算
５　添付書類（都道府県の補助金交付規程又は要綱）

（注）　「事業内容及び経費配分」及び「収支予算」の記載は、別記様式Ⅰ及びⅡによること。

別記様式第２号（第９関係）

平成　　年度森林整備地域活動支援交付金等変更等承認申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

県（都道府）知事　氏　名　印

平成　　年　月　日付け　林　　第　　号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注１）したいので、森林整備地域活動支援交付金等交付要綱第９の規定に基づき申請する。

記（注２）

（注１）○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
（注２）記の記載要領は、別記様式第１号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金等の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
　なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第３号（第11関係）

平成　　年度森林整備地域活動支援交付金等支払請求書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

県（都道府）知事　氏　名　印

平成　　年　月　日付け　林　　第　　号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、森林整備地域活動支援交付金等交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

１　森林整備地域活動支援交付金事業　　金　　円

２　林業・木材産業改善資金造成費補助事業　　金　　円

３　合計（１＋２）　　金　　円

別記様式第４号（第12関係）

平成　　年度森林整備地域活動支援交付金等実績報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

県（都道府）知事　氏　名　印

平成　　年　月　日付け　林　　第　　号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、森林整備地域活動支援交付金等交付要綱第12の規定に基づき、その実績を下記のとおり報告する。

記

１　事業の内容

２　基金造成の収支決算

(1) 収　入　　（単位：千円）

区　分	交付金等	都道府県負担金	計	備考
森林整備地域活動支援交付金事業				
林業・木材産業改善資金造成費補助事業				
合　計				

(2) 支　出　　（単位：千円）

区　分	交付金等	都道府県負担金	計	備考
森林整備地域活動支援交付金事業				
林業・木材産業改善資金造成費補助事業				
合　計				

別記様式第５号（第16関係）

平成　　年度
　農林水産省所管

○　○　交付金等調書

国			地方公共団体名									備考
			歳入			歳出						
交付金等事業名	交付決定の額	交付率等	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金等相当額	支出済額	うち交付金等相当額	翌年度繰越額	うち交付金国庫等相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○事業 ○○費 ○○費 その他													

記載要領

1　「交付金等事業名」欄には、交付金事業等の名称のほか、当該交付金等事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2　「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金等事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5　交付金事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

　この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金等額を内書（　）すること。

別記様式Ⅰ

平成　　年度森林整備地域活動支援交付金等の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A)+(B)	経　費　内　訳		備　考
		交付金等 (A)	都道府県負担金 (B)	
森林整備地域活動支援交付金事業				
林業・木材産業改善資金造成費補助事業				
合　計				

別記様式Ｉの付表

１　森林整備地域活動支援交付金事業

（１）内訳表　　（単位：円）

区　分	地域活動	交付金	備考
森林整備地域活動支援交付金事業	森林経営計画作成促進		
	施業集約化の促進		
	森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備		
	推進事務		
	計		

２　林業・木材産業改善資金造成費補助事業

（１）林業・木材産業改善資金貸付計画総額　　（単位：円）

貸付計画額 ①	繰 越 金 ②	償 還 金 ③	業務勘定からの繰入額 ④	新規所要資金 ⑤＝①-(②+③+④)＝⑥+⑦	経 費 内 訳		備　考
					国庫補助金 ⑥	都道府県負担金 ⑦	

（２）都道府県予算議決年月日

平成　　年　　月　　日

別記様式Ⅱ

平成　　年度森林整備地域活動支援交付金等収支予算書

（1）収　入　　（単位：円）

区　　分	予　算　額			備　考
	交付金等 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
森林整備地域活動支援交付金事業				
林業・木材産業改善資金造成費補助事業				
合　計				

（2）支　出　　（単位：円）

区　　分	予算額	備　考
森林整備地域活動支援交付金事業		
林業・木材産業改善資金造成費補助事業		
合　計		

美しい森林づくり基盤整備交付金交付等要綱

平成20年８月４日 20林整整第450号
農林水産事務次官依命通知
最終改正：令和４年４月１日 林整整第1153号

（趣旨）

第１　戦後造成され徐々に齢級が高まりつつある人工林を健全に育成し、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、国民ニーズに応えた多様で健全な森林を次世代に引き継いでいくことが課題となっている。

また、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和12年度までの間における間伐等を促進する必要がある。

このため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「法」という。）第５条第１項の特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）に基づく取組を支援するため、法第６条第２項の規定に基づき、美しい森林づくり基盤整備交付金（以下「交付金」という。）を交付し、間伐等の実施の促進を図る。

（通則）

第２　交付金の交付に関しては、法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成20年農林水産省令第37号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき都道府県が行うこととする事務を定めた件（平成12年４月27日農林水産省告示第658号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象及び事業実施主体）

第３　交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、法第６条第１項に定める特定間伐等であって、次に掲げるものとする。

(1)　森林整備

地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持増進のための森林整備を実施する事業

(2)　地域創造型整備

特定間伐等の実施の促進のために必要な、市町村が提案する地域の創造力を活かした事業

２　交付金の事業実施主体は、市町村及び市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する者とする。

（交付限度額）

第４　規則第４条第１項の農林水産大臣の定めるところにより算出された額とは、交付対象事業の総事業費の額に２分の１を乗じた額とする。

（単年度交付額）

第５　交付金の年度ごとの交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

単年度交付額　＝　交付限度額　×　Ａ－Ｂ

Ａ　：交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

Ｂ　：前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：対象事業に係る事業費に対する執行事業費の割合

２　交付金の交付後、進捗率に変更があった場合には、交付金の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。

ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

（都道府県が行う指導監督事務）

第６　国は、都道府県が市町村に対して行う指導監督事務に要する経費を都道府県に対して交付することができる。ただし、当該都道府県内の市町村に対する交付金の交付総額の45/1000を交付額の上限とする。

（申請書等の提出方法）

第７　市町村は、第９から第19までの規定に基づく申請書等の提出にあっては、都道府県知事を経由して農林水産大臣へ提出するものとする。

（特定間伐等促進計画等の作成）

第８　法第５条第１項に基づき特定間伐等促進計画を作成する市町村は、交付金により事業を実施しようとするときは、特定間伐等促進計画とあわせて規則第３条の交付金の額の限度を算定するために必要な資料として、林野庁長官が別に定めるところにより事業計画を作成するものとする。

（申請手続）

第９　適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び交付規則第２条の規定に基づく申請書の様式は、市町村にあっては別紙様式第１号－１のとおり、第６の指導監督に要する経費の交付を申請しようとする都道府県にあっては別紙様式第１号－２のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を農林水産大臣に提出するものとする。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第10　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第11　農林水産大臣は、第９第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、市町村等に対しその旨を通知するものとする。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第12　市町村は、交付規則第３条第１号イ又はロの規定により農林水産大臣の承認を受け

ようとする場合は、別紙様式第２号の変更承認申請書を農林水産大臣に提出するものとする。

（軽微な変更）

第13　交付規則第３条第１号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、指導監督費の増額以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第14　市町村は、交付規則第３条第２号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、速やかに別紙様式第３号を農林水産大臣に提出するものとする。

２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第15　市町村は、適正化法第12条の規定に基づく報告は、12月末日現在において別紙様式第４号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月末日までに農林水産大臣に提出するものとする。なお、林野庁長官が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市町村が交付金事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年５月１日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を都道府県に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

３　第１項の報告のほか、農林水産大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第16　市町村は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、概算払請求書を農林水産大臣及び官署支出官林野庁長官に提出しなければならない。ただし、施設整備事業について第４・四半期において概算払を受けようとする場合には、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

２　市町村は、概算払により間接補助事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第17　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、市町村にあっては別紙様式第５号－１のとおり、第６の指導監督に要する経費の交付を受ける都道府県にあっては別紙様式第５号－２のとおりとし、当該交付事業が完了したときは、その日から１月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれかの早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の６月10日）までに、実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　第９第２項ただし書により交付の申請をした市町村及び第６の指導監督に要する経費の交付を受ける都道府県は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第５第２項ただし書に該当した当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

３　第９第２項ただし書により交付の申請をした市町村及び第６の指導監督に要する経費の交付を受ける都道府県は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第６号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

４　前項において、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金額の確定のあった日の翌年の６月30日までに、別紙様式第６号により農林水産大臣に報告するものとする。

（交付金の額の確定等）

第18　農林水産大臣は、第17第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当該交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、補助事業者に対し通知するものとする。

２　農林水産大臣は、補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を越える交付金が交付されているときは、その越える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

３　前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第19　市町村は、交付規則第６条の規定による実績報告をした後において、交付金事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、農林水産大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第１項に準じて提出するものとする。

２　農林水産大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて額の確定を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第20　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、市町村に対して交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1)　市町村が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2)　市町村が交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3)　市町村が本事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合

(4)　間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5)　間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6)　交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　農林水産大臣は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4　第２項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（転用等）

第21　市町村は、交付金事業により設置又は開設した施設等について、それぞれ別表に掲げる転用等制限基準に該当する場合（以下「転用等制限期間内」という。）に農林水産大臣の承認を受けないで転用若しくは用途変更してはならない。

2　市町村は、交付金事業により設置又は開設した施設等について、それぞれ別表に掲げる転用等制限期間内に補助目的を達成することが困難となる場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

3　市町村が、第１項及び第２項により農林水産大臣の承認を受けて当該施設等を転用若しくは用途変更した場合又は交付目的を達成することが困難となる場合は、別表に掲げる交付金返還範囲において当該転用等に係る施設等につき交付を受けた交付金相当額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、交付金相当額の減免につき農林水産大臣に協議することができる。

（財産の管理等）

第22　市町村は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない

2　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第23　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第４号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3　市町村は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4　前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第24　市町村は、交付事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農林水産大臣に報告してその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第25　市町村等は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2　交付規則第３条第４号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別紙様式第７号の財産管理台帳その他関係書類又は物件を保管しなければならない。

3　前２項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

第26　市町村は、交付金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別紙様式第８号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第27　都道府県は第９の規定による指導監督事務に要する経費の交付の申請、市町村から提出のあった第９の規定による交付の申請、第12による変更承認申請、第14第2項による繰越承認申請、第15の規定による状況報告、第16の規定による概算払請求、第17第１項による実績報告、第17第４項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2　都道府県は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3　農林水産大臣は、第１項の規定により交付申請等が行われた都道府県及び市町村に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県及び市町村が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4　都道府県が第２項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件等）

第28　市町村は、間接補助事業者に交付金を交付するときは、本要綱第９から第27までの規定に準ずる条件を付さなければならない。また、市町村は、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1)　適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2)　間接補助事業者は、交付金事業により設置又は開設した施設等を、当該施設等に係る転用等制限期間内に市町村の承認を受けないで転用若しくは用途変更してはならないこと。

(3)　間接補助事業者は、交付金事業により設置又は開設した施設等について、それぞれ別表に掲げる転用等制限期間内に交付目的を達成することが困難となる場合は、あらかじめ市町村の承認を受けなければならないこと。

(4)　間接補助事業者は、前記(2)、(3)により市町村の承認を受けて当該施設等を転用若しくは用途変更した場合又は交付目的を達成することが困難となった場合は、当該転用等に係る施設等につき交付を受けた交付金相当額の全部又は一部を国に納付しなければならないこと。また、林道については、その開設に要した交付金額の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、市町村に協議することができること。

(5)　間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物

並びに１件当たりの取得価格50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、市町村の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により市町村による間接補助金の交付の決定をもって市町村の承認を受けたものとすること。

ア　担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ　本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(6)　前号による市町村の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。

(7)　間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(8)　間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第９号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

２　市町村は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

３　市町村は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

４　市町村は、第１項第５号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第１項第５号のただし書の場合にあっては、農林水産大臣による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に農林水産大臣の承認を受けたものとする。

５　市町村は、第１項第６号により間接補助事業者から納付を受けた額の国交補助金相当額を国に納付しなければならない。

６　第１項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

（その他）

第29　交付金事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

別表

施設等の区分	転用制限基準	交付金返還範囲
施行地（美しい森林づくり基盤整備交付金実施要領（平成20年８月４日付け20林整整第431号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）第５の５の（１）に準ずる。）	交付金交付の年度の翌年度から起算して５年以内に当該施行地を森林以外の用途への転用（交付事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む）又は施行地上の立木竹の全面伐採除去（以下「転用等」という。）する場合	交付金相当額
作業道等（実施要領第５の５の（２））に掲げるものをいう。）	当該作業道等に係る造林計画期間内に １　全部を転用若しくは用途変更しようとするとき ２　一部を転用若しくは用途変更しようとするとき ３　一部を転用若しくは用途変更することに伴い残存施設では所期の目的を達成することが困難となるとき	 交付金相当額 交付金相当額 交付金相当額
林道等（作業ポイント除く。）（実施要領第２の１の（１）に掲げるものをいう。）	交付金交付の年度の翌年度から起算して８年以内に １　当該林道の全部又は一部を転用若しくは用途変更をしようとするとき ２　当該林道の全部又は一部が交付目的を達成することが困難となるとき	 全額又は一部 全額又は一部
作業ポイント（実施要領第２の１の（１）に掲げるものをいう。）	交付金交付の年度の翌年度から起算して８年以内に １　当該作業ポイントの全部を転用若しくは用途変更をしようとするとき ２　当該作業ポイントの一部を転用若しくは用途変更することに伴い残存施設では所期の目的を達成することが困難となるとき ３　当該作業ポイントの一	 全額 全額 一部

	部を転用若しくは用途変更をしようとするとき	

附則
1　この通知は、平成27年４月９日から施行する。
2　美しい森林づくり基盤整備交付金交付要綱の一部改正について（平成27年４月９日付け26林整整第738号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお、従前の例による。

附則
1　この通知は、令和元年５月17日から施行する。
2　この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
3　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
4　この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則
1　この通知は、令和３年４月１日から施行する。
2　この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による

附則
1　この通知は、令和４年４月１日から施行する。
2　この通知の施行に伴い、美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱（平成20年８月４日付け20林整整第430号）は廃止する。
3　２による廃止前の美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱及びこの通知による改正前の美しい森林づくり基盤整備交付金交付要綱（平成20年８月４日付け20林整整第450号）に基づき実施された事業は、なお従前の例による。

別紙様式第１号－１（第９関係）

○○年度○○美しい森林づくり基盤整備交付金
交付申請書「第○次」

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿

○○市（町村）長　氏　　名

○○年度において、下記のとおり　　を実施したいので交付金　　円（前回までの申請額　　円）を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

記

１　事業の目的
２　事業の内容及び経費の配分
３　事業完了予定年月日
４　市（町村）の補助金交付に関する規定又は要綱

（注）１　「事業内容及び経費の配分」の記載は、別記様式Ｉによること。
２　「市（町村）の補助金交付に関する規定又は要綱」は、間接補助事業のみについて添付すること。
なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
３　第９第２項により、当該交付金に係る消費税仕入控除額を減額して申請する場合には、別紙「令和　年度美しい森林づくり基盤整備交付金に係る消費税仕入控除税額等集計表」を添付すること。
４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第１号－２（第９関係）

○○年度○○美しい森林づくり基盤整備交付金に係る
指導監督に要する経費交付申請書「第○次」

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿

○○都（道府県）知事　氏　　名

○○年度において、美しい森林づくり基盤整備交付金に係る指導監督に要する経費の交付を下記のとおり申請する。

記

区 分	都（道府県）内市町村への美しい森林づくり基盤整備交付金の交付額の合計（A） 円	指導監督に要する経費（B） （前回までの申請額） 円	（B）／（A） %
合　計		（　　）	

別紙様式第２号（第 12 関係）

○○年度美しい森林づくり基盤整備交付金変更承認申請書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿

○○市（町村）長　氏　　名

年　月　日付け　林整整第　　号で交付金交付決定の通知のあった美しい森林づくり基盤整備交付金の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び経費の配分を変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請する。

（注）上記「関係書類」は、補助金交付が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう、別紙様式Ｉにより二段書き（上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書）したものであること。

別紙様式第３号（第 14 関係）

○○年度美しい森林づくり基盤整備交付金遅延届出書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿

○○市（町村）長　氏　　名

年　月　日付け　林整整第　　号で美しい森林づくり基盤整備交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、美しい森林づくり基盤整備交付金交付等要綱第 14 の規定に基づき届け出ます。

記

１　補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

２　補助事業の遂行状況

区　　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注１）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注２）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。
（注３）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第４号（第 15 関係）

○○年度美しい森林づくり基盤整備交付金事業遂行状況報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿

○○市（町村）長　氏　　名

年　月　日付け　林整整第　　号で交付金交付決定の通知のあった美しい森林づくり基盤整備交付金について 12 月 31 日現在の事業遂行状況を別紙様式Ⅱのとおり報告する。

（注）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第５号－１（第 17 関係）

○○年度美しい森林づくり基盤整備交付金実績報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿

○○市（町村）長　氏　　名

年　月　日付け　林整整第　　号で交付決定の通知のあった美しい森林づくり基盤整備交付金について、その実績を下記のとおり報告する。
あわせて精算額　　円の交付を請求する。

記

１　事業の成績

２　収支精算

（注）１　事業の成績及び収支精算の記載は、別紙様式Ⅲ及びⅣによること。
２　第 17 第２項により、消費税仕入控除税額を減額して報告する場合には、別紙「　年度美しい森林づくり基盤整備交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第５号－２（第 17 関係）

○○年度美しい森林づくり基盤整備交付金実績報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿

○○都（道府県）知事　氏　　名

年　月　日付け　林整整第　　号で交付決定の通知のあった美しい森林づくり基盤整備交付金に係る指導監督に要する経費について、その実績を下記のとおり報告する。
あわせて精算額　　円の交付を請求する。

記

区　分	都（道府県）内市町村への美しい森林づくり基盤整備交付金の交付額の合計（A） 円		指導監督に要する経費（B） 円		（B）／（A） %	
	交付決定	実績	交付決定	実績	交付決定	実績
合　計						

別紙様式第６号（第 17 第３項関係）

○○年度美しい森林づくり基盤整備交付金の
消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年 月 日

農林水産大臣　　殿

○○市町村長　氏　　名

年　月　日付け　林整整第　　号により交付決定通知があった美しい森林づくり基盤整備交付金について、美しい森林づくり基盤整備交付金交付等要綱第 17 第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　適正化法第 15 条の交付金の額の確定額　　金　　円
（　　年　月　日付け　第　　号による額の確定通知額）

２　交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）１　記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。
　　なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
(1)　別紙「　年度美しい森林づくり基盤整備交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」
(2)　消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
(3)　付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
(4)　３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
(5)　補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

５　当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかにならない場合、その状況を記載
［　　］
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税仕入控除額がない場合、その理由を記載
［　　］

（注）１　記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。
　　なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
(1)　別紙「　年度美しい森林づくり基盤整備交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」
(2)　免税業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
(3)　新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
(4)　簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
(5)　補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第７号(第 25 関係)

財　産　管　理　台　帳

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地区名　　地区	事業実施年度	年度	農林水産省所管補助金等名	

事業種類	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目（事業細目）	事業主体	工種構造施設区分	施行箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認月日	処分の内容	
									補助金	都道府県費	市町村費	その他					
	計																
	計																
	合　計																

注：１　処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
　　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
　　３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
　　４　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙様式第８号（第26関係）

年度
農林水産省所管

美　し　い　森　林　づ　く　り　基　盤　整　備　交　付　金　調　書

国			地方公共団体名									備考
			歳入			歳出						
交付金事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

１　「事業名」欄には、交付金事業等の名称のほか、当該交付金事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

２　「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

３　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

４　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

５　補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（　）すること。

別紙様式第９号（第 28 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

（間接補助事業者）　殿

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

（注４）間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別紙

年度美しい森林づくり基盤整備交付金に係る消費税仕入控除税額集計表

（地方公共団名）

区　　分	事業主体名	事　業　費	国庫補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	国　庫補助率	消費税仕入控除税額	消費税確　定未確定	備考
合　　計									

注）１　当該補助金の事業実施主体（消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第３７条第１項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（消費税法第６０条第４項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。

２　第１７第３項及び第１７第４項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を別表で添付すること。

３　「課税方式」欄には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者にあっては「免税」、消費税法第３７条第１項の規定による届出書を提出した事業者にあっては「簡易課税」、その他の事業者にあっては「課税」と記入すること。

４　「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

５　「消費税仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫補助金率を乗じて得た金額を記載すること。

６　「消費税確定未確定」欄は、消費税法第９条第１項の規定に該当する場合、消費税法第３７条第１項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

別紙様式Ⅰ

年度　美しい森林づくり基盤整備交付金の内容及び経費の配分

区分	事業費内訳				事業費	経費内訳		
	本工事費等（A） 円	事務費等				交付金 円	市町村負担金 円	その他負担金 円
		総額（B） 円	うち指導監督費 円	（B）／（A） %				
森林整備（林道を除く）								
森林整備（林道）								
地域創造型整備（施設整備を除く）								
地域創造型整備（施設整備）								
合計								

（注）森林整備（林道を除く及び地域創造型整備（施設整備を除く。）の事務費等の総額欄には指導監督費を記載すること。

別紙様式Ｉの付

美しい森林づくり基盤整備交付金における本年度交付額の算出根拠

総事業費 (A)	交付限度額 (B)	前年度までの 執行事業費 (C)	前年度までの 交付済み総額 (D)	本年度事業費 (E)	進捗率（％） (F)= ((C)+(E))÷(A)×100	単年度交付額 (B)×(F)－(D)	備　考
円	円	円	円	円		円	

別紙様式Ⅱ

年度美しい森林づくり基盤整備交付金事業遂行状況報告書

計画		遂行状況			支出済額	概算払 受領済額	備考
事業費	交付金	事業着手 年月日	事業完了 予定年月日	進捗率			
円	円			%	円	円	

※進捗率は、事業の進捗率を記入すること。
※支出済額は市町村の支出済額を記入すること。

別紙様式　Ⅲ

年度　美しい森林づくり基盤整備交付金成績書

様式Ｉを準用

様式　Ⅲの付

美しい森林づくり基盤整備交付金における本年度交付額の算出根拠
（様式Ｉの付を準用）

別紙様式Ⅳ

年度　美しい森林づくり基盤整備交付金収支精算書

（１）収入　　単位：円

予　　算　　額			精算額	差引増△減額	備　　考
交付金	市町村負担金	計			

（２）支出

区　　分	予　算　額	精　算　額	差引増△減額	備　　考
美しい森林づくり 基盤整備交付金				間接補助金の 交付完了年月日 令和〇年〇月〇日
指導監督費				
合　　計				

（３）交付金精算

区　　分		交付金決定額	精算交付金総額	既受領交付金総額	差引交付金 未受領(返還)額
森林整備（林道を除く）					
	うち指導監督費				
森林整備（林道）					
	うち指導監督費				
地域創造型整備（施設整備を除く）					
	うち指導監督費				
地域創造型整備（施設整備）					
	うち指導監督費				
合計					
	うち指導監督費				

地方創生道整備推進交付金交付要綱

平成28年４月20日
28農振第150号
国道環安第８号

（最終改正）令和２年３月31日
元農振第2594号
国道環第90号

農林水産事務次官
国土交通事務次官

第１　通　則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第１項の規定に基づく交付金のうち、法第５条第４項第１号ロ（１）に規定する事業に係る地方創生推進交付金制度要綱（平成28年４月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第１号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第６　２　１）に定める地方創生道整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林交付規則」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第９号。以下「国土交付規則」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第２　交付金の交付対象

１　交付対象となる施設

交付金の交付対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、令第３条第１項で定める施設であり、別表１のとおりとする。

２　事業主体

事業主体は、法第８条第１項に規定する認定地方公共団体（以下単に「認定地方公共団体」という。）とし、別表１のとおりとする。

３　交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。

第３　交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、対象施設のうち、市町村道に係るものについては、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行い、広域農道及び林道に係るものについては、農林交付規則の規定に基づき農林水産大臣が行うものとする（以下、当該交付の事務を所管する大臣を「所管大臣」という。）。

ただし、第６の３の規定に基づき、交付された交付金が、対象施設のうち、当初予定されていた施設（以下「当初予定施設」という。）以外の対象施設（以下「他の施設」という。）の整備に充てられる場合には、当該当初予定施設に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第４　交付金の交付期間

所管大臣が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、法第５条第15項の規定による認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則５年以内とする。

第５　交付限度額

第７に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下、「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

交付限度額＝Σ（Ａ × Ｂ）

Ａ：認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の要件の欄に掲げる経費

Ｂ：認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の国の負担割合の欄に掲げる割合

第６　単年度交付額

１　単年度交付額

第５に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

単年度交付額＝交付限度額×Ｃ－Ｄ

Ｃ　：　認定地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金」（Ｘ）」という。）が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率

Ｄ　：　交付金（Ｘ）のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率　：　対象施設に係る総事業費に対する執行事業費の割合

２　事業の進捗率の変更

事業主体は、認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第７に規定する引上額を含む。）すべてについて、１の規定により算出される額にかかわらず、当該施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

３　交付金の他の施設への充当

事業主体は、単年度交付額（第７に規定する引上額を除く。）の1/2未満の範囲で、かつ他の施設の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができる。

第７　国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第120号。以下「負担特例法」という。）第２条第１項に規定する適用団体が行う負担特例法施行令　（昭和36年政令第258号）第１条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を引上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第６の１に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第２条に規定する財政力指数及び第３条第１項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度のものを用いることとする。

第８　指導監督交付金

所管大臣は、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第９　交付申請

適正化法第５条及び適正化法施行令第３条、農林交付規則第２条又は国土交付規則第３条若しくは第４条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者（以下「交付申請者」という。）は、毎年度、所管大臣が別に定める日までに、所管大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第10　変更交付申請

１　交付申請者は、適正化法第７条１項及び農林交付規則第３条第１号イ若しくはロ、又は国土交付規則第５条第１項第１号若しくは第２号の規定により承認を受けようとする場合には、所管大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。

２　農林交付規則第３条第１号ロ及び国土交付規則第６条に規定する軽微な変更は、別表２のとおりとする。

第11　申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第９条第１項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、所管大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第12　遂行状況報告

適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の４月１日から11月30日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の12月20日までに、所管大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。

第13　実績報告

１　適正化法第14条及び農林交付規則第６条第１項又は国土交付規則第９条第１項の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して１ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い期日までに、所管大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、市町村道に係る適正化法第14条後段の規定による報告は、国土交付規則により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の４月30日までに行うものとする。

２　ただし、交付金が前金払若しくは概算払により交付された場合、又は所管大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、交付金の交付の決定があった年度の翌年度の６月10日までとすることができる。

第14　交付金の経理

事業主体及び第８の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後５年間保存しなければならない。

附則

１　本要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　道整備交付金交付要綱（平成17年４月22日付け17農振第７号農林水産事務次官及び国道地調第２号国土交通事務次官通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、平成27年以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

３　地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第13条第２項第１号に基づく道整備交付金（２のただし書に規定するものを除く。）については、第１に規定する交付金として本要綱に基づき交付するものとする。

別表１

施　設	事業主体	要　　件	国の負担割合
市町村道	都道府県 市町村	以下のいずれかに該当する整備に要する経費 １　市町村が実施する市町村道の新設、改築及び修繕 ２　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定による都道府県の権限代行事業	道路法（昭和27年法律第180号）第56条及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和24年政令第61号）第１条第２項に定める割合
広域農道	都道府県 市町村	１　農道整備事業実施要綱（昭和52年４月16日付け52構改Ｄ第239号）の第４の１の（１）に定められた事業の採択基準を満たし、又は流通・通作条件整備計画について（令和２年３月31日付け元農振2665号）に定める流通・通作条件整備計画を策定して農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整第336号・21水港第2724号）の別紙1-1の運用１の第4の３の（１）のアに定められた実施要件を満たし、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき整備される農道（以下「広域農道」という。）の新設又は改良に要する経費 ２　土地改良法第87条第１項の規定に基づき都道府県が土地改良事業計画を定めた広域農道の一部について、同法第88条の規定に基づき都道府県が当該計画の変更を行い、同法第96条の２の規定に基づき市町村が新設又は改良を実施する場合における当該新設又は改良に要する経費 ３　既設の広域農道の保全対策に要する経費（ただし、点検診断のみを行うもの以外の保全対策については、以下の要件を満たすこと。） （１）受益面積が50ヘクタール以上 （２）総事業費が30百万円以上	１　要件１については、土地改良法施行令第78条別表第１の事業費の区分の欄の２の（６）の欄に定める割合 ２　要件の２については、土地改良法施行令第78条別表第４の事業費の区分の欄の３の欄に定める割合 ３　要件の３については、１／２
林道	都道府県 市町村	１　農山漁村地域整備交付金実施要領（21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号）の別紙６及び沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年４月６日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）の別紙９に定められた事業の採択基準を満たす林道の開設又は拡張に要する経費 ２　農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙６及び沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙９に定められた事業の採択基準を満たす既設林道の保全対策に要する経費	１　要件の１については、森林法施行令（昭和26年政令第276号）別表第３の費用の区分の欄の林道の開設に要する費用の項第１号、第５号及び第６号、並びに林道の拡張に要する費用の項第１号及び第２号に定める割合。ただし、北海道、沖縄県、奄美群島又は離島振興対策実施地域に係るものについては、これを適用せず、その他の地域に係る割合を適用するものとする。 ２　要件の２については、１／２

別表２

施　設	軽　微　な　変　更
市町村道 広域農道 林道	１　第６の２の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更 ２　第６の３の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更 ３　施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更

地方創生道整備推進交付金交付要領

平成２８年４月２０日
２８農振第１６７号
２８林整整第３０号
国道総第２６号

（最終改正）令和２年12月25日
２農振第２４９８号
２林整整第８２７号
国道総第２９９号

農林水産省農村振興局長
林野庁長官
国土交通省道路局長

第１　通　則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第１項の規定に基づく交付金のうち、法第５条第４項第１号ロ（１）に規定する事業に係る地方創生推進交付金制度要綱（平成28年４月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第１号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第６　２　１）に定める地方創生道整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第９号）、地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年４月20日付け、28農振第150号・国道環安第８号。以下「要綱」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第２　交付金の交付先等

法第８条第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である市町村が、法第５条第16項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき林道の整備を行う場合、当該市町村を適正化法第２条第５項の間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を交付金の交付先とする。なお、この場合の認定地域再生計画は、当該都道府県及び当該市町村が共同して作成するものとする。

第３　交付申請

１　要綱第９の交付申請書の様式は、別紙１のとおりとする。認定地方公共団体は、林野庁、地方農政局又は地方整備局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）（以下「地方支分局等」という。）に、同交付申請書に必要な書類を添えて提出するものとする。

２　第３の１の規定にかかわらず、市町村道の整備に係る交付申請については、「補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うことについて」（平成12年４月13日付け建設省告示第1171号）によるものとし、都道府県知事は交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請の目的、内容及び当該申請に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、当該交付申請書に必要な書類を添えて、地方支分局等に進達するものとする。

第４　変更交付申請

要綱第10の変更交付申請書の様式は、別紙２のとおりとする。第３の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第５　申請の取下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、別紙３のとおりとする。第３の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第６　遂行状況報告

要綱第12の遂行状況報告書の様式は、別紙４のとおりとする。第３の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第７　実績報告

要綱第13に定める実績報告の様式は別紙５及び別紙６のとおりとする。第３の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第８　事業の適正な実施

１　第２の規定により都道府県を交付金の交付先とした場合であって、市町村長が要綱第６の２に規定する事業の進捗率の変更、又は要綱第６の３に規定する交付金の他の施設への充当を行おうとするときには、当該都道府県知事に対し事前にその内容等を報告し、事業の適正な実施に努めなければならない。

2　都道府県知事は、要綱第６の３に規定する交付金の他の施設への充当等、事業の適正な実施を図るため、要綱第９及び要綱第10に定める申請、要綱第12及び要綱第13に定める報告並びに第３に定める進達を行うときは、別紙７を作成し添付するものとする。

附　則

1　本要領は、平成28年4月20日から施行する。

2　道整備交付金交付要領（平成17年４月22日付け17農振第８号農林水産省農村振興局長、17林整整第10号林野庁長官及び国道総第54号国土交通省道路局長通知。以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、平成27年以前の予算に係る旧要領に基づく事業については、なお従前の例による。

3　地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第13条第２項第１号に基づく道整備交付金についても、（２のただし書に規定するものを除く。）第１に規定する交付金として本要領に基づき交付するものとする。

附　則　本要領は、令和２年12月25日から施行する。

（別紙1　交付申請書）

年度　　地方創生道整備推進交付金交付申請書

番　　号
年　月　日

所管大臣（地方支分局等の長）　あて

氏　　名

年度において、下記のとおり地方創生道整備推進交付金に係る事業を実施したいので、交付金　円を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

記

1　事業の目的
2　事業の内容及び経費の配分
3　事業完了予定年月日
4　収支予算

注）1　「事業内容及び経費の配分」については、様式Ⅰによること
　　2　「収支予算」については、様式Ⅱによること
　　3　都道府県が、市町村道に係る指導監督事務費を申請する場合も本様式を使用すること
　　4　設計書等を添付すること

（別紙2　変更交付申請書）

年度　　地方創生道整備推進交付金変更交付申請書

番　　号
年　月　日

所管大臣（地方支分局等の長）あて

氏　　名

年　月　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった地方創生道整備推進交付金の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び経費の配分を変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請する。

注）上記「関係書類」については、交付金が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照できるよう、様式Ⅰ及び様式Ⅱにより二段書き（上段に変更前、下段に変更後を記載）したものであること

（別紙3　申請取下書）

年度　　地方創生道整備推進交付金申請取下書

番　　号
年　月　日

所管大臣（地方支分局等の長）　あて

氏　　名

　　年　月　日付　　第　　号で交付の申請を行った地方創生道整備推進交付金の実施について、その申請を取り下げたく、関係書類を添えて申請する。

記

1　申請を行った年月日
2　申請を取り下げる事由

注）　交付申請書の写しを添付すること

（別紙4　遂行状況報告書）

年度　　地方創生道整備推進交付金遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

所管大臣（地方支分局等の長）　あて

氏　　名

　　年　月　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった地方創生道整備推進交付金について、　月　日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注）遂行状況報告は、別紙様式Ⅲによること

（別紙5　実績報告書）

年度　　地方創生道整備推進交付金実績報告書

番　　号
年　月　日

所管大臣（地方支分局等の長）あて

氏　　名

　年　月　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった地方創生道整備推進交付金の実施について、その実績を下記のとおり、関係書類を添えて報告する。
　なお、あわせて精算額　　円の交付を請求する。（※概算払いの場合は、左の記述は不要）

記

1　交付金の実績
2　収支精算

注）　交付金の成績及び収支精算の記載は、様式Ⅳ及びⅤによること

（別紙6　年度終了実績報告書）

年度　　地方創生道整備推進交付金年度終了実績報告書

番　　号
年　月　日

所管大臣（地方支分局等の長）あて

氏　　名

　年　月　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった地方創生道整備推進交付金の実施について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により、　　年度における実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1　年度内に終了した事業の実績

注）1．繰越しを行わない場合は、報告する必要はない。
　　2．年度内に終了した事業の実績の記載は、様式Ⅵによること

（様式Ⅰ）

年度　　地方創生道整備推進交付金の内容及び経費内訳

（1）交付金申請額　　（円）

区　　分	交付金申請額
工事費　(a)	
（うち引上額）	
指導監督交付金（b)	
合計（a）+（b)	

注）1．「工事費」とは、要綱第8に規定する工事費をいう。

2．「引上額」とは要綱第7の規定により、負担特例法に準じて国の負担額の引上げを行った額をいう。

（2）交付金申請額内訳

①　工事費　　（円）

地域再生計画の名称	路線名	事業箇所（市町村名）	事業主体	事業内容		工事費等の経費内訳				計画期間等	
				延長(m)	幅員(m)	交付金	都道府県	市町村等	合計	完了予定年月日	再生計画の定める事業期間
	計										
	計										
	計										
合　　計											

注）1．「交付金」の欄の合計と、表（1）の「工事費」の交付金申請額とを一致させること。

② 指導監督交付金　　（円）

	経費内訳				備　　考
	交付金	都道府県	市町村等	合計	

注）市町村道に係るものについては、都道府県及び市町村等の欄を記載する必要はない。

（参考）交付金（指導監督交付金を除く）の算出根拠

（1）交付金の積算根拠　　（円）

地域再生計画の名称	路線名	事業箇所（市町村）	事業主体	全体計画			前年度までの執行事業		当該年度の事業費 (e)	進捗率（%） （f）=100×((e)+(c))÷a	交付金額		
				総事業量（m、箇所）	総事業費 (a)	交付限度額 (b)	事業費 (c)	単年度交付額 (d)			単年度交付額 (b)×(f)－(d)	引上額	合計
	計												
	計												
合計													

注）1．「全体計画」の欄における「総事業量」、「総事業費」及び「交付限度額」には、認定地域再生計画の添付書類に記載された数値を転記すること。

2．「交付金額」の合計と、様式Ⅰ（1）交付金申請額の表中における「工事費」の額とを一致させること。

3．「前年度まで執行事業費」の欄には、繰り越しを行った事業分を含む見込み額を記入すること。

4．「交付金額」の欄における引上額」については、（2）引上額の積算根拠における「当年度の引上額」を転記すること。

（2）引上額の積算根拠　　（円）

地域再生計画の名称	路線名	当該年度の引上額 (a)=(e)+(f)	引上額の積算					備考
			対象事業費 (b)	国の負担割合 (c)	引上率 (d)	引上額 (e)=(b)×(c)×(d−1.0)	調整額 (f)	
合計								

注）1．「対象事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費の額を記入すること。

2．「国の負担割合」の欄には、要綱別表1に定める「国の負担割合」を記入すること。

3．「引上率」の欄には、要綱第7に規定する引上率を記入すること。

4．「調整額」の欄には、前年度の実績報告書の様式Ⅳの（3）の「翌年度以降に必要な調整額」に記入されている額を転記すること。

（様式Ⅱ）

年度　　地方創生道整備推進交付金の収支予算書

（1）収入　　（円）

予算額					備考
交付金	都道府県負担金	市町村負担金	その他	合計	

（2）支出

区分	予算額	備考
工事費（a）		
指導監督交付金(b)		
合計（a)+(b)		

注）1．表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。

2．内訳については必要に応じ、工事設計書を添付し、明らかにすること。

（様式Ⅲ）

年度　　地方創生道整備推進交付金遂行状況報告書

地域再生計画の名称	路線名	事業箇所（市町村）	事業主体	遂行状況						備考
				交付決定額等		支出済額		出来高（%）		
				事業費	交付金	事業費	交付金	事業費	交付金	
	計									
	計									

注）１．他施設へ充当した場合は、路線名を（　　）書きにし、明らかにすること。

２．「事業費」及び「交付金」の欄には、指導監督交付金は含めないこと。

（様式Ⅳ）

年度　　地方創生道整備推進交付金の実績報告書

（1）交付金実績額　　（円）

区　　分	交付金実績額
工事費　(a)	
（うち引上額）	
指導監督交付金（b）	
合計（a）＋（b）	

注）1．「工事費」とは、要綱第8に規定する工事費をいう。

2．「引上額」とは要綱第7の規定により、負担特例法に準じて国の負担額の引上げを行った額をいう。

（2）交付金実績額内訳

①　工事費　　（円）

地域再生計画の名称	路線名	事業箇所（市町村）	事業主体	事業内容		経費内訳				計画期間等	
				延長（m）	幅員（m）	交付金	都道府県	市町村等	合計	完了年月日	再生計画の定める事業期間
	計										
	計										
	計										
合　　計											

注）1．「交付金」の欄の合計と、表（1）の「工事費」の交付金申請額とを一致させること。

2．他施設へ充当した場合は、路線名を（　　）書きにし、明らかにすること。

② 指導監督交付金　　（円）

	経費内訳				備　　考
	交付金	都道府県	市町村等	合計	

注）市町村道に係るものについては、都道府県及び市町村等の欄を記載する必要はない。

（３）翌年度以降に調整が必要な引上額

地域再生計画の名称	路線名	当該年度の引上額 (a)=(e)+(f)	引上額の積算（交付申請時点）					引上額の積算（実績報告時点）				翌年度以降に必要な調整額 (j)−(a)	備　考
			対象事業費 (b)	国の負担割合 (c)	引上率 (d)	引上額 (e)=(b)×(c)×(d−1.0)	調整額 (f)	対象事業費 (g)	国の負担割合 (h)	引上率 (i)	引上額 (j)=(g)×(h)×(i−1.0)−f		
合　　計													

注）１．「対象事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費の額を記入すること。

２．「国の負担割合」の欄には、要綱別表1に定める「国の負担割合」を記入すること。

３．「引上率」の欄には、要綱第7に規定する引上率を記入すること。

４．「調整額」の欄には、前年度の実績報告書の様式Ⅳの（３）の「翌年度以降に必要な調整額」に記入されている額を転記すること。

（様式Ｖ）

年度　　地方創生道整備推進交付金の収支精算書

（１）収入

予　　算　　額					精算額	差引増▲減額	備　　考
交付金	都道府県負担金	市町村負担金	その他	合計			

（２）支出

区　　分	予算額	精算額	差引増▲減額	備　　考
工事費（a）				
指導監督交付金（b）				
合計（a)+(b)				

注）表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。

（３）交付金精算

	交付金決定額	精算交付金総額	既受領交付金総額	差引交付金 未受領（返還）額	備　　考
工事費(a)					
指導監督交付金（b）					
合計（a)+（b）					

（様式VI）

年度　　地方創生道整備推進交付金年度終了実績報告書

（円）

地域再生計画の名称	路線名	事業箇所（市町村）	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越分		竣工予定年月日	備　　考
			事業費	交付金	事業費	交付金	事業費	交付金		

注）１．本表は事業年度ごとに別表とすること。

２．翌年度繰越額欄は、確定した繰越額欄をもって記載すること。

３．翌々年度へ繰越が行われた場合は、年度内遂行実績欄は、｛（当初年度執行分）／（次年度執行分）｝の２段書きとする。翌年度繰越額欄は、｛（翌年度繰越分）／（翌々年度繰越分）｝とする。

（別紙７）

年度　　地方創生道整備推進交付金総括表

（１）交付決定省庁別総括表　　（単位：円）

交付決定省庁	地域再生計画の名称	路線名	事業主体	当該年度								前年度までの執行事業			累計					備考
				事業内容			事業費 a	交付金		国費率		事業費 d	交付金		事業費 g=a+d	交付金		国費率		
				区分	延長(m)	幅員(m)		単年度交付額 b	引上額 c	b/a	(b+c)/a		単年度交付額 e	引上額 f		単年度交付額 h=b+e	引上額 i=c+f	h/g	(h+i)/g	
農林水産省（農村振興局）																				
		計																		
農林水産省（林野庁）																				
		計																		
国土交通省（道路局）																				
		計																		

注）１．「事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費について記入すること。

２．「交付金」の欄には、要綱第8に規定する指導監督交付金を除いた額を記入すること。

３．要綱第6の3により、交付金を他施設へ充当した場合は、実績報告時に（　　）書きとして明らかにすること。

４．当該年度及び累計の「国費率」の欄が、100%を超えないこと。

（２）路線別総括表

（単位：円）

地域再生計画の名称	路線名	交付決定省庁	前年度までの執行事業			当該年度					累計					全体計画				事業期間	備考
			事業費 a	交付金		事業費 d	交付金		国費率		事業費 g=a+d	交付金		国費率		総事業費 j	国の負担割合 k	交付限度額 j×k	事業進捗率 g/j		
				単年度交付額 b	引上額 c		単年度交付額 e	引上額 f	e/d	(e+f)/d		単年度交付額 h=b+e	引上額 i=c+f	h/g	(h+i)/g						
		農林水産省（農村振興局）																			
		農林水産省（林野庁）																			
		国土交通省（道路局）																			
		計																			
		農林水産省（農村振興局）																			
		農林水産省（林野庁）																			
		国土交通省（道路局）																			
		計																			

注）１．「事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費について記入すること。

２．「交付金」の欄には、要綱第8に規定する指導監督交付金を除いた額を記入すること。

３．当該年度及び累計の「国費率」の欄が100%を超えないこと。

４．事業期間の最終年度にあっては、路線ごとの累計の欄の「国費率（h/g）」と全体計画の欄の「国の負担割合」の欄が一致していること。